

## 2. 調査結果

### (1) 回答者の属性・世帯類型

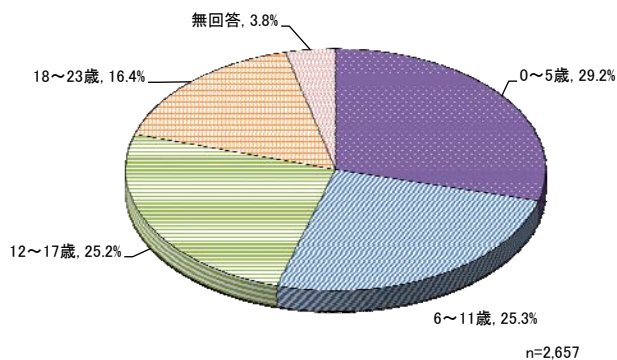
#### ①調査対象、回答者の属性

回答が得られた 2,657 件について、宛名の子ども・若者の年齢段階別にみると、「0～5 歳」が 29.2% と若干多く、「18～23 歳」が 16.4% と若干少なくなっている（図表 1-1-1）。なお、兄弟姉妹を含めて、世帯員に含まれる子ども・若者の状況についてみると、「12～17 歳」の子どもがいる世帯が 38.0% となっており、中学生～高校生段階の子どもが含まれる世帯が最も多くなっている（図表 1-1-2）。

回答者に関しては、「母親」が 69.1%、「父親」が 28.7% となっている（図表 1-1-3）。なお、市内の 18 区すべてから回答が得られており、「青葉区」が 10.2% と最も多くなっている（図表 1-1-4）。

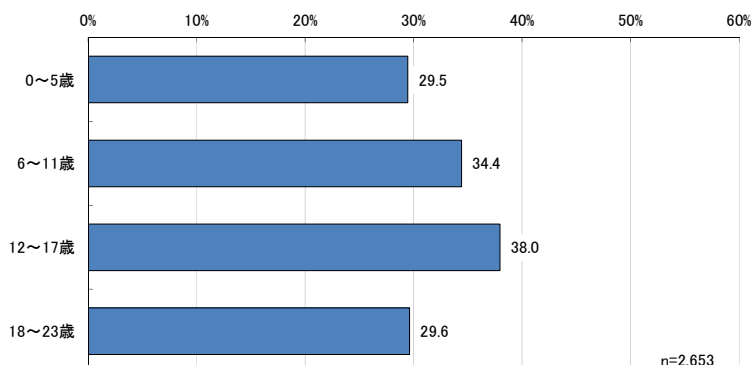
**設問** 宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方のことに、また、その兄弟姉妹のことに、それぞれ以下の①～⑨の点について教えてください（問 9①生年月）

図表 1-1-1 宛名の子ども・若者の年齢段階



**設問** 世帯員のうち、子ども・若者（平成 27 年 4 月 1 日現在 0 歳から 24 歳未満の方）の人数について教えてください（問 4）

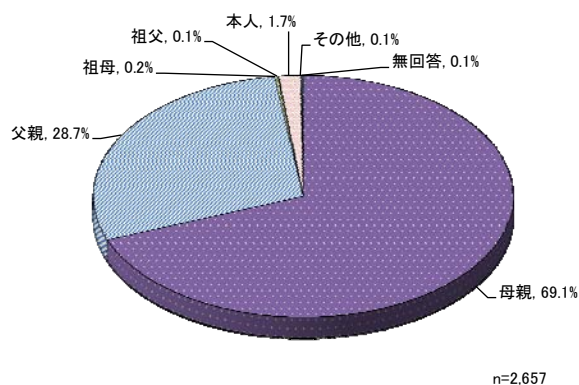
図表 1-1-2 世帯に含まれる子ども・若者の年齢段階



※子どもの年齢段階別の人数を回答いただいた設問に、それぞれ 1 人以上と回答があった世帯の割合を求めた  
※子どもの年齢段階別人数について無回答を除く

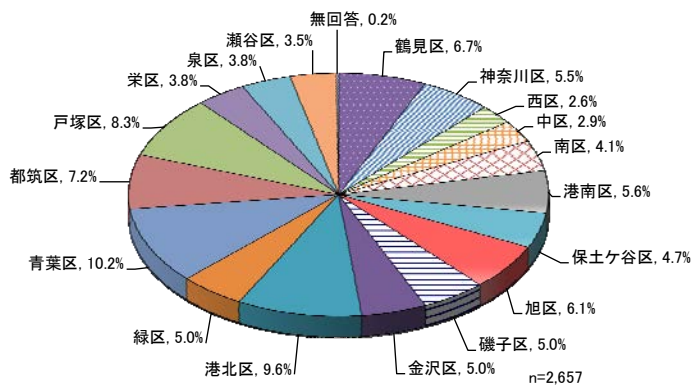
**設問** この調査に回答いただいている方（あなた）の、宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方からみた続柄について教えてください（問1）

図表 1-1-3 回答者の属性



**設問** 現在のお住まいの地区について教えてください（問2）

図表 1-1-4 居住地区



## ②世帯主の属性、世帯員の状況

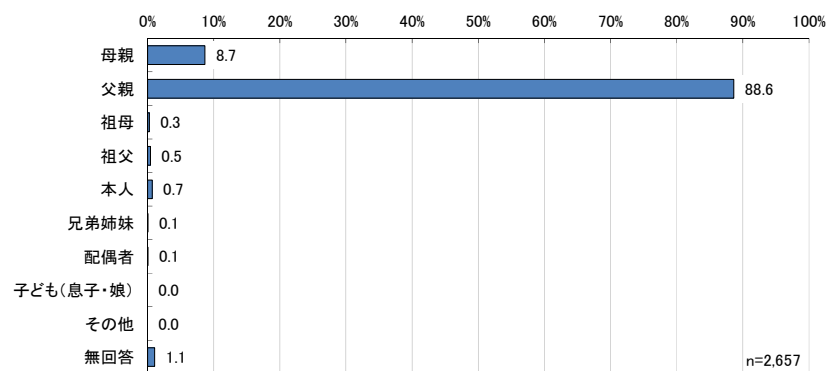
世帯主に関しては、「父親」である場合が 88.6%、「母親」である場合が 8.7%で、「本人」の場合は全体の 0.7%となっている（図表 1-2-1）。なお、世帯主の年齢は、「40~49 歳」が 43.1%と最も多くなっている（図表 1-2-2）。

世帯員の構成について、まず、ひとり親世帯か否かについてみると、「該当する」との回答は合わせて 8.8%となっている（図表 1-2-3）。なお、理由別には「離婚」による場合がもっとも多く、全体で 6.3%が該当している。

世帯員人数は、ひとり親世帯に該当する場合には「2 人」が 41.1%と最も多く、ひとり親世帯に該当しない場合には、「4 人」が 45.9%と最も多くなっている（図表 1-2-4）。なお、世帯員に含まれる方の属性に関して、ひとり親世帯に該当する場合には、「祖母」や「祖父」が世帯に含まれる割合が若干高くなっている（図表 1-2-5）。

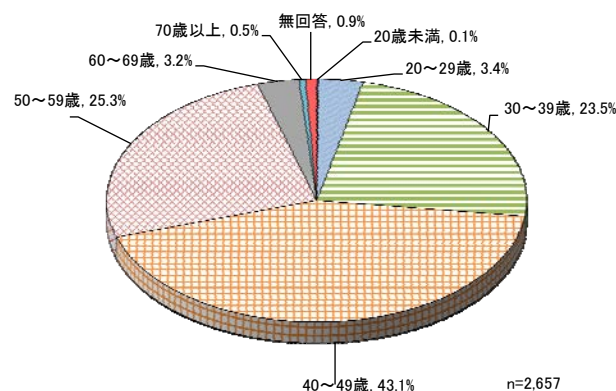
**設問** あなたの世帯の世帯主（家計の主たる収入を得ている人）はどなたですか。宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方からみた続柄についてお教えてください（問 6）

図表 1-2-1 世帯主の属性



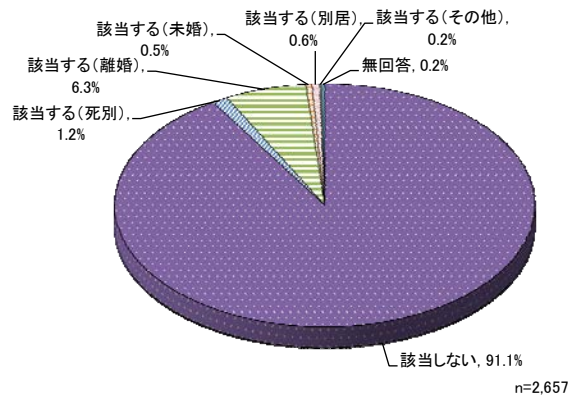
**設問** あなたの世帯の世帯主の方の生年月（西暦）についてお教えてください（問 7）

図表 1-2-2 世帯主の年齢



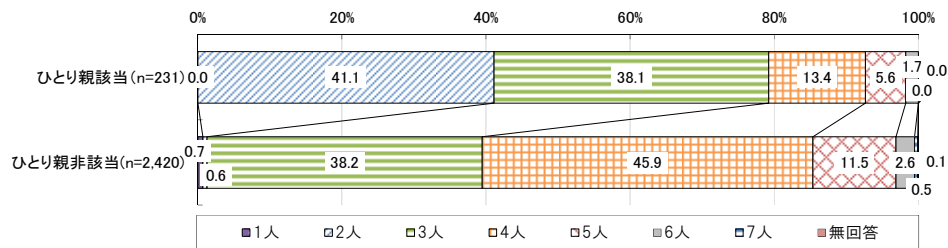
**設問** あなたの世帯は「ひとり親世帯」に該当しますか（問 8）

図表 1-2-3 ひとり親世帯の該当の有無



**設問** 普段一緒にお住まいで、生計を共にしている方（世帯員）は、あなたを含めて何人ですか（問 3）

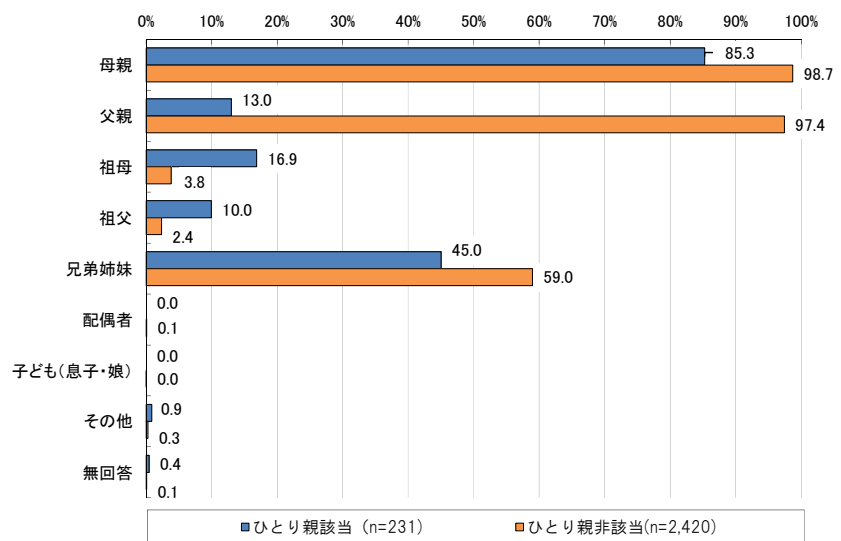
図表 1-2-4 世帯員人数



※ひとり親か否かの設問に対して無回答であったものを除いて集計している

**設問** あなたの世帯に含まれる方全員の、宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方から見た続柄について教えてください（問 5・複数回答）

図表 1-2-5 世帯員の属性



※ひとり親か否かの設問に対して無回答であったものを除いて集計している。なお、「本人」との回答は全ての世帯が該当するため、除いた結果を掲載している。

## (2) 経済的貧困の状況

### ①「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合

国が「相対的貧困率」を算出する際の基準としている可処分所得額（貧困線）を基に、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する18歳未満の子どもの割合を算出したところ、7.7%となった(図表2-1-1)。

また、24歳未満の子ども・若者についてその割合を算出したところ、同じく7.7%となった。なお、ひとり親世帯のなかでは、45.6%の方が貧困線を下回る水準で生活している状況にある。

図表 2-1-1 貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合

指標	横浜市 市民アンケート調査
世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	7.7%
世帯に含まれる24歳未満の子ども・若者のうち、貧困線を下回る世帯で生活する子ども・若者の割合	7.7%
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯に含まれる世帯員のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合 <sup>3</sup>	45.9%
子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯に含まれる世帯員のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合 <sup>4</sup>	45.6%

上記「世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」は、国において「相対的貧困率」を算出する際の基準としている、国民生活基礎調査に基づく可処分所得額（貧困線）を下回る水準で生活する子どもの割合であり、市民アンケートの回答結果に基づき、以下のような方法により算出している。なお、横浜市の中での世帯所得の額・分布を基に新たに貧困線を定め、横浜市内における相対的貧困率を算出したものではないという点には留意が必要である。

○市民アンケートの設問（問50）により、世帯の可処分所得の水準について、6つの選択肢の中から該当するものを回答いただき、国の示す貧困線を下回る水準の所得に該当するか否かを世帯ごとに判断した。

○貧困線の水準を下回る世帯に属する子どもの数について、アンケート対象の世帯に含まれる全ての子どもに占める割合を算出した。

また、算出結果について、次のような点には留意が必要である。

○可処分所得の水準をたずねた設問（問50）について、アンケート回答者の約2割の世帯は無回答であった。（18歳未満の子どもがいる世帯の有効回答数2,183件のうち、428件が無回答）

○この可処分所得の水準をたずねた設問（問50）に無回答であった約2割の世帯について、問50に回答した世帯と比較して、別の設問（問49）から把握される世帯所得額の平均額が約120万円低い状況であった。

○このようなことから、問50に無回答であった約2割の世帯には、世帯所得が相対的に低い方がより多く含まれていると推察され、他方で、問50の集計対象となった世帯では所得が相対的に多い方がより多く含まれていた可能性がある。

<sup>3</sup> 「現役世帯」とは、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯を指す。なお、ここで「大人が一人の世帯」といったときの「大人」には、親以外の場合も含まれる（「祖父(母)と子ども」「18歳以上の兄姉と子ども」といった場合が該当する）ため、必ずしも「ひとり親世帯」とは限らない。

<sup>4</sup> ここでの「ひとり親」とは、「死別、離別、未婚などにより、現に配偶者のいない男性または女性が、20歳未満の子どもを育てている世帯」に、市民アンケートの回答者が「該当する」と答えた世帯を指す。

## ②「貧困線」を下回る世帯の割合

市民アンケートでは、世帯の可処分所得の水準について、回答者本人に、世帯員人数別に設定した選択肢より回答してもらう方法により把握した（図表 2-2-1）。

あらためて、この点についての回答状況についてみると、図表 2-2-2 のようになっており、全体としては「分類Ⅰ」に該当する世帯が 2.4%、「分類Ⅱ」に該当する世帯が 4.9%となっている。

図表 2-2-1 調査票での世帯人員別可処分所得の水準（再掲）

世帯員人数	可処分所得の水準						(参考) 国の貧困線の基準
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ	
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上	122万円
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円

※調査票では世帯員人数が「8人」の場合、「9人以上」の場合について選択肢を用意していたが、該当する回答者はいなかった。

※参考として掲載した国の貧困線の基準は平成24年データに基づくものである。

図表 2-2-2 世帯人員別可処分所得の水準

世帯員人数	可処分所得の水準						集計度数 (世帯数)
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ	
1人	0.0%	38.5%	23.1%	30.8%	0.0%	7.7%	13
2人	14.1%	21.8%	20.5%	14.1%	7.7%	21.8%	78
3人	1.7%	4.4%	7.8%	15.8%	17.2%	53.1%	816
4人	1.4%	3.2%	9.9%	14.6%	24.1%	46.8%	911
5人	3.2%	4.9%	16.2%	14.6%	19.8%	41.3%	247
6人	7.8%	5.9%	25.5%	17.6%	13.7%	29.4%	51
7人	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	33.3%	33.3%	6
合計	2.4%	4.9%	10.7%	15.2%	20.0%	46.9%	2,122

※世帯員人数が「1人」の世帯は、全て宛名の若者が世帯主の世帯である。世帯員人数が「2人」の世帯は、8割以上が「ひとり親」に該当する世帯である。また、7割以上が世帯主が「母親」の世帯である。

※子どもの年齢が18歳未満であるかや現役世帯であるか否かに関わらず、回答のあった全世帯についての結果を示している。

### ③可処分所得の分類別の世帯所得の状況

今回把握した世帯員人数別の可処分所得の回答に関して、分類Ⅰ・Ⅱを貧困線以下に該当する世帯、分類Ⅲ・Ⅳを中央値以下に該当する世帯、分類Ⅴ・Ⅵを中央値以上の世帯と考え、それぞれの世帯の所得の状況についてあらためて把握を行った。

まず、世帯の所得水準の平均値・中央値についてみると、今回把握した可処分所得の分類別に、明確な違いがあることが確認できる（図表 2-3-1）。

また、可処分所得の分類別に、世帯の所得に含まれているもののなかで最も多いものについてみると、可処分所得の分類が「Ⅰ・Ⅱ」の場合には、「父親が働いて得た所得」である回答割合が 45.1%と比較的低く、「母親が働いて得た所得」や「その他の所得」との回答割合が比較的高くなっている（図表 2-3-2）。

さらに、可処分所得の分類別に、世帯所得に含まれている所得の種類についてみると、可処分所得の分類が「Ⅰ・Ⅱ」の場合には、「児童扶養手当」をはじめ、「親・親族からの仕送り」「元配偶者からの養育費」「生活保護」などが含まれる割合が比較的高くなっていることがわかる（図表 2-3-3）。

なお、可処分所得の分類別に、ひとり親世帯に該当するか否かについてみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」に関しては、ひとり親世帯に該当する割合が 41.8%、「分類Ⅲ・Ⅳ」の場合には 11.5%、「分類Ⅴ・Ⅵ」の場合には 2.1%となっている（図表 2-3-4）。

**設問** あなたの世帯の昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）の所得の合計（税込み）はいくらですか（問 49）

図表 2-3-1 等価可処分所得の分類別、世帯の所得水準

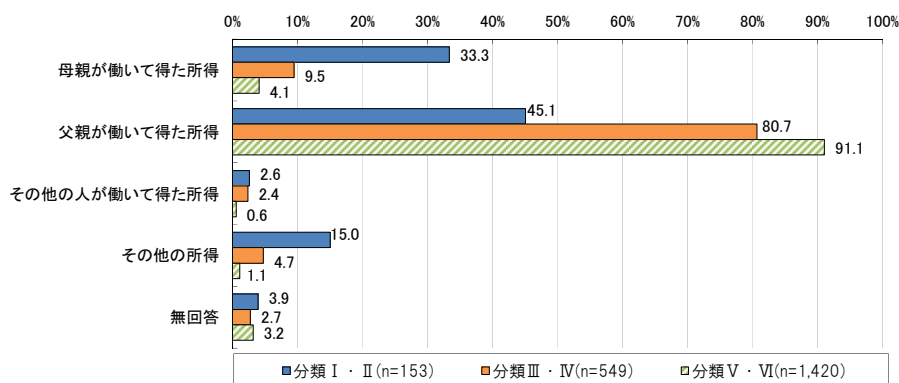
可処分所得の水準	平均値	中央値	集計度数 (世帯数)
分類Ⅰ・Ⅱ	359.2 万円	255 万円	138
分類Ⅲ・Ⅳ	535.5 万円	500 万円	526
分類Ⅴ・Ⅵ	1,051.9 万円	984 万円	1,357

※世帯所得について無回答の者は集計の対象外としている。

※子どもの年齢が 18 歳未満であるかや現役世帯であるか否かに関わらず、回答のあった全世界帯についての結果を示している。

**設問** 世帯に含まれる所得のうち、主な所得はどれですか。選択肢の中から所得の多い順に 5 つまで選び、その番号をご記入ください（問 48・「最も所得の多いもの」）

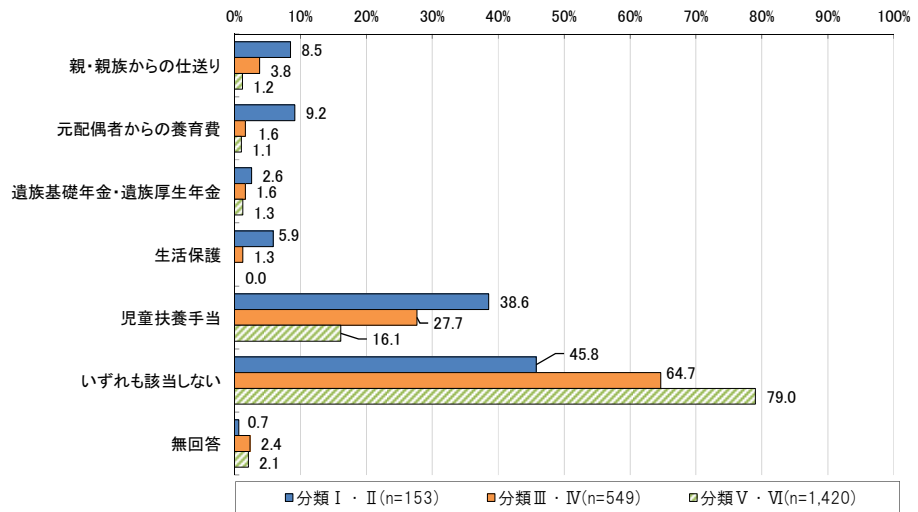
図表 2-3-2 可処分所得の分類別、世帯の所得に含まれているなかで最も多いもの



※「その他の人が働いて得た所得」とは、「祖母が働いて得た所得」「祖父が働いて得た所得」「本人が働いて得た所得」「兄弟姉妹が働いて得た所得」「配偶者が働いて得た所得」「その他の方が働いて得た所得」のいずれかに該当する場合である。また、「その他の所得」とは、「財産による所得」「公的年金・恩給による所得」「雇用保険による所得」「児童手当等による所得」「その他の社会保障給付金による所得」「仕送りによる所得」「企業年金・個人年金等による所得」「その他の所得」のいずれかに該当する場合である。

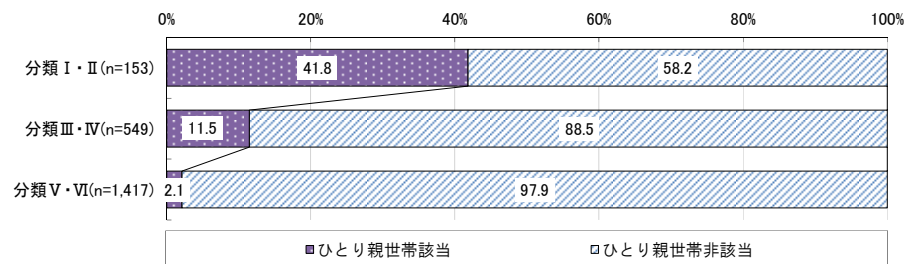
**設問** 世帯に含まれる所得の内容について、あらためておたずねします。あなたの世帯では、昨年1年間（平成26年1月1日～12月31日の期間）で、次のような形での所得はありますか（問47・複数回答）

図表 2-3-3 可処分所得の分類別、世帯に含まれている所得の種類



※「児童扶養手当」に関して、「分類Ⅴ・Ⅵ」の場合でも16.1%の回答がみられるが、これらの回答状況に関して、「児童手当」と混同して回答している者も一定程度いるのではないかと考えられる。

図表 2-3-4 可処分所得の分類別、ひとり親世帯の該当の有無



※ひとり親か否かの設問に対して無回答であったものを除いて集計している。



### (3) 社会的排除・剥奪の状況

#### ①主観的貧困（暮らし向きに対する認識）

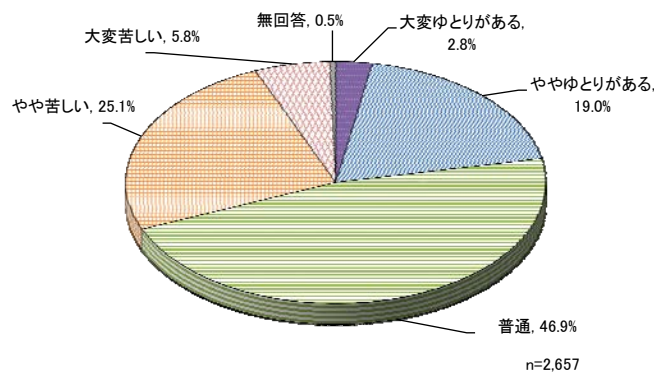
現在の暮らしの状況に対する認識についてたずねたところ、「普通」との回答が 46.9%と最も高くなっている（図表 3-1-1）。また、「大変苦しい」と「やや苦しい」との解答は合わせて 30.9%で、「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」の回答の合計（21.8%）よりも高くなっている。

この点について、回答者属性・世帯類型別にみると、回答者が宛名の子ども・若者本人の場合、「大変苦しい」「やや苦しい」の回答割合が比較的低下している（図表 3-1-2）。また、ひとり親世帯に該当する場合には、ひとり親世帯に該当しない場合（以下、「ふたり親世帯等」と表記）と比較して、「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が高くなっている。

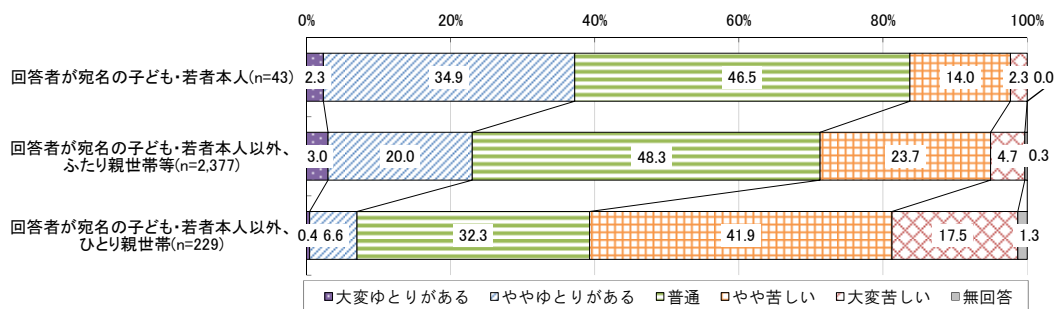
同様に、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅴ・Ⅵ」の場合には「大変苦しい」「やや苦しい」の回答割合は合わせて 16.6%であるのに対して、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合には、その割合は 64.7%となっており、明確な違いがあることがわかる（図表 3-1-3）。なお、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合には、「大変ゆとりがある」の回答は 0%（0件）であった。

**設問** 現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか（問 42）

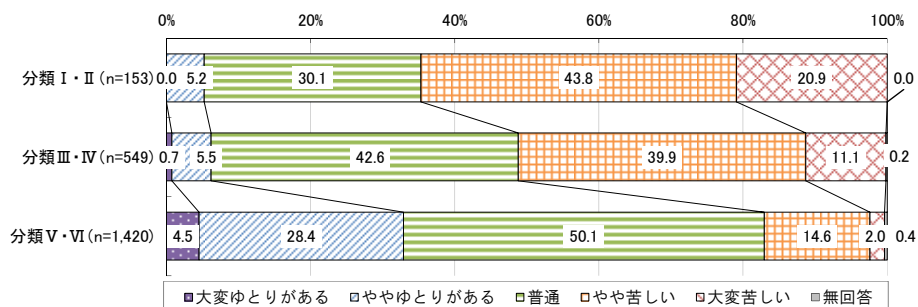
図表 3-1-1 現在の暮らしの状況に関する認識



図表 3-1-2 回答者属性・世帯類型別、現在の暮らしの状況に関する認識



図表 3-1-3 可処分所得の分類別、現在の暮らしの状況に関する認識



## ②基本ニーズ（食料・衣料）

基本ニーズの充足状況に関して、過去1年間にお金が足りなくて必要とする「食料」ならびに「衣料」が買えないことがあったかについてたずねた。

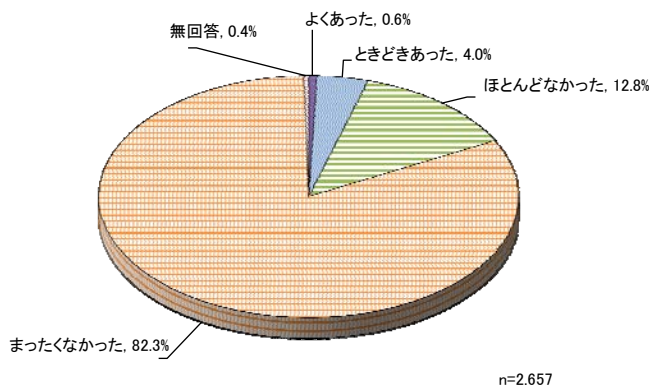
まず、「食料」に関する状況を見ると、「まったくなかった」が82.3%と大部分を占めるが、「よくあった」が0.6%、「ときどきあった」が4.0%と、一定割合でそのような状況が発生している世帯があることがわかる（図表3-2-1）。

この点について回答者属性・世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合に、「よくあった」が2.6%、「ときどきあった」が14.0%と、比較的その割合が高くなっている（図表3-2-2）。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合に、「よくあった」「ときどきあった」の割合が合わせて約2割と比較的高くなっている（図表3-2-3）。

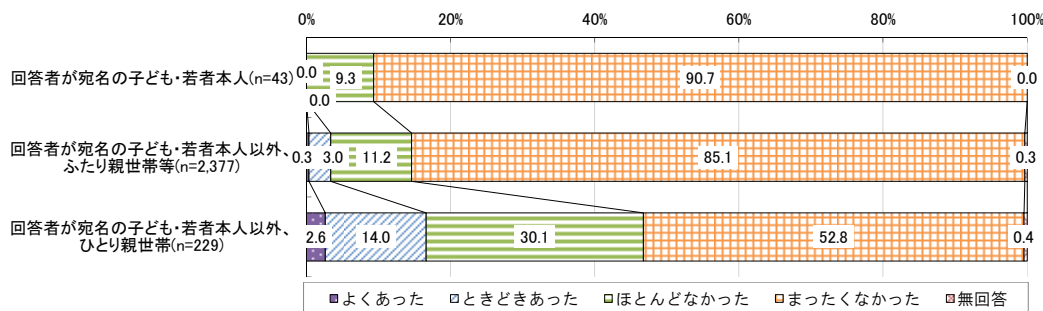
これらの回答結果については、「衣料」に関する状況についても同様に見られる。回答者全体のうち過去1年間に必要とする衣料が買えないことが「よくあった」との回答は1.2%、「ときどきあった」との回答は5.3%となっている（図表3-2-4）。回答者属性・世帯類型別にはひとり親世帯に該当する場合に「よくあった」「ときどきあった」との割合が比較的高く（図表3-2-5）、また、可処分所得の分類別には、「分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合にその割合が高いという傾向がみられる（図表3-2-6）。

**設問** あなたの世帯では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません（問40）

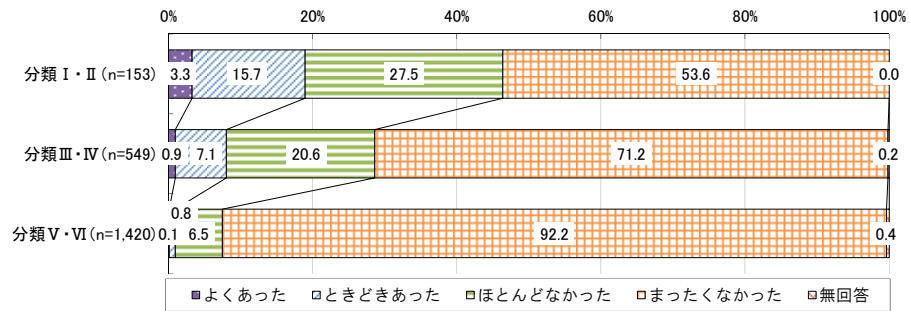
図表3-2-1 必要とする食料が買えないことがあった



図表3-2-2 回答者属性・世帯類型別、必要とする食料が買えないことがあった

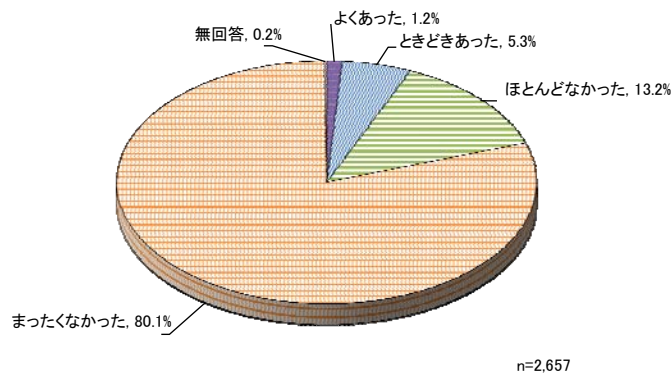


図表 3-2-3 可処分所得の分類別、必要とする食料が買えないことがあった

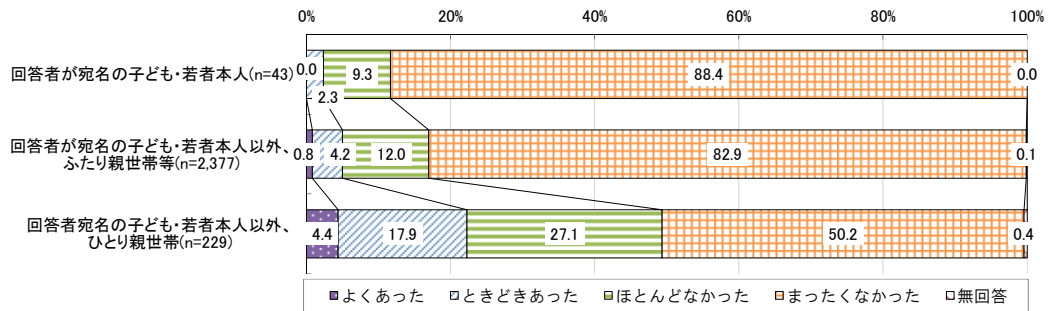


**設問** あなたの世帯では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする衣料が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません（問41）

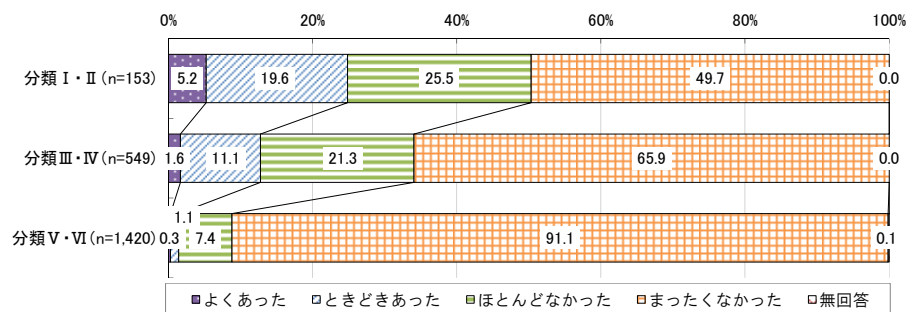
図表 3-2-4 必要とする衣料が買えないことがあった



図表 3-2-5 回答者属性・世帯類型別、必要とする衣料が買えないことがあった



図表 3-2-6 可処分所得の分類別、必要とする衣料が買えないことがあった



### ③物質的剥奪（子どもが必要とする文具・教材）

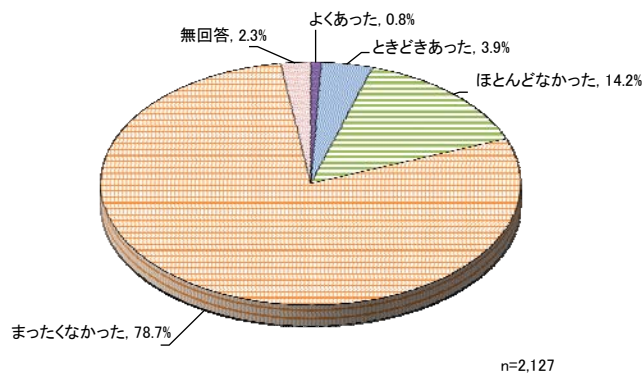
物質的剥奪の状況として、過去1年間にお金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあったかについてたずねた。

回答結果をみると、「まったくなかった」が78.7%と大部分を占めるが、「よくあった」が0.8%、「ときどきあった」が3.9%と、食料や衣服に関する回答結果と同様に、一定割合でそのような状況が発生している世帯があることがわかる（図表3-3-1）。

この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「よくあった」が4.5%、「ときどきあった」が14.7%となっている（図表3-3-2）。可処分所得の分類別には、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合に、「よくあった」が4.0%、「ときどきあった」が17.6%と、合わせて2割を超える水準となっている（図表3-3-3）。

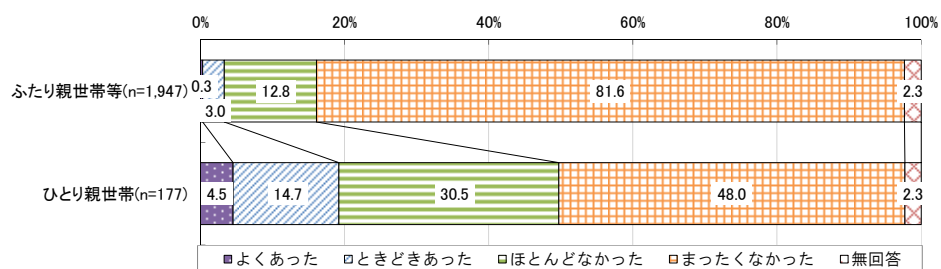
**設問** あなたの世帯では、過去1年間に、お金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがありましたか（問17、宛名の方が18歳未満の場合のみ）

図表3-3-1 子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあった

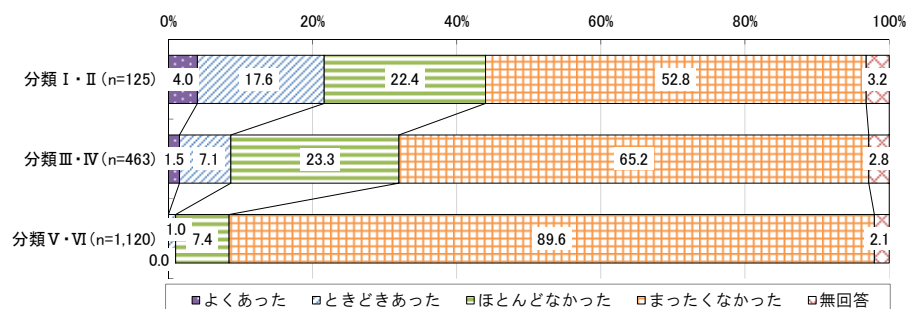


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。なお、子どもが0歳の場合等についても集計対象に含む。

図表3-3-2 世帯類型別、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあった



図表3-3-3 可処分所得の分類別、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあった



#### ④医療へのアクセス

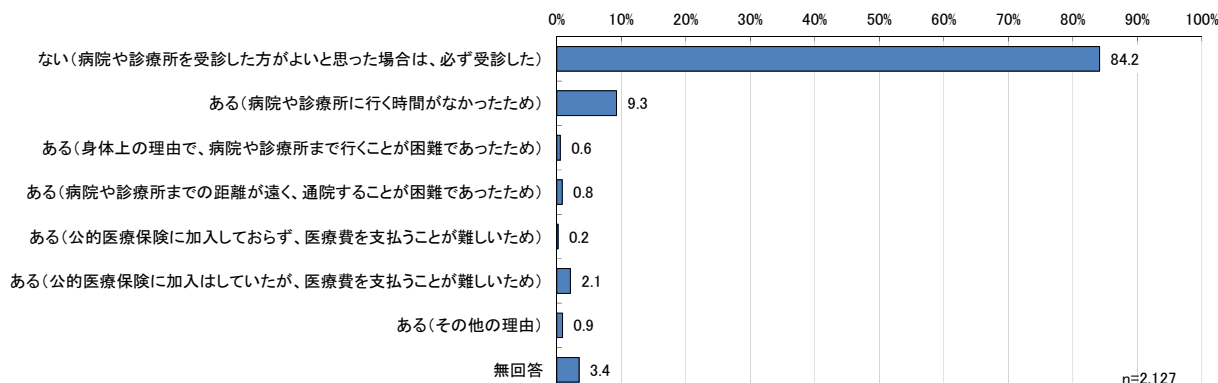
過去1年間に子どもが病気や怪我をしたときに病院を受診しなかったことが「ある」と回答した割合は、回答者全体のうち12.4%であった（「ない」「無回答」以外に回答したものの割合で、いずれかの理由により「ある」と回答した割合、図表3-4-1）。なお、受診しなかった理由で最も多くみられたのは、「病院や診療所に行く時間がなかったため」で、全体の9.3%を占めている。

この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「ない（病院や診療所を受診したほうがよいと思った場合には、必ず受診した）」の回答割合が比較的低くなっている（図表3-4-2）。

同様に、可処分所得の分類別にみると、所得の水準が低い場合ほど、「ない」の割合が低い傾向があることがわかる（図表3-4-3）。また、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合では、「公的医療保険に加入していたが、医療費を支払うことが難しいため」病院を受診しなかったことがあると回答した割合が7.2%と比較的高くなっている。

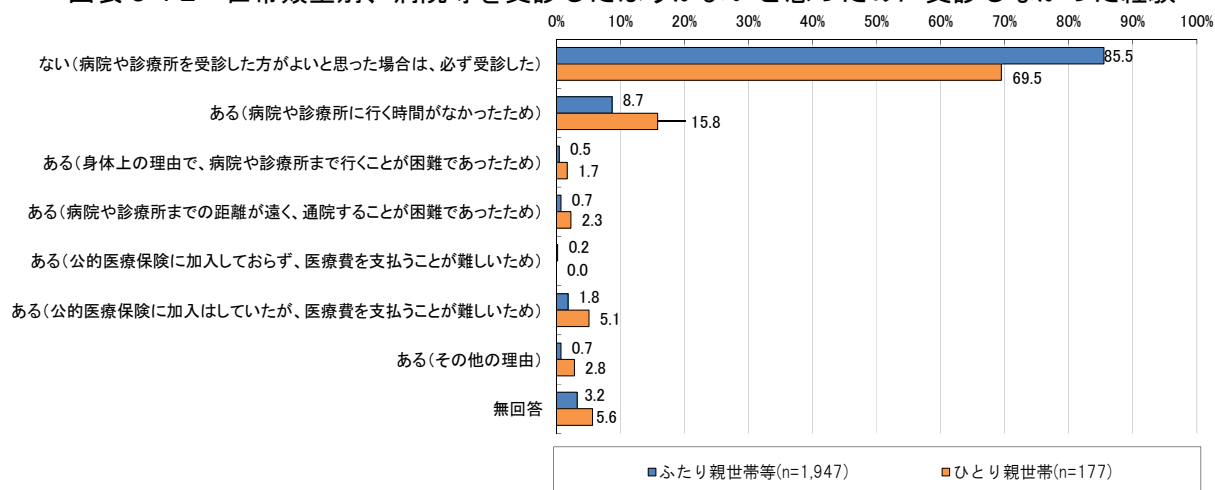
**設問** 過去1年間に、子どもについて病気や怪我の治療のために病院や診療所を受診したほうがよいと思ったのに、実際には受診しなかったことがありますか（問19・複数回答）

図表3-4-1 病院等を受診したほうがよいと思ったのに受診しなかった経験

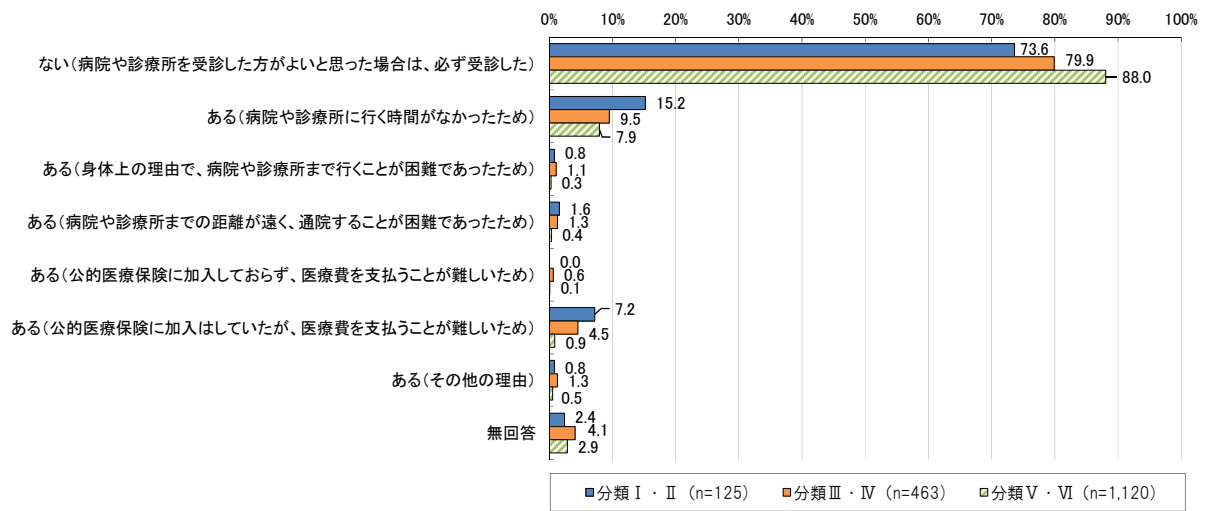


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答

図表3-4-2 世帯類型別、病院等を受診したほうがよいと思ったのに受診しなかった経験



図表 3-4-3 可処分所得の分類別、病院等を受診したほうがよいと思ったのに受診しなかった経験



### ⑤外出等の状況（旅行、外食）

日常生活の様子に関するものとして、「家族での旅行」「家族でのファミリーレストラン等での外食」の頻度についてたずねた。

まず、「家族での旅行」についてみると、回答者全体としては、「年1回程度の頻度である」との回答が37.0%と最も多くなっている（図表3-5-1）。なお、「ほとんどない」との回答は16.8%であった。

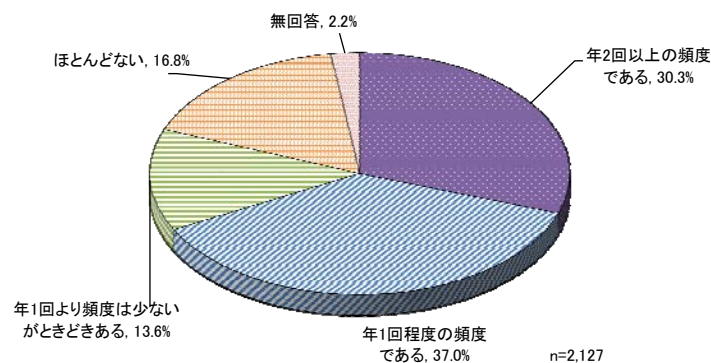
この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「ほとんどない」の割合が41.2%となっている（図表3-5-2）。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合、その割合は39.2%と、やはり約4割の水準になっている（図表3-5-3）。

同様に、「家族でのファミリーレストラン等での外食」の状況についてみると、回答者全体としては「月2回以上の頻度である」が37.6%で最も多くなっており、「ほとんどない」との回答は9.6%である（図表3-5-4）。世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合に、「ほとんどない」の回答割合は16.4%であり（図表3-5-5）、可処分所得の分類別では、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合その割合は19.2%となっている（図表3-5-6）。

**設問** あなたの世帯では、次の（ア）（イ）のようなことがどれくらいありますか

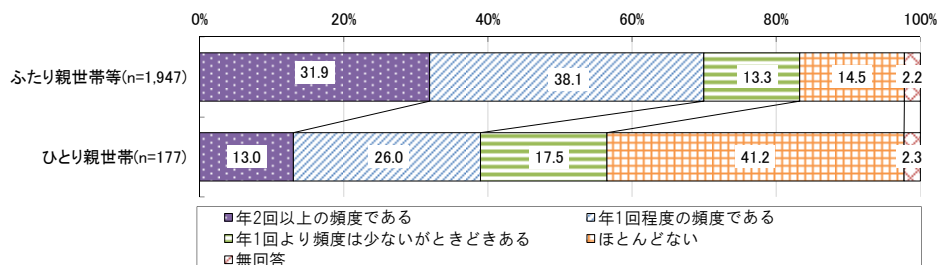
（ア）家族で旅行に行くこと（問16・ア）

図表 3-5-1 家族での旅行の頻度

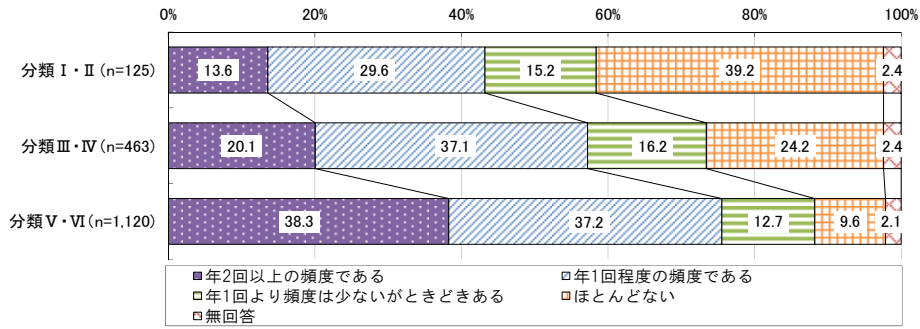


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答

図表 3-5-2 世帯類型別、家族での旅行の頻度



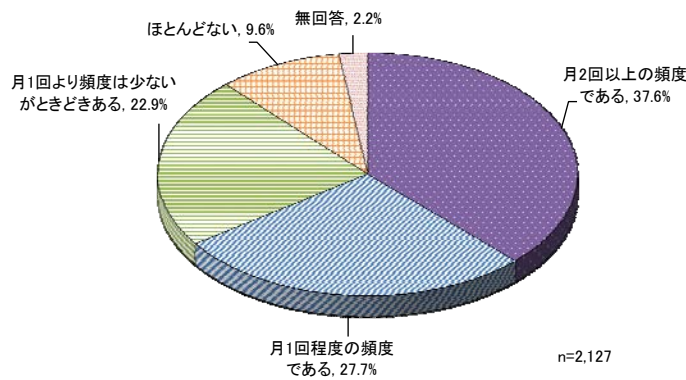
図表 3-5-3 可処分所得の分類別、家族での旅行の頻度



設問

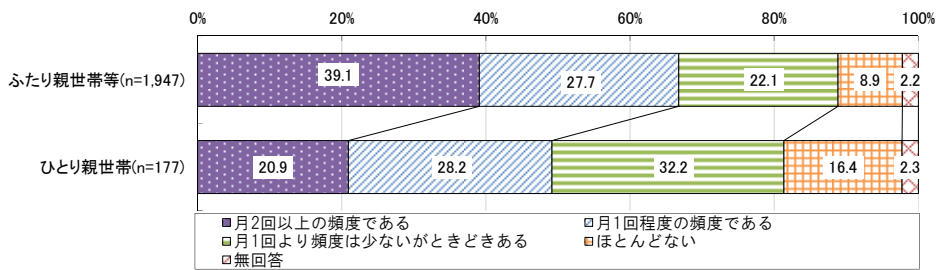
あなたの世帯では、次の（ア）（イ）のようなことがどれくらいありますか  
（イ）家族でファミリーレストラン等で外食すること（問 16・イ）

図表 3-5-4 家族での外食の頻度

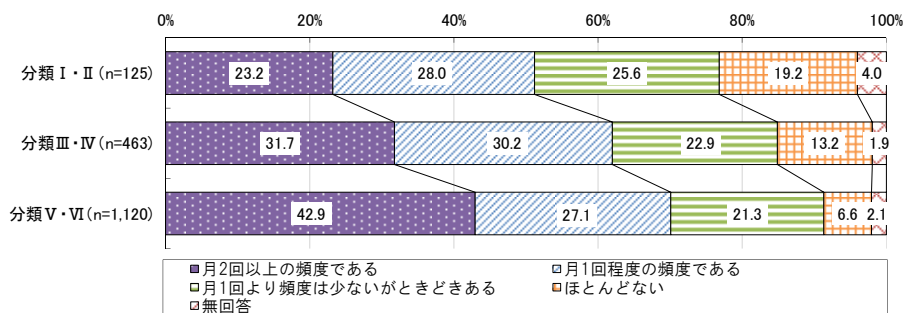


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。

図表 3-5-5 世帯類型別、家族での外食の頻度



図表 3-5-6 可処分所得の分類別、家族での外食の頻度





## ⑥家族での買い物

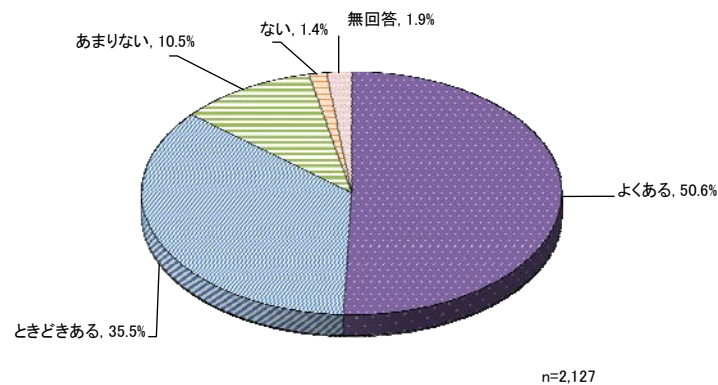
「家族での旅行」「家族でのファミリーレストラン等での外食」に対比させる形で、「家族で買い物に出かけること」の頻度についてたずねた。

まず、回答者全体としては、「よくある」との回答が 50.6%と最も多く、「ときどきある」の 35.5%と合わせると、その割合は 86.1%となっている（図表 3-6-1）。なお、「あまりない」は 10.5%、「ない」との回答は 1.4%であった。

この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「あまりない」「ない」との回答割合が比較的高く、「よくある」との回答割合が比較的低くなっている（図表 3-6-2）。また、可処分所得の分類別にみると、必ずしも所得の水準が高いほうが「よくある」の回答割合が高いという傾向にあるわけではないが、「分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合には、やはり「あまりない」「ない」の回答割合が高くなっており、合わせて 2 割以上となっている（図表 3-6-3）。

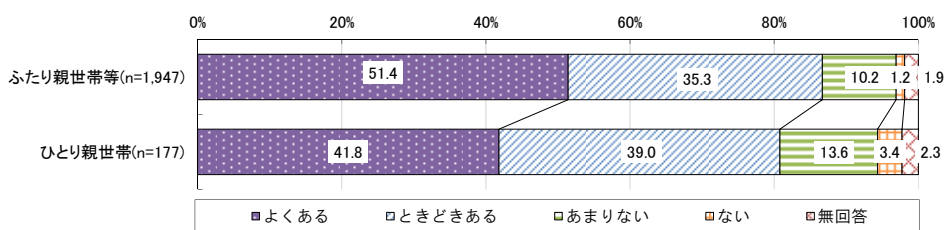
**設問** あなたの世帯では、次の（ア）（イ）のようなことがどれくらいありますか  
（ア）家族で買い物に出かけること（問 15・ア）

図表 3-6-1 家族での買い物の頻度

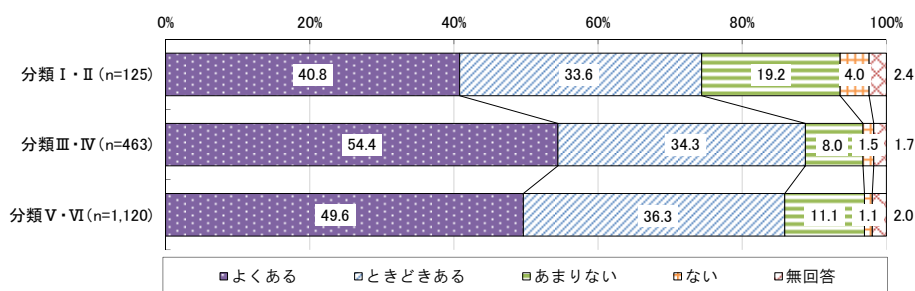


※宛名の方が 18 歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答

図表 3-6-2 世帯類型別、家族での買い物の頻度



図表 3-6-3 可処分所得の分類別、家族での買い物の頻度



## (4) 住まいの状況

### ①住居の状況

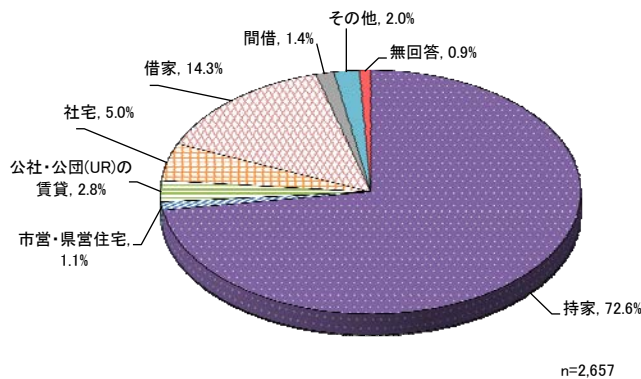
住居の状況についてみると、回答者全体としては、「持家」が72.6%と最も多くなっている（図表4-1-1）。なお、次いで多いのは民間の「借家」で14.3%である。

この点について回答者属性・世帯類型別にみると、回答者が宛名の子ども・若者本人の場合には、「社宅」が14.0%と比較的高いのが特徴となっている（図表4-1-2）。また、ひとり親世帯に該当する場合には、「借家」の割合が30.1%と比較的高くなっているほか、「市営・県営住宅」が6.6%、「間借」が4.8%と、他と比べ高くなっていることがわかる。

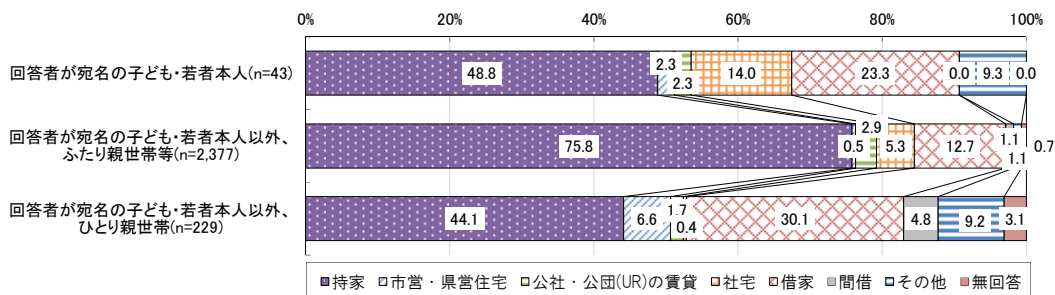
可処分所得の分類別にみると、所得の水準が高いほど「持家」の割合が高く「借家」の割合が低い傾向がみられ、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合には「市営・県営住宅」の割合が比較的高いなど、所得の水準別に住居の状況に違いがみられる（図表4-1-3）。

**設問** 現在の住居の状況について教えてください（問37）

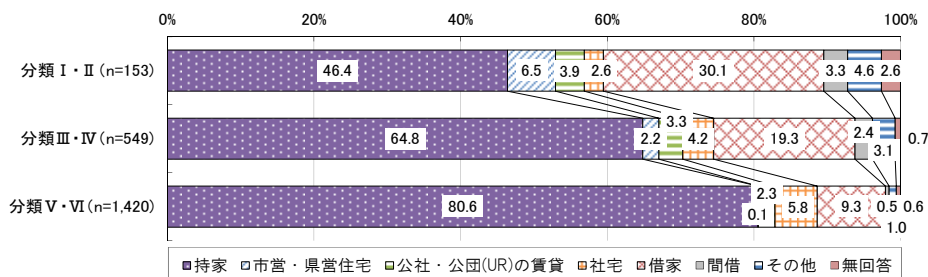
図表 4-1-1 現在の住居の状況



図表 4-1-2 回答者属性・世帯類型別、現在の住居の状況



図表 4-1-3 可処分所得の分類別、現在の住居の状況



## ②借入金の有無

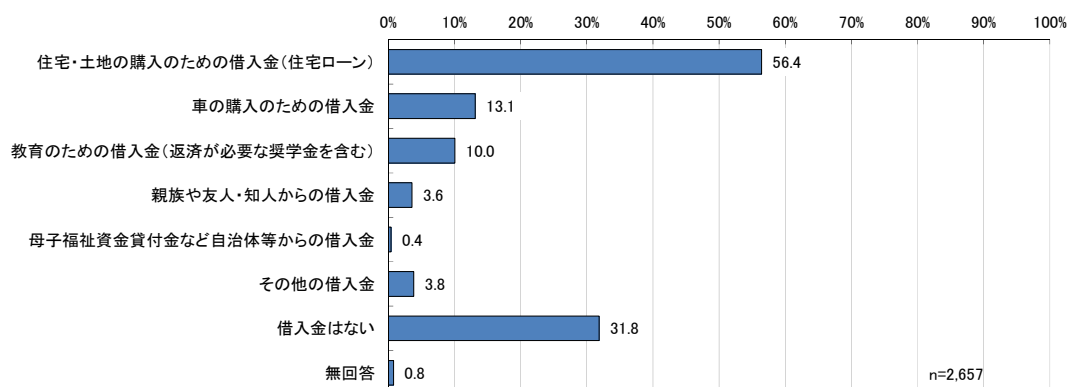
各種の借入金があるかについてたずねたところ、回答者全体としては、「住宅・土地の購入のための借入金（住宅ローン）」がある場合が56.4%で最も多く、「借入金はない」との回答は31.8%となっている（図表4-2-1）。

この点について回答者属性・世帯類型別にみると、回答者が宛名の子ども・若者本人の場合やひとり親世帯に該当する場合には、「借入金はない」の回答割合が最も高くなっている（図表4-2-2）。ただし、「教育のための借入金（返済が必要な奨学金を含む）」については、これらの者の方が該当する割合が比較的高くなっている。

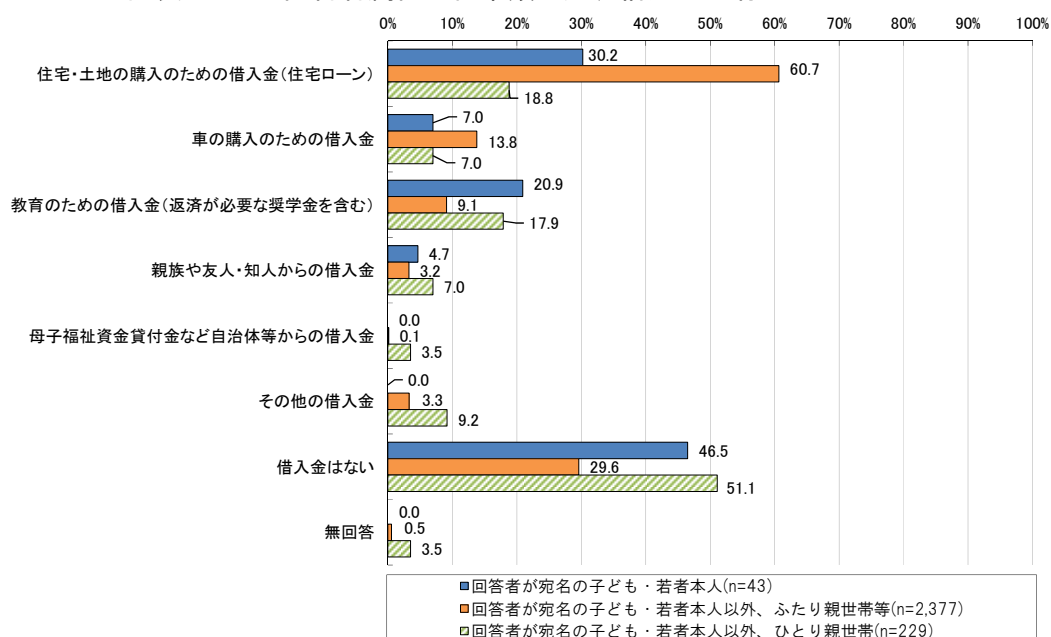
可処分所得の分類別にみると、所得の水準が高いほど「住宅・土地の購入のための借入金（住宅ローン）」がある割合が高く、他方で、「教育のための借入金（返済が必要な奨学金を含む）」や「親族や友人・知人からの借入金」「母子福祉資金貸付金など自治体等からの借入金」「その他の借入金」については、「分類Ⅰ・Ⅱ」において比較的割合が高くなっている（図表4-2-3）。

**設問** あなたの世帯では、次のような借入金はありますか（問38・複数回答）

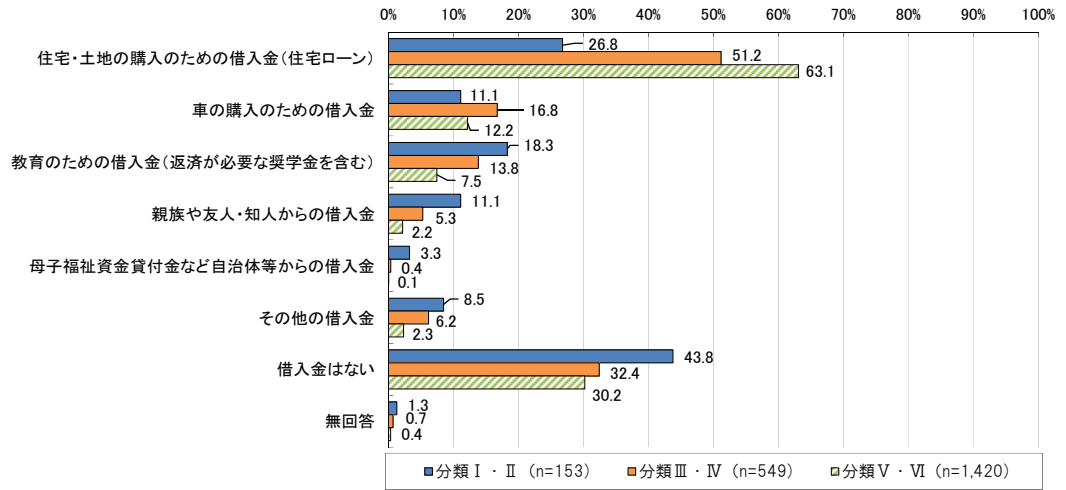
図表4-2-1 借入金の有無



図表4-2-2 回答者属性・世帯類型別、借入金の有無



図表 4-2-3 可処分所得の分類別、借入金の有無



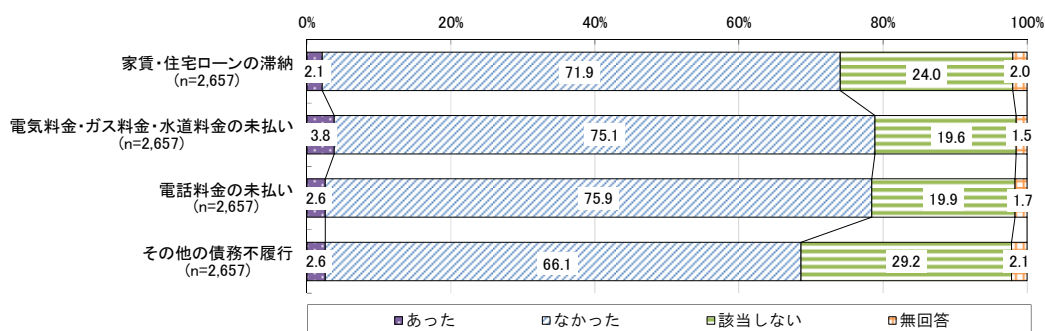
### ③家賃等滞納の有無

家賃等の滞納の有無についてたずねたところ、回答者全体としては、「家賃・住宅ローンの滞納」「電気料金・ガス料金・水道料金の未払い」「電気料金の未払い」「その他の債務不履行」のそれぞれについて、「あった」との回答割合は5%未満となっている（図表 4-3-1）。

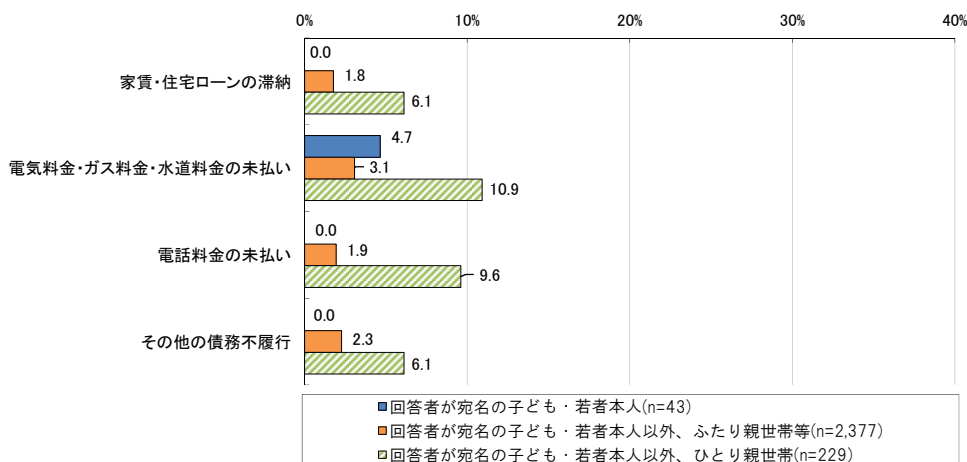
この点について、それぞれ「あった」との回答割合に着目して、回答者属性・世帯類型別にみると、いずれの点についても、ひとり親世帯である場合にその割合が高くなっている（図表 4-3-2）。また、可処分所得の分類別にみた場合には、所得の水準が低いほどそれぞれ「あった」との回答割合が高くなっていることがわかる（図表 4-3-3）。

**設問** あなたの世帯では、過去1年間に、経済的な理由で家賃・住宅ローンの滞納、各種料金の未払い、債務の返済ができないことがありましたか（問39）

図表 4-3-1 家賃等滞納の有無

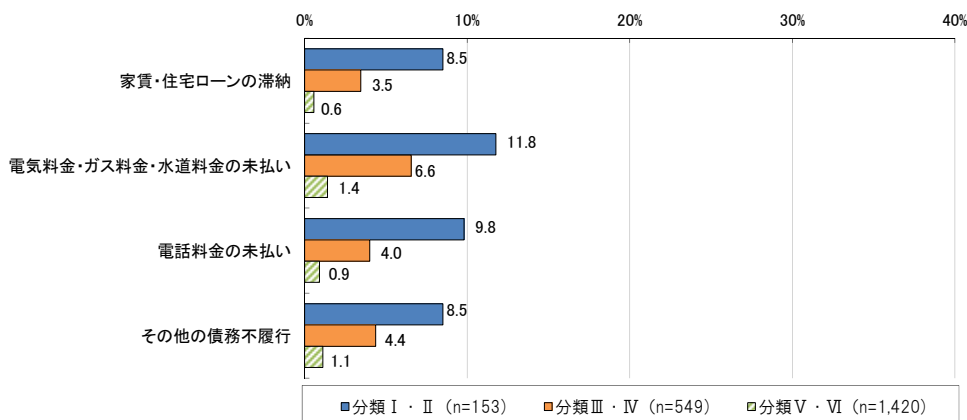


図表 4-3-2 回答者属性・世帯類型別、家賃等滞納が「あった」との回答割合



※集計には「該当しない」や「無回答」であったものも分母を含む。

図表 4-3-3 可処分所得の分類別、家賃等滞納が「あった」との回答割合



※集計には「該当しない」や「無回答」であったものも分母を含む。

#### ④転居の有無

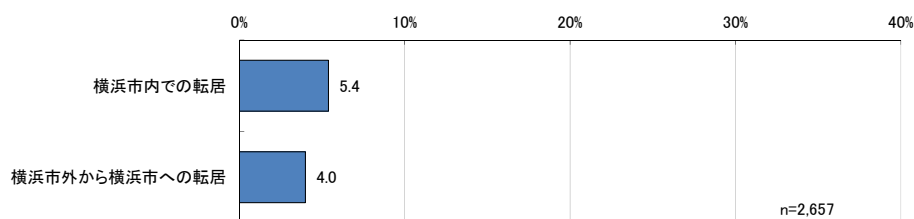
過去 1 年間の転居の有無についてみると、回答者全体では、「横浜市内での転居」があった割合は 5.4%、「横浜市外から横浜市への転居」は 4.0%となっている（図表 4-4-1）。

この点について回答者属性・世帯類型別にみると、回答者が宛名の子ども・若者本人の場合には、「横浜市外から横浜市への転居」の割合が比較的高くなっている（図表 4-4-2）。また、ひとり親世帯の場合には、「横浜市内での転居」の割合が比較的高くなっている。

可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合に「横浜市内での転居」が 11.1%と、比較的高くなっている（図表 4-4-3）。

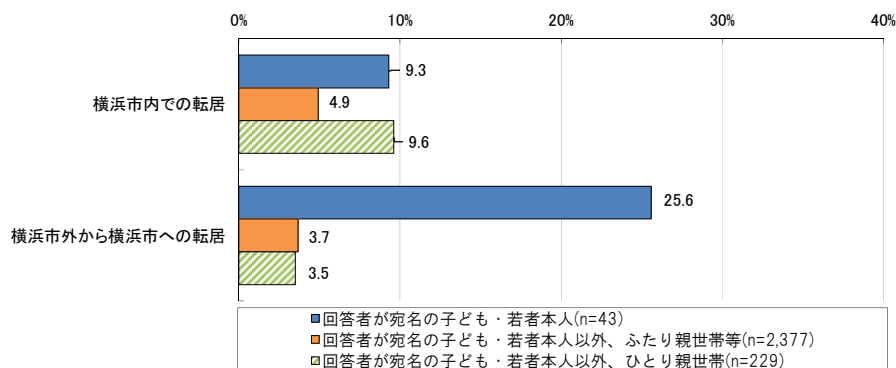
**設問** あなたは、過去 1 年間に次のようなことを経験しましたか（問 24・複数回答）

図表 4-4-1 転居があった人



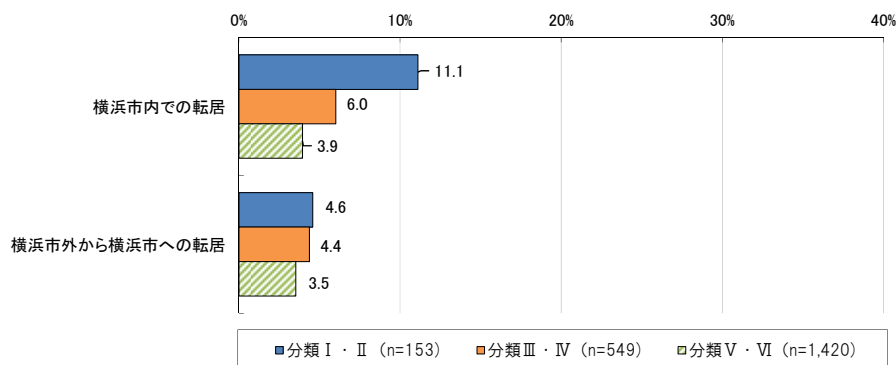
※離職・転職の有無や離婚の有無等とあわせてたずねた設問。集計には無回答であったものも分母に含む。

図表 4-4-2 回答者属性・世帯類型別、転居があった人



※離職・転職の有無や離婚の有無等とあわせてたずねた設問。集計には無回答であったものも分母に含む。

図表 4-4-3 可処分所得の分類別、転居があった人



※離職・転職の有無や離婚の有無等とあわせてたずねた設問。集計には無回答であったものも分母に含む。

## (5) 就業の状況

### ①就業の有無、離職・転職経験

現在の就業の状況について、回答者が宛名の子ども・若者本人の場合には本人に関して、保護者の場合には、配偶者に関する情報もあわせて、父親・母親の別にたずねた。

回答結果についてみると、ふたり親世帯等の場合には、「父親」の96.8%がひとつまたは複数の仕事をしており、他方で「母親」の約4割は働いていないとの回答となっている(図表5-1-1)。これに対し、ひとり親世帯の場合、「父親」(父子世帯)の場合には、ひとつまたは複数の仕事をしているのは90.3%、「母親」(母子世帯)の場合には、80.5%となっている。

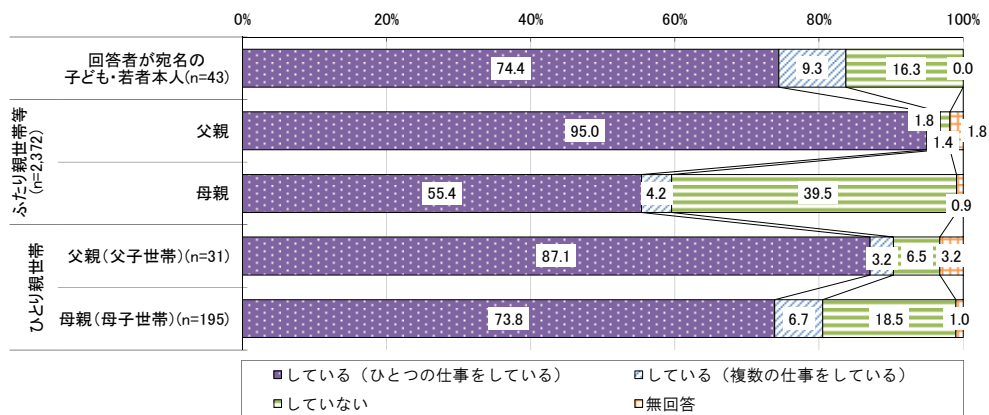
また、ふたり親世帯等に関して、可処分所得の分類別に就業の状況についてみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合には、「父親」について「働いていない」の回答割合が8.5%と、「分類Ⅲ・Ⅳ」、「分類Ⅴ・Ⅵ」の「父親」と比較した場合に若干高くなっている(図表5-1-2)。なお、「複数の仕事をしている」の割合についても、「父親」「母親」ともに、「分類Ⅰ・Ⅱ」で比較的高くなっていることがわかる。

このほか、過去1年間での離職・転職経験の有無についてみると、転職経験について、ひとり親世帯の母親で該当するとの回答割合が比較的高くなっている(図表5-1-3)。

**設問** あなたは、現在収入をとまなう仕事をしてしていますか(問25)

**設問** 配偶者の方は、現在収入をとまなう仕事をしてしていますか(問32)

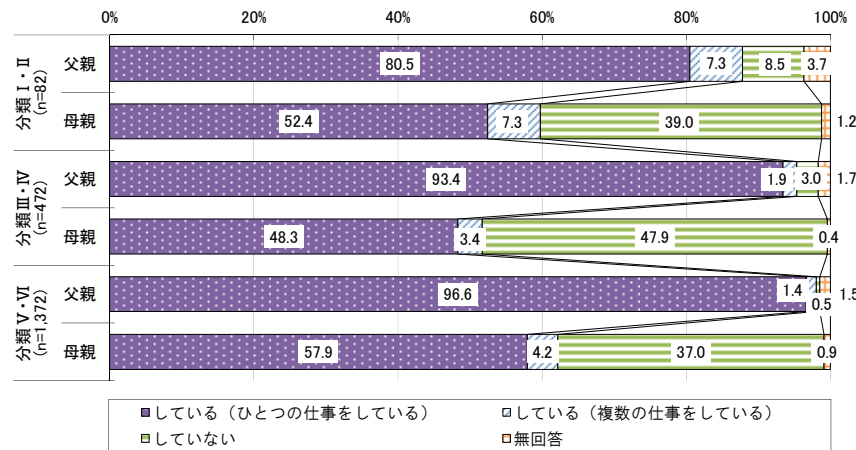
図表 5-1-1 回答者属性・世帯類型別、就業の有無



※回答者が「本人」「父親」「母親」のいずれか以外のもはここでは集計の対象外とした。

※ふたり親世帯等について、「父親」の回答は、回答者が「父親」の場合の本人の就業状況と、回答者が「母親」の場合の配偶者の就業状況を合計して算出している。「母親」の回答は、回答者が「母親」の場合の本人の就業状況と、回答者が「父親」の場合の配偶者の就業状況を合計して算出している。

図表 5-1-2 可処分所得の分類別、父親・母親の就業の有無（ふたり親世帯等のみ）

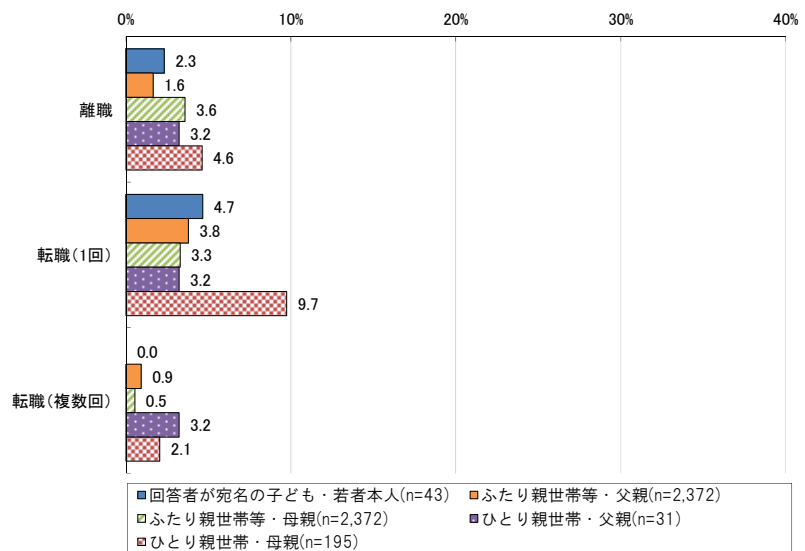


※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

※「父親」の回答は、回答者が「父親」の場合の本人の就業状況と、回答者が「母親」の場合の配偶者の就業状況を合計して算出している。「母親」の回答は、回答者が「母親」の場合の本人の就業状況と、回答者が「父親」の場合の配偶者の就業状況を合計して算出している。

**設問** あなたは、過去1年間に次のようなことを経験しましたか（問24・複数回答）

図表 5-1-3 回答者属性・世帯類型別、過去1年間での離職・転職経験（経験がある人の割合）



※転居の有無や離婚の有無等とあわせてたずねた設問。集計には無回答であったものも分母に含む。

※回答者が「本人」「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

※ふたり親世帯等について、「父親」の回答は、回答者が「父親」の場合の本人の就業状況と、回答者が「母親」の場合の配偶者の就業状況を合計して算出している。「母親」の回答は、回答者が「母親」の場合の本人の就業状況と、回答者が「父親」の場合の配偶者の就業状況を合計して算出している。



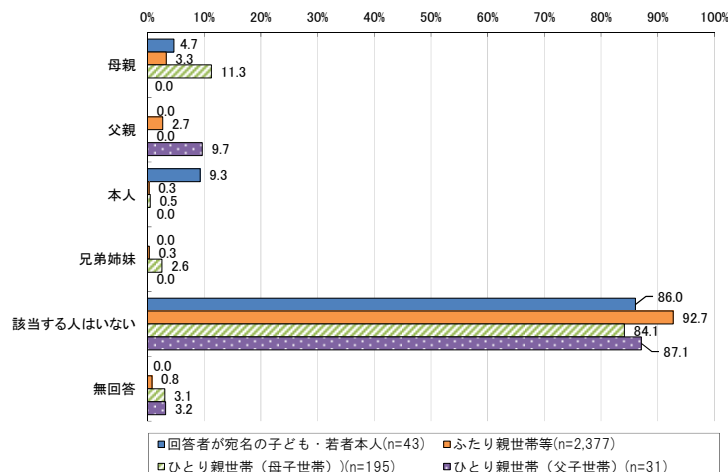
## ②ダブルワーク等の状況

就業の状況について、あらためて、ダブルワークの状況（世帯の中で同時に複数の仕事を掛け持ちした人があるかどうか）について把握したところ、ふたり親世帯等では、「母親」について3.3%、「父親」について2.7%であるのに対して、母子世帯では11.3%、父子世帯では9.7%と、それぞれ比較的高くなっている。なお、回答者が宛名の本人であった場合、「本人」との回答割合が9.3%となっている（図表 5-2-1）。また、可処分所得の分類とダブルワークの関係についてみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合について「父親」「母親」共に該当する割合が高くなっており、他方で「該当する人はいない」の割合は比較的低くなっている（図表 5-2-2）。

さらに、深夜・早朝の時間帯での勤務の有無について把握したところ、回答者属性・世帯類型別には、ふたり親世帯等では、「母親」が4.4%であるのに対して、母子世帯では15.9%と比較的高くなっている（図表 5-2-3）。可処分所得の分類別にみると、「父親」に関しては「分類Ⅲ・Ⅳ」の場合に最もその割合が高く、「母親」については「分類Ⅰ・Ⅱ」で最も高いという結果となっている（図表 5-2-4）。

**設問** あなたの世帯に含まれる方で、昨年1年間（平成26年1月1日～12月31日の期間）に、同時に複数の仕事を掛け持ちした人はいますか（問43・複数回答）

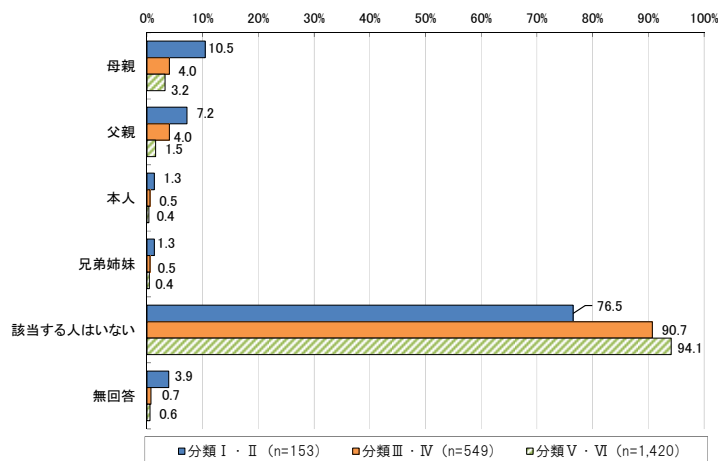
図表 5-2-1 回答者属性・世帯類型別、ダブルワーク等の状況（経験がある人の割合）



※「祖母」「祖父」「配偶者」「その他」についても調査しているが、これらについては該当者が少ないことからここでは非掲載とした。

※「兄弟姉妹」について、ここでの集計では、兄弟姉妹がいない世帯も集計の対象としている。

図表 5-2-2 可処分所得の分類別、ダブルワーク等の状況（経験がある人の割合）

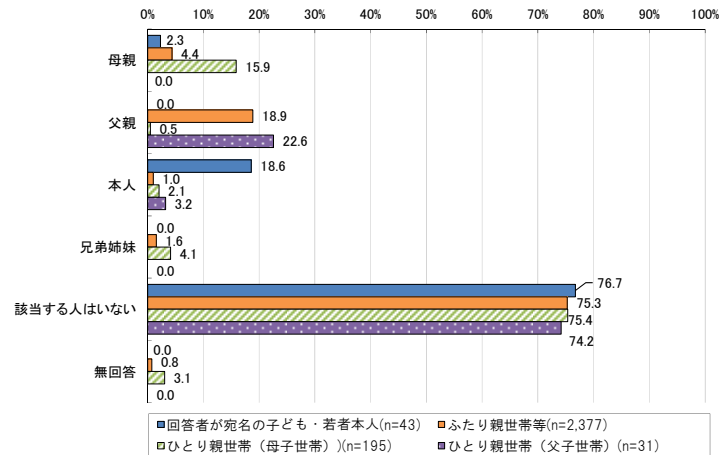


※「祖母」「祖父」「配偶者」「その他」については、該当者が少ないことからここでは非掲載とした。

※「兄弟姉妹」について、ここでの集計では、兄弟姉妹がいない世帯も集計の対象としている。

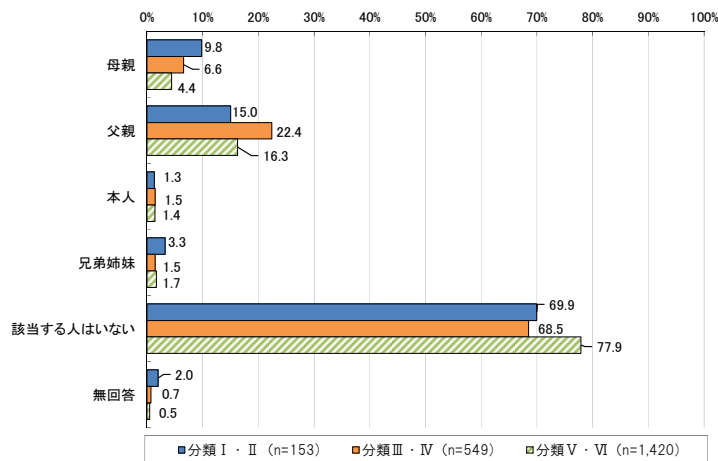
**設問** あなたの世帯に含まれる方で、昨年1年間（平成26年1月1日～12月31日の期間）に、深夜（22時～5時頃）や早朝（5時～8時）の時間を勤務時間として仕事をしていましたか（問44・複数回答）

図表 5-2-3 回答者属性・世帯類型別、深夜・早朝の時間帯での勤務の状況（経験がある人の割合）



※「祖母」「祖父」「配偶者」「その他」については、該当者が少ないことからここでは非掲載とした。  
 ※「兄弟姉妹」について、ここでの集計では、兄弟姉妹がいない世帯も集計の対象としている。

図表 5-2-4 可処分所得の分類別、深夜・早朝の時間帯での勤務の状況（経験がある人の割合）



※「祖母」「祖父」「配偶者」「その他」については、該当者が少ないことからここでは非掲載とした。  
 ※「兄弟姉妹」について、ここでの集計では、兄弟姉妹がいない世帯も集計の対象としている。

### ③就業形態

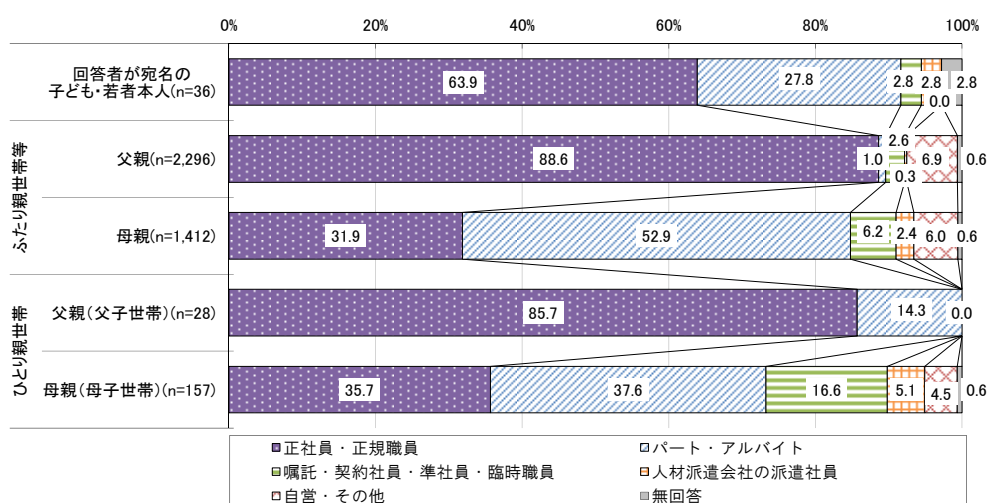
就業している場合の就業形態についてみると、ふたり親世帯等・ひとり親世帯の場合ともに、「父親」に関しては、「正社員・正規社員」の割合が8割以上となっている（図表5-3-1）。他方で、「母親」の場合には、「正社員・正規職員」の割合は3割強となっている。

ふたり親世帯等に関して、可処分所得の分類別に就業形態についてみると、「父親」「母親」とともに、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合には、「正社員・正規職員」の回答割合が低くなっている（図表5-3-2）。他方で、「自営・その他」については、「分類Ⅰ・Ⅱ」において割合が高くなっている。

**設問** 【問25で「している」と回答した人のみ】現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか（問25-1-1）

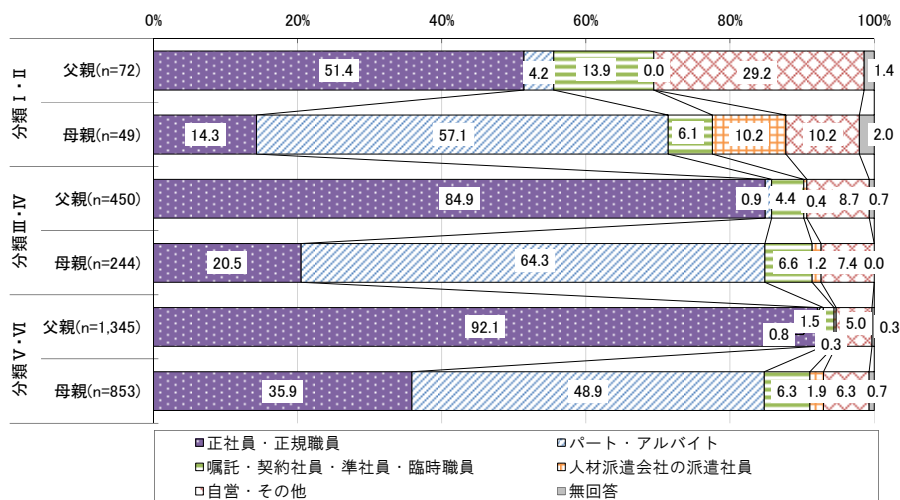
**設問** 【問32で「している」と回答した人のみ】配偶者の方の現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか（問32-1-1）

図表5-3-1 就業形態



※回答者が「本人」「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。  
 ※ふたり親世帯等について、「父親」の回答は、回答者が「父親」の場合の本人の就業状況と、回答者が「母親」の場合の配偶者の就業状況を合計して算出している。「母親」の回答は、回答者が「母親」の場合の本人の就業状況と、回答者が「父親」の場合の配偶者の就業状況を合計して算出している。  
 ※「自営・その他」は、「自営業主（商店主・農業など）」「自家営業の手伝い」「その他」を合わせた値である。

図表5-3-2 可処分所得の分類別、父親・母親の就業形態（ふたり親世帯等のみ）



※回答者が「本人」「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。  
 ※「自営・その他」は、「自営業主（商店主・農業など）」「自家営業の手伝い」「その他」を合わせた値である。

#### ④就労意向、働けない理由

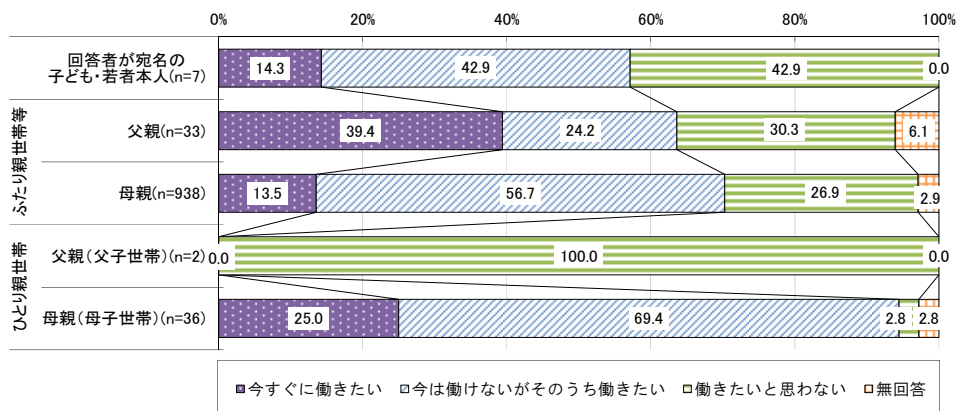
現在就業していない人に関して、働く意向があるかをたずねたところ、ふたり親世帯等の父親については、「今すぐに働きたい」が39.4%と比較的高くなっている（図表5-4-1）。ひとり親世帯では、「父親」（父子世帯）の2件についていずれも「働きたいと思わない」となっており、「母親」（母子世帯）では、「今は働けないがそのうち働きたい」の回答が69.4%と比較的高くなっている。なお、「母親」（母子世帯）について、「働きたいと思わない」との回答は2.8%であった。

「今は働けないがそのうち働きたい」と回答した場合について、集計対象者を「母親」に限定し、どのような状況になれば働きたいと思うかについて世帯類型別・可処分所得の分類別にみると、ひとり親世帯の場合、またはふたり親世帯等の場合でも可処分所得が「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合について、「自分の問題（健康など）が解決したら」の回答割合が比較的高くなっている（図表5-4-2）。他方で、「分類Ⅲ・Ⅳ」「分類Ⅴ・Ⅵ」の場合には、「子どもが小学校に入学したら」の回答割合が比較的高くなっており、回答に違いがあることがわかる。

**設問** 【問25で「していない」と回答した人のみ】あなたは現在働きたいと思っていますか（問25-2-1）

**設問** 【問32で「していない」と回答した人のみ】配偶者の方は現在働きたいと思っていますか（問32-2-1）

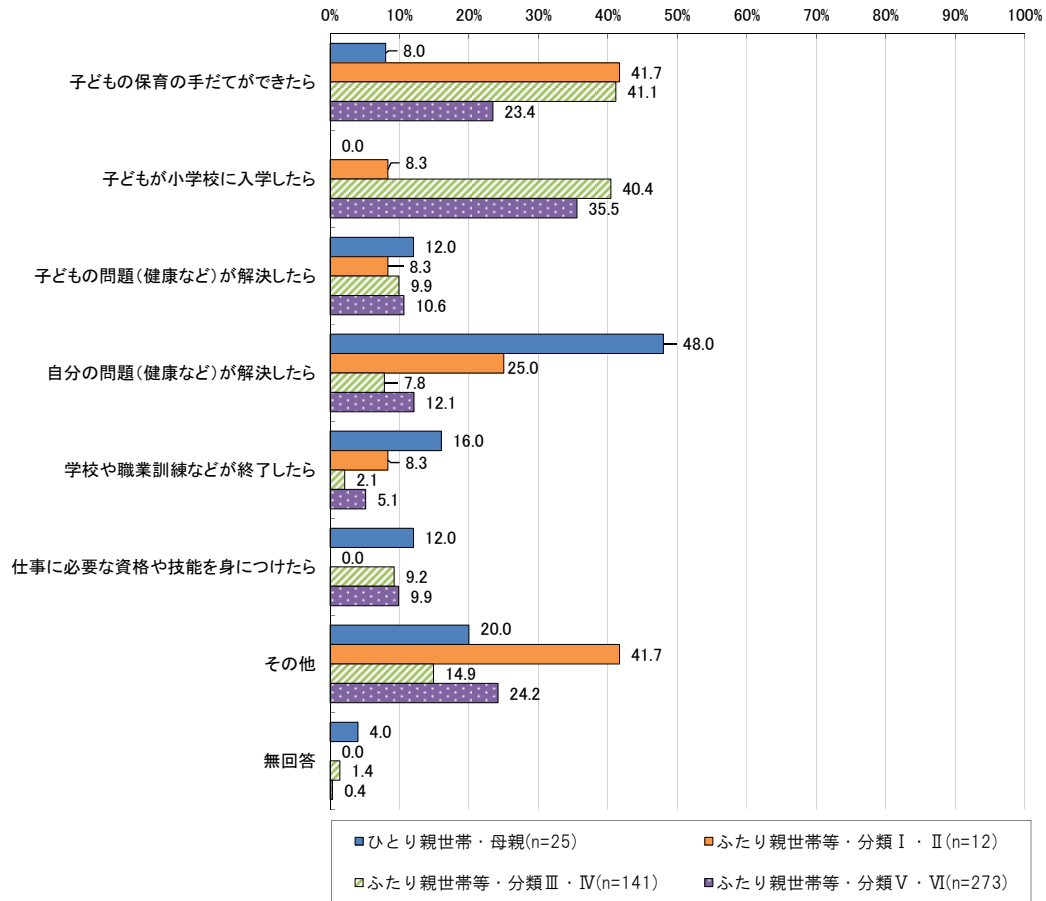
図表 5-4-1 就労意向



※回答者が「本人」「父親」「母親」のいずれか以外のもはここでは集計の対象外とした。

- 【設問】 【問 25-2-1 で「今は働けないがそのうち働きたい」と回答した人のみ】 どのような状況になれば働きたいと思いますか（問 25-2-3）
- 【設問】 【問 32-2-1 で「今は働けないがそのうち働きたい」と回答した人のみ】（配偶者の方について） どのような状況になれば働きたいと思いますか（問 32-2-3）

図表 5-4-2 働くための条件（「母親」のみ）



※「父親」に関しては、集計対象の度数が少ないことから、ここでは集計の対象外とした

## (6) 健康状態

### ①保護者の健康状態

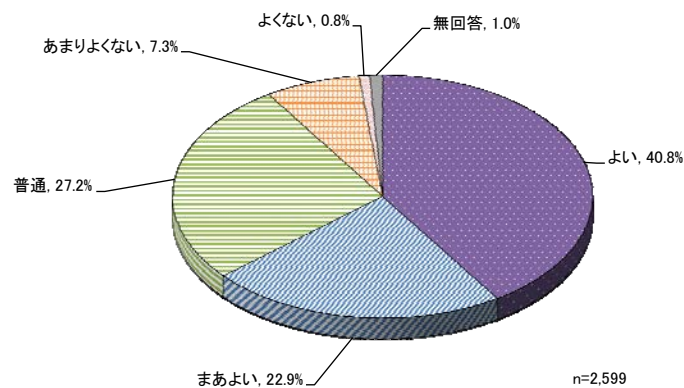
保護者の現在の健康状態についてみると、4割以上が「よい」と回答している（図表 6-1-1）。なお、「あまりよくない」は7.3%、「よくない」は0.8%であった。

この点について、世帯類型別にみると、ふたり親世帯等では、健康状態について4割以上が「よい」と回答しているが、他方で、ひとり親世帯の場合には、「よい」との回答割合が比較的低く、「あまりよくない」「よくない」の割合が比較的高くなっている（図表 6-1-2）。

また、可処分所得の分類別にみると、所得の水準が低いほど健康状態について「よい」との回答割合は低くなっており、「あまりよくない」「よくない」の割合が比較的高くなっている（図表 6-1-3）。

**設問** あなたの現在の健康状態はいかがですか（問 26）

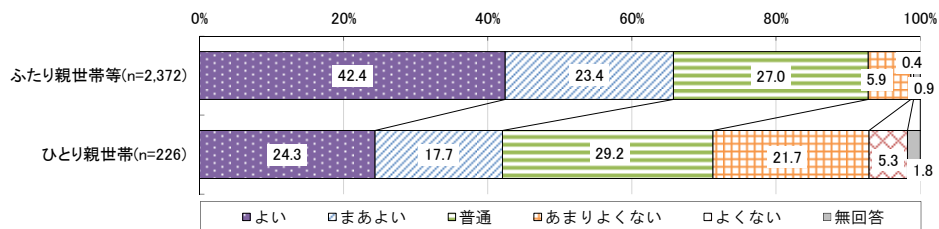
図表 6-1-1 世帯類型別、保護者の健康状態（回答者：父親・母親のみ）



※回答者本人の健康状態について集計した。

※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものであれば集計の対象外とした。

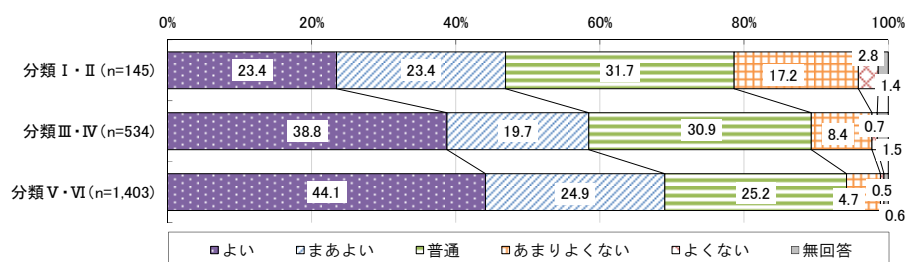
図表 6-1-2 世帯類型別、保護者の健康状態（回答者：父親・母親のみ）



※回答者本人の健康状態について集計した。

※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものであれば集計の対象外とした。

図表 6-1-3 可処分所得の分類別、保護者の健康状態（回答者：父親・母親のみ）



※回答者本人の健康状態について集計した。

※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものであれば集計の対象外とした。

## ②保護者の病気・障害等の有無

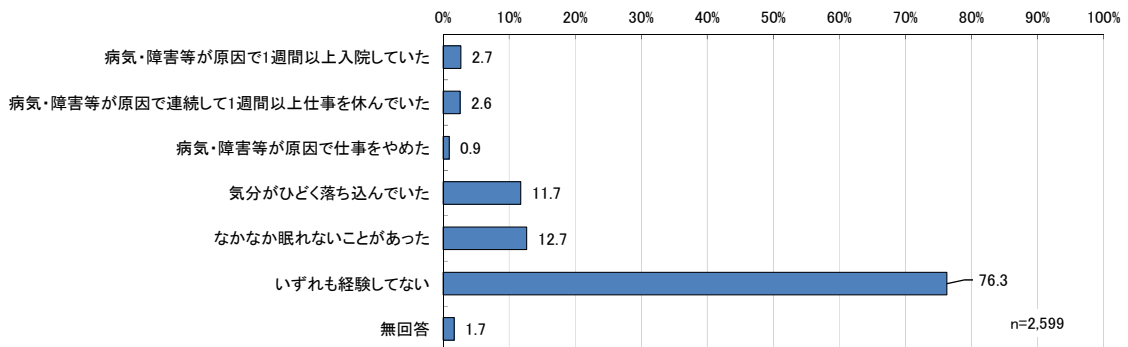
保護者について、過去1年間での病気や障害等による入院等の経験の有無についてみると、「気分がひどく落ち込んでいた」「なかなか眠れないことがあった」がそれぞれ1割強となっており、76.3%は「いずれも経験していない」との回答となっている（図表 6-2-1）

この点について、世帯類型別にみると、ふたり親世帯等の場合には、「いずれも経験していない」が約8割となっているのに対し、ひとり親世帯の場合には、「気分がひどく落ち込んでいた」や「なかなか眠れないことがあった」について3割以上となっており、必ずしも明確な病気・障害等ではなくとも、精神的に問題を抱えていたことが比較的多いことがうかがえる（図表 6-2-2）。

また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合には、やはり、「気分がひどく落ち込んでいた」「なかなか眠れないことがあった」等の回答割合が比較的高くなっている（図表 6-2-3）。

**設問** あなたは、過去1年間で、病気・障害等に関する次のような経験がありますか  
（問 27・複数回答）

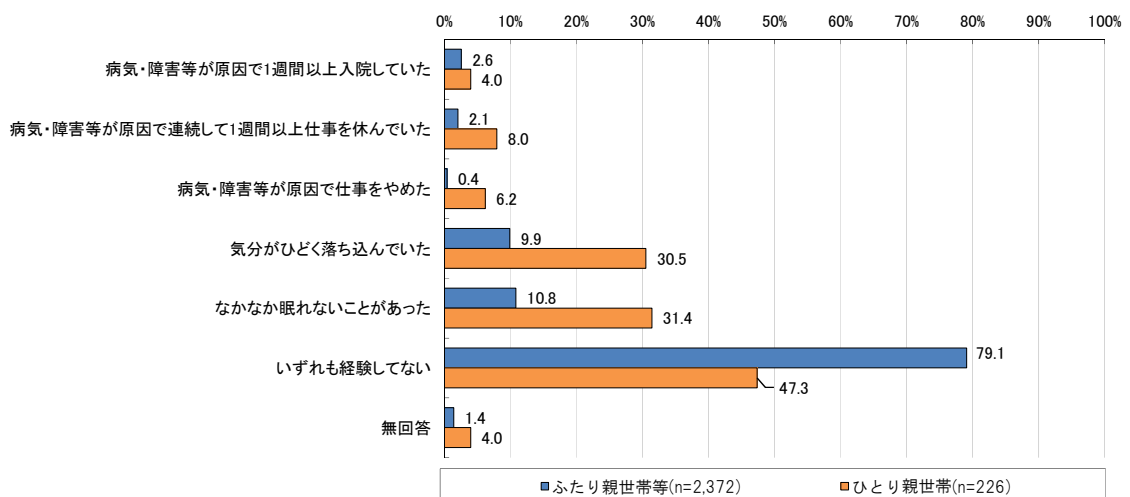
図表 6-2-1 世帯類型別、保護者の病気・障害等の有無（回答者：父親・母親のみ）



※回答者本人の状態について集計した。

※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

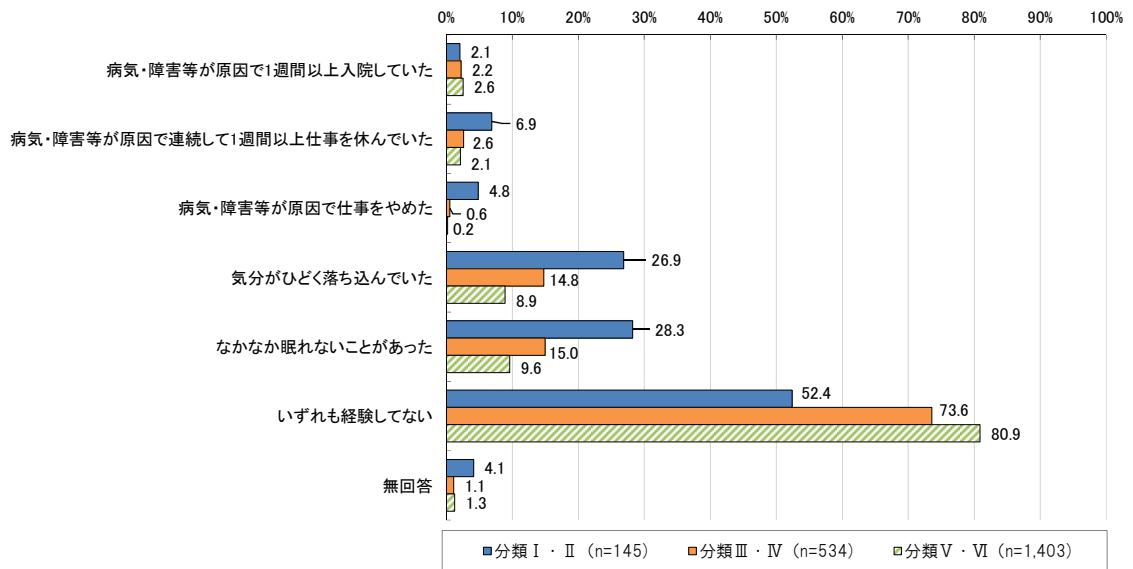
図表 6-2-2 世帯類型別、保護者の病気・障害等の有無（回答者：父親・母親のみ）



※回答者本人の状態について集計した。

※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

図表 6-2-3 可処分所得の分類別、保護者の病気・障害等の有無（回答者：父親・母親のみ）



※回答者本人の状態について集計した。

※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。



### ③子ども・若者の健康状態

宛名の子ども・若者の健康状態についてたずねたところ、全体としては、「よい」が 84.3%となっている（図表 6-3-1）。なお、「あまりよくない」は 1.0%、「よくない」は 0.2%であった。

この点について、回答者属性・世帯類型別にみると、回答者が宛名の子ども・若者本人の場合には、「よい」との回答割合が比較的低く、「普通」との回答割合が高くなっている（図表 6-3-2）。また、回答者が宛名の子ども・若者本人以外の場合については、ひとり親世帯に該当する子ども・若者について、「よい」との回答割合が比較的低くなっている。

回答者が宛名の子ども・若者本人以外の場合に限定して、可処分所得の分類別にみると、所得の水準が低いほど健康状態について「よい」との回答割合が低くなっていることがわかる（図表 6-3-3）。

**設問** 宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方のことで、また、その兄弟姉妹のことで、それぞれ以下の①～⑨の点についてお教えてください（問 9④健康状態）

図表 6-3-1 宛名の子ども・若者の健康状態

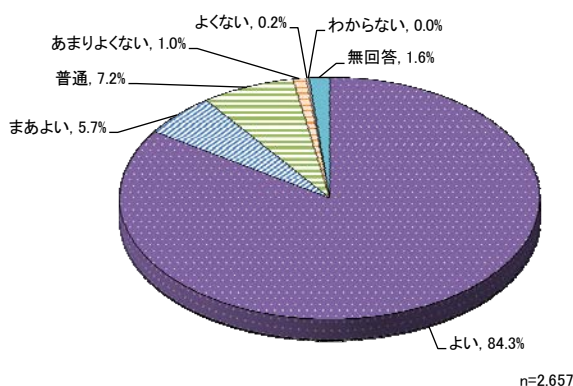
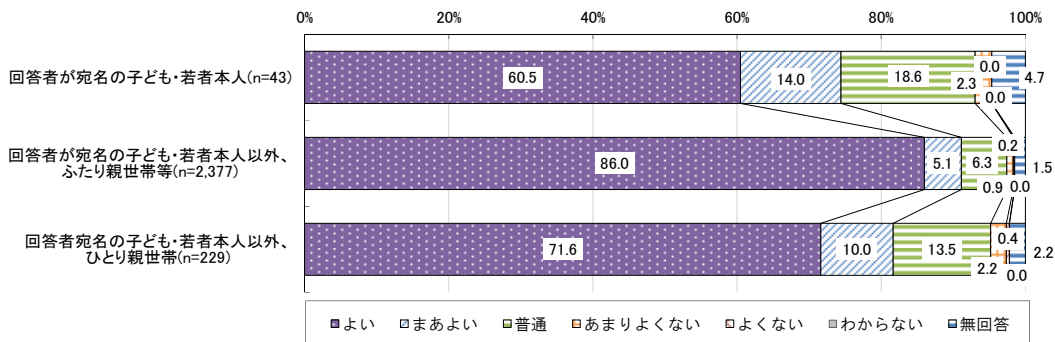
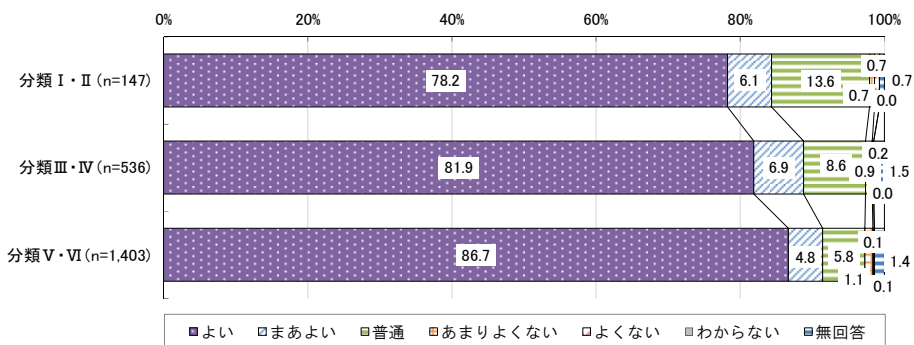


図 6-3-2 回答者属性・世帯類型別、宛名の子ども・若者の健康状態



図表 6-3-3 可処分所得の分類別、宛名の子ども・若者の健康状態



※ここでは、回答者が宛名の子ども・若者本人の場合には集計の対象外とした

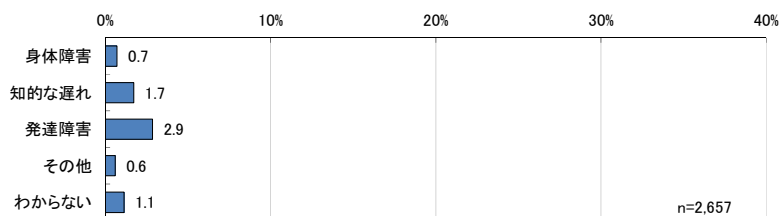
#### ④子ども・若者の障害等の有無

宛名の子ども・若者の障害等の有無についてたずねたところ、全体としては、「身体障害」がある人は 0.7%、「知的な遅れ」がある人は 1.7%、「発達障害」がある人は 2.9%、「その他」が 0.6%であった（図表 6-4-1）。

この点について、回答者属性・世帯類型別に、宛名の子ども・若者だけでなく、兄弟姉妹を含めて、回答者の世帯に該当する子ども・若者がいるかについてみると、ひとり親世帯の場合には、兄弟姉妹を含めた場合に 14.8%の世帯で何かしらの障害がある子ども・若者がいるという状況となっている（図表 6-4-2）。また、可処分所得の分類別にみると、宛名の本人について、また、兄弟姉妹を含めた場合についてともに、所得の水準が低い場合ほど、何かしらの障害がある子ども・若者がいる割合が高くなっている（図表 6-4-3）。

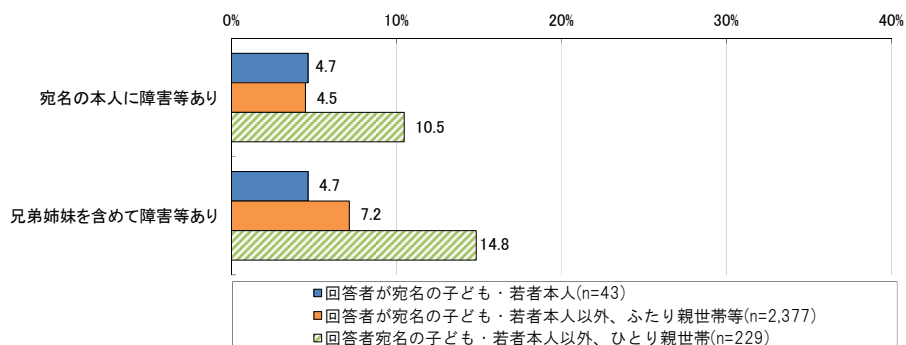
**設問** 宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方のことで、また、その兄弟姉妹のことで、それぞれ以下の①～⑨の点について教えてください（問 9⑤障害等の有無・複数回答）

図表 6-4-1 宛名の子ども・若者の障害等の状況



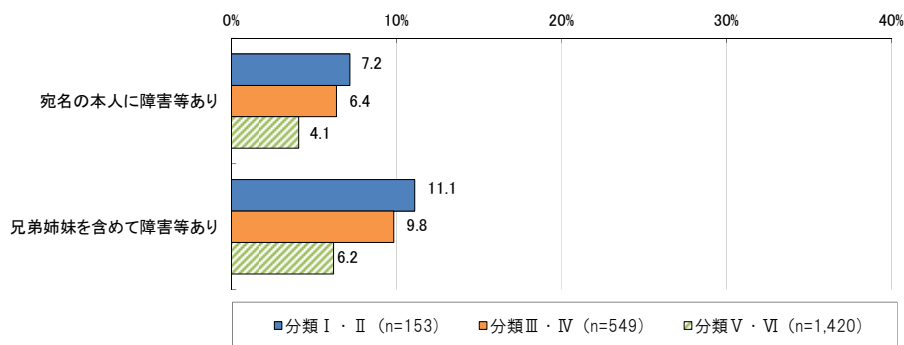
※集計には無回答であったものも分母を含む。なお、「特になし」の結果についてここでは非掲載としている。

図表 6-4-2 回答者属性・世帯類型別、子ども・若者の障害等の状況



※「身体障害」「知的な遅れ」「発達障害」「その他」のいずれかに該当する場合の割合を集計した。  
 ※「兄弟姉妹を含めて障害等あり」は、回答者の世帯に該当する子ども・若者がいる場合の割合を示している。  
 ※集計には無回答であったものも分母を含む。

図表 6-4-3 可処分所得の分類別、子ども・若者の障害等の状況



※「身体障害」「知的な遅れ」「発達障害」「その他」のいずれかに該当する場合の割合を集計した。  
 ※「兄弟姉妹を含めて障害等あり」は、回答者の世帯に該当する子ども・若者がいる場合の割合を示している。  
 ※集計には無回答であったものも分母を含む。

## (7) 子どもが置かれている生活環境（基本的生活習慣）

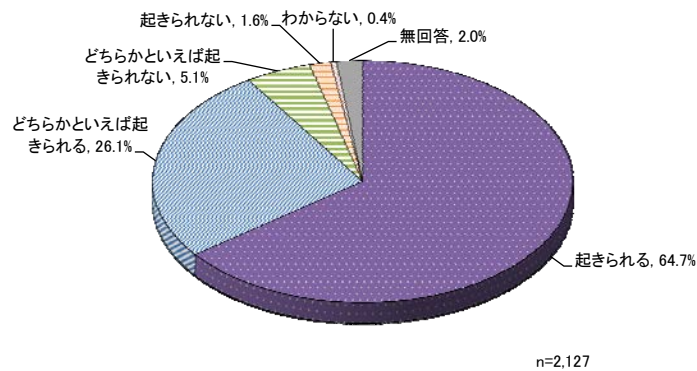
### ①朝の起床

宛名の子どもについて、基本的な生活習慣として、朝決まった時間に起きられるかについてたずねたところ、全体としては、64.7%が「起きられる」との回答となっている（図表 7-1-1）。

この点について、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「起きられる」との回答割合が若干低くなっている（図表 7-1-2）。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅴ・Ⅵ」について「起きられる」の回答割合が若干高くなっているが、所得の水準が低いとその割合が低い傾向にあるという関係が必ずしも明確にみられるわけではないことがわかる（図表 7-1-3）。

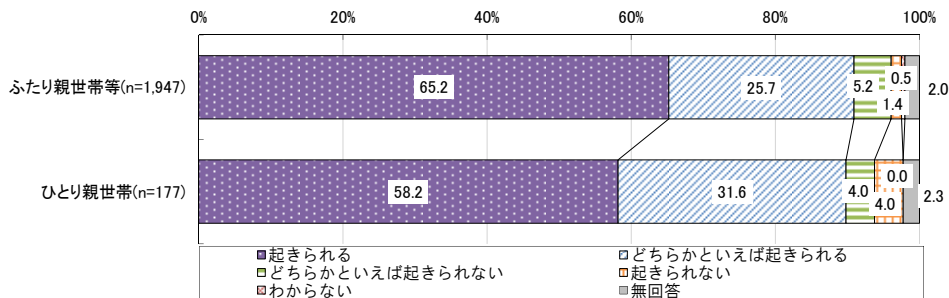
**設問** 宛名の子どもは、普段（月曜日～金曜日）、朝決まった時間に起きられますか（問 10）

図表 7-1-1 宛名の子どもの起床の習慣

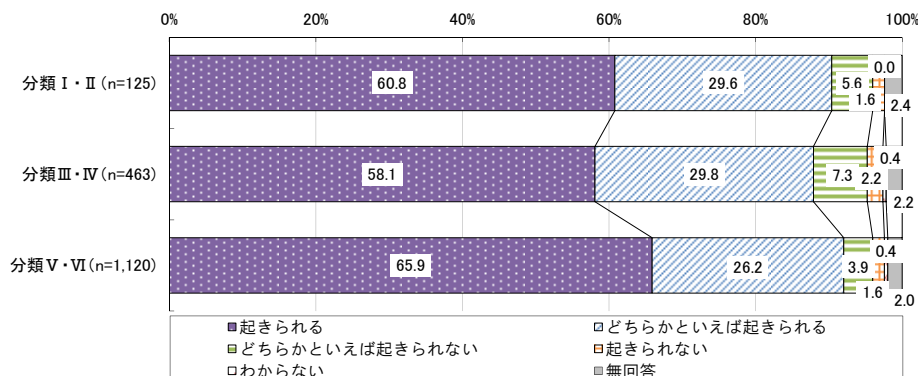


※宛名の方が 18 歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答

図表 7-1-2 世帯類型別、宛名の子どもの起床の習慣



図表 7-1-3 可処分所得の分類別、宛名の子どもの起床の習慣



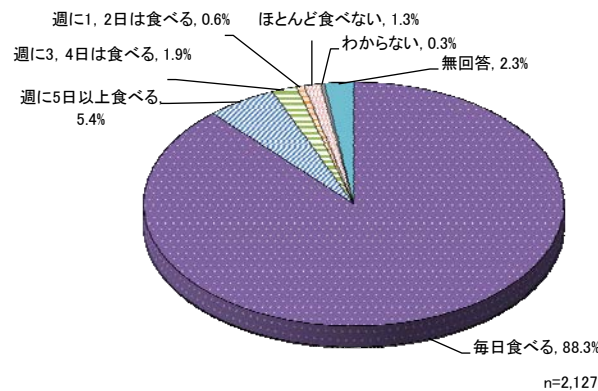
## ②朝食の摂取

宛名の子どもについて、朝食の摂取状況についてたずねたところ、全体としては、88.3%が「毎日食べる」との回答となっている（図表 7-2-1）。

この点について、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「毎日食べる」との回答割合が若干低くなっている（図表 7-2-2）。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅴ・Ⅵ」について「毎日食べる」の回答割合が若干高くなっているが、所得の水準の違いによって回答状況にそれほど明確な差が見られるわけではないことがわかる（図表 7-2-3）。

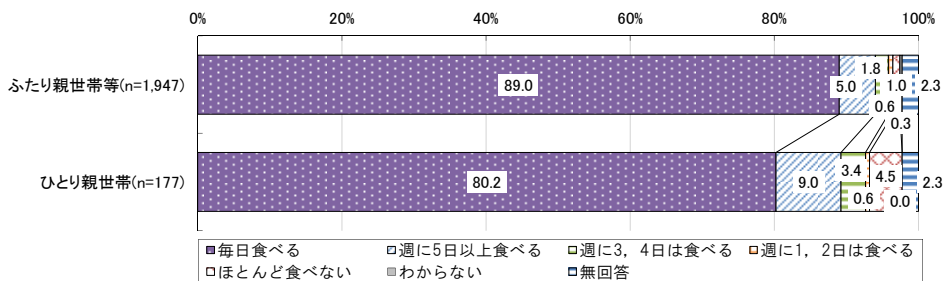
**設問** 宛名の子どもは、1週間に朝ごはんをどれくらい食べていますか（問 11）

図表 7-2-1 宛名の子どもの朝食の摂取状況

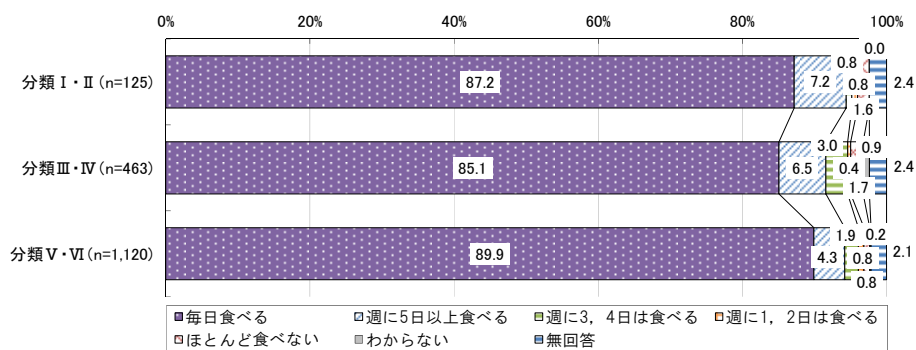


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答

図表 7-2-2 世帯類型別、宛名の子どもの朝食の摂取状況



図表 7-2-3 可処分所得の分類別、宛名の子どもの朝食の摂取状況



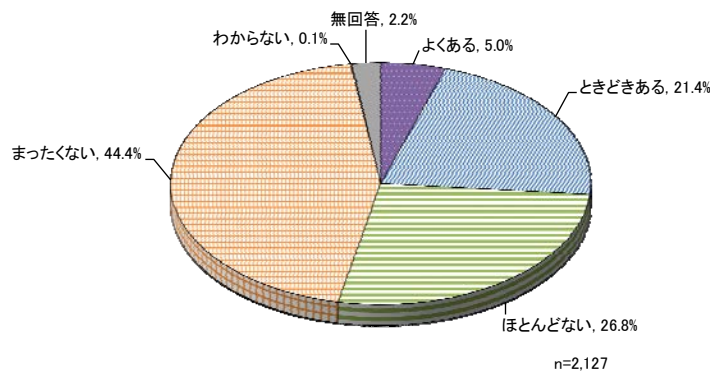
### ③「孤食」の状況

普段子どもだけでご飯を食べることがあるかについてたずねたところ、全体としては、「まったくない」が44.4%と最も多くなっているが、「よくある」が5.0%、「ときどきある」が21.4%となっており、約3割の世帯で「ときどき」以上の頻度で「孤食」の状況が生じていることがわかる(図表7-3-1)。

この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「よくある」が10.7%、「ときどきある」が35.6%となっており、合わせて5割近くとなっている(図表7-3-2)。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合に、「よくある」「ときどきある」の回答割合が比較的高くなっている(図表7-3-3)。

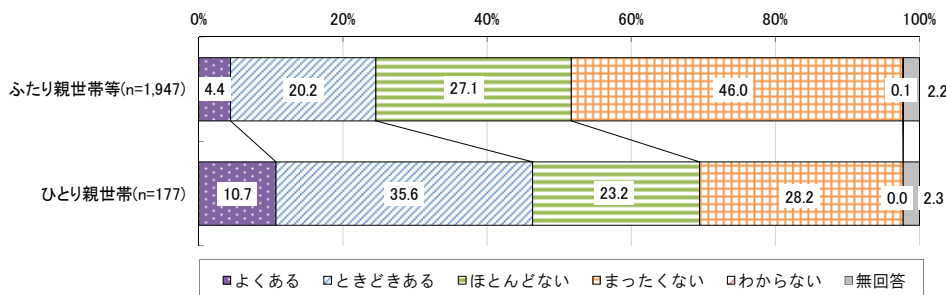
**設問** 普段、子どもだけでごはんを食べることがありますか(問13)

図表7-3-1 子どもの「孤食」の状況

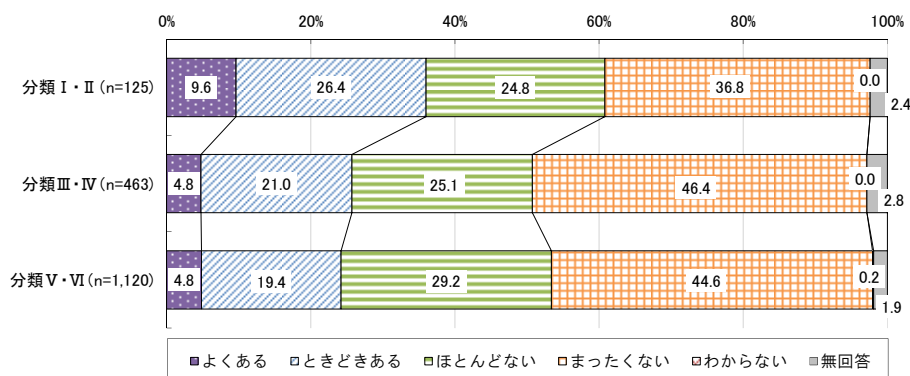


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。なお、子どもが0歳の場合等についても集計対象に含む。

図表7-3-2 世帯類型別、子どもの「孤食」の状況



図表7-3-3 可処分所得の分類別、子どもの「孤食」の状況



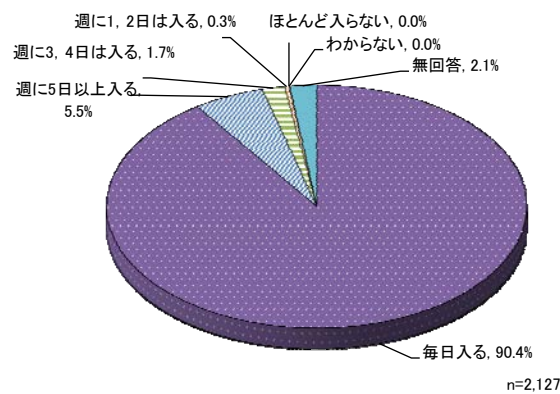
#### ④入浴の状況

宛名の子どもについて、入浴の状況についてたずねたところ、全体としては、90.4%が「毎日入る」との回答となっている（図表 7-4-1）。

この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「毎日入る」の回答割合が比較的低くなっている（図表 7-4-2）。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合に、「毎日入る」の回答割合が比較的低くなっている（図表 7-4-3）。

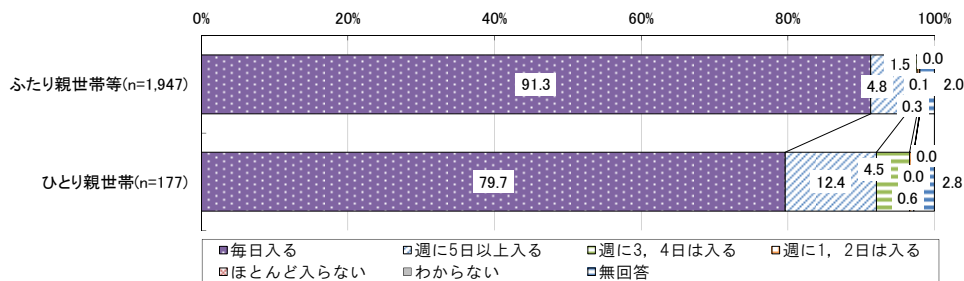
**設問** 宛名の子どもは、1週間にお風呂（シャワーのみの場合も含む）にどれくらい入っていますか（問 12）

図表 7-4-1 宛名の子ども・若者の入浴の状況

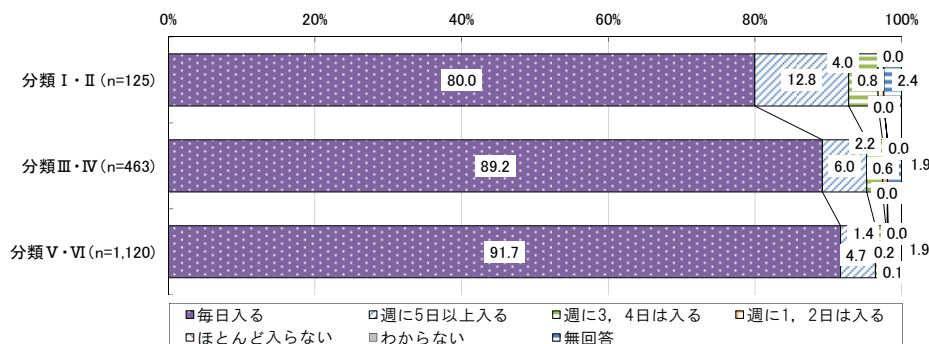


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。

図表 7-4-2 世帯類型別、宛名の子ども・若者の入浴の状況



図表 7-4-3 可処分所得の分類別、宛名の子ども・若者の入浴の状況



## (8) 子どもが置かれている学習・進学に関する環境

### ①保護者の学習・進学に関する期待意識

保護者の子どもの学習等に関する意識として、「一生懸命勉強すること」「高校卒業後大学・短大・専門学校等に進学すること」「一生懸命働くこと」「家族の介護やきょうだいの世話をすること」の4点についてどの程度重要と考えているかをたずねた。

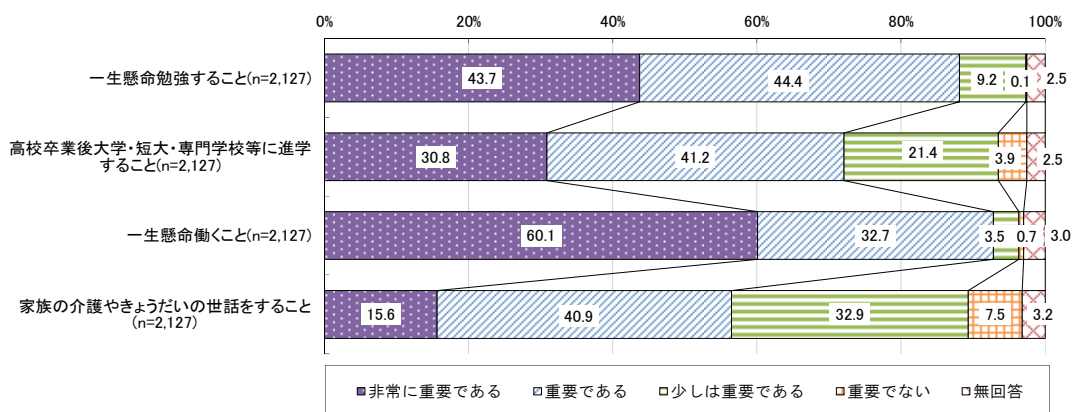
回答結果についてみると、全体としては「一生懸命働くこと」について「非常に重要である」との回答割合が60.1%となっており、多くの保護者が「重要である」と考えていることがわかる(図表8-1-1)。

世帯類型別にみると、いずれの点についても、ひとり親世帯の場合に「非常に重要である」との回答割合が比較的低くなっている(図表8-1-2)。また、可処分所得の分類別にみると、「一生懸命働くこと」「家族の介護やきょうだいの世話をすること」の回答に比べ、「一生懸命勉強すること」「高校卒業後大学・短大・専門学校等に進学すること」についての差が大きく、「分類V・VI」の場合に「非常に重要である」「重要である」の回答割合が高くなっている(図表8-1-3)。

**設問** 子どもにとって次のことはどの程度重要だと思いますか

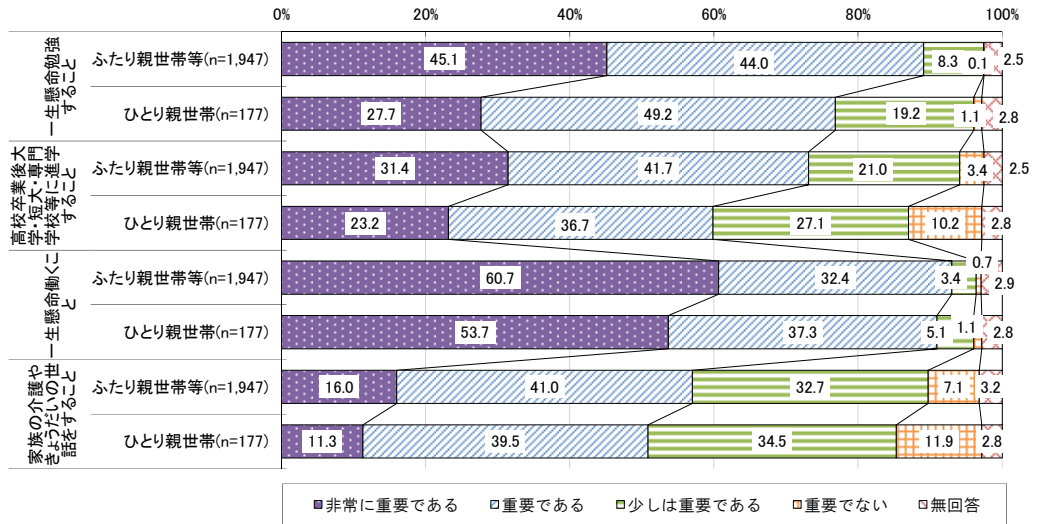
- (ア) 一生懸命勉強すること(問20・ア)
- (イ) 高校卒業後大学・短大・専門学校等に進学すること(問20・イ)
- (ウ) 一生懸命働くこと(問20・ウ)
- (エ) 家族の介護やきょうだいの世話をすること(問20・エ)

図表8-1-1 保護者の学習・進学等に関する期待意識

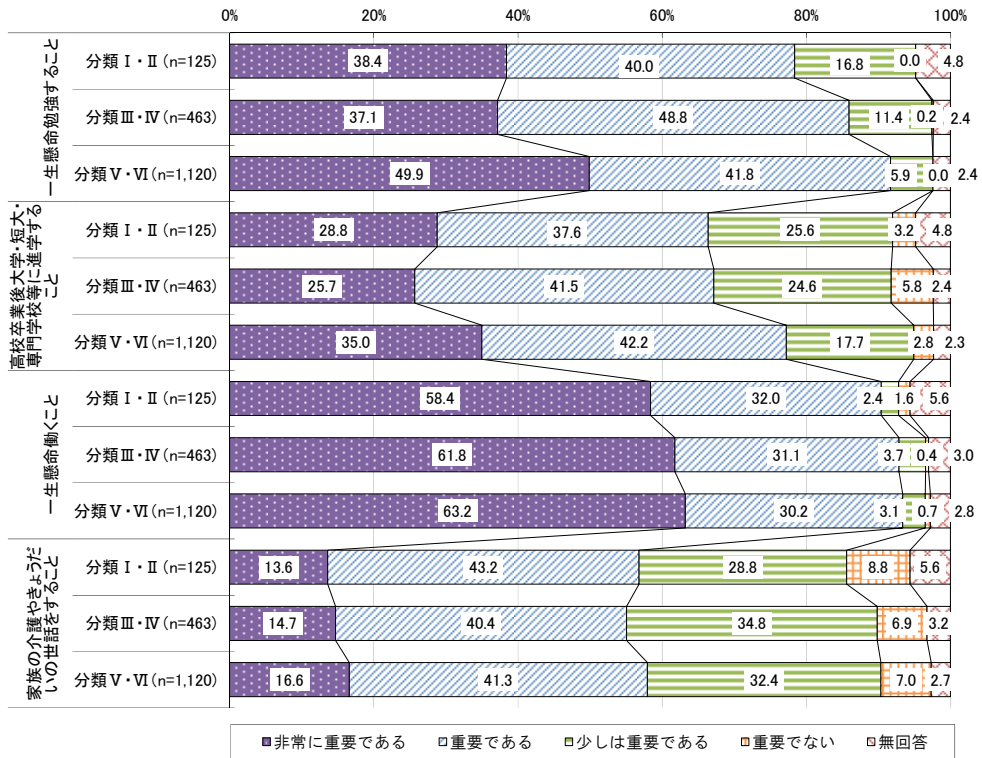


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。

図表 8-1-2 世帯類型別、保護者の学習・進学等に関する期待意識



図表 8-1-3 可処分所得の分類別、保護者の学習・進学等に関する期待意識





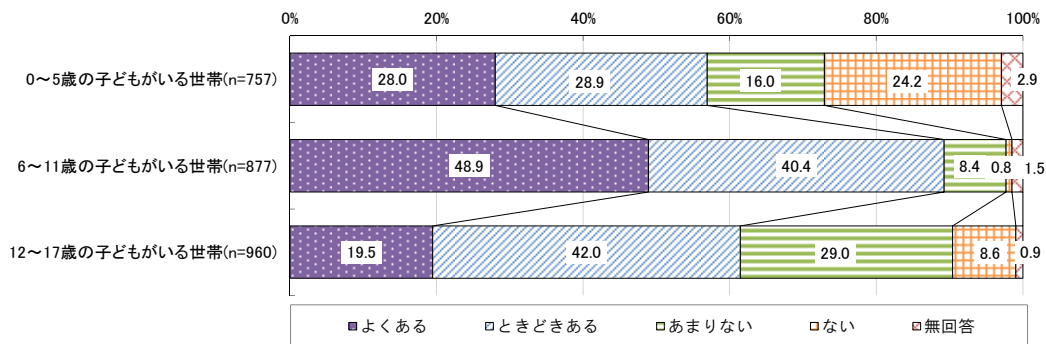
## ②保護者の勉強への関与

保護者が直接的に子どもに勉強を教えることがあるかについて、世帯に含まれる子どもの年齢段階別にみると、「よくある」との回答割合は「6～11歳の子どもがいる世帯」で最も高く、48.9%と約半数となっている（図表 8-2-1）。

この点について、「6～11歳の子どもがいる世帯」に限定し、世帯類型別にみると、ふたり親世帯等では「よくある」との回答が 50.9%となっているが、ひとり親世帯では、その割合は 25.4%となっている（図表 8-2-2）。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅴ・Ⅵ」の場合には、「よくある」との回答が 5 割以上となっているのに対して、「分類Ⅰ・Ⅱ」では約 3 割となっており、回答状況に差があることがわかる（図表 8-2-3）。

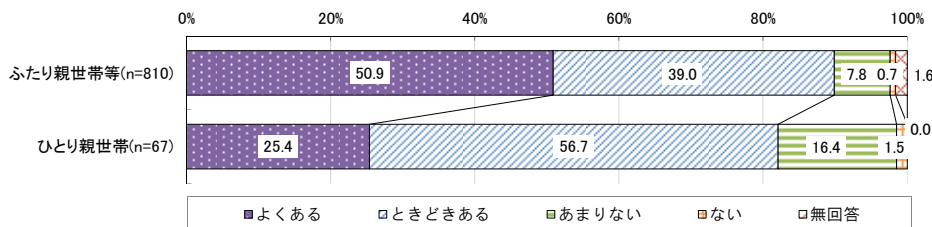
**設問** あなたの世帯では、次の（ア）（イ）のようなことがどれくらいありますか  
（イ）子どもに勉強を教えること（問 15・イ）

図表 8-2-1 世帯に含まれる子どもの年齢段階別、保護者の勉強への関与の度合い



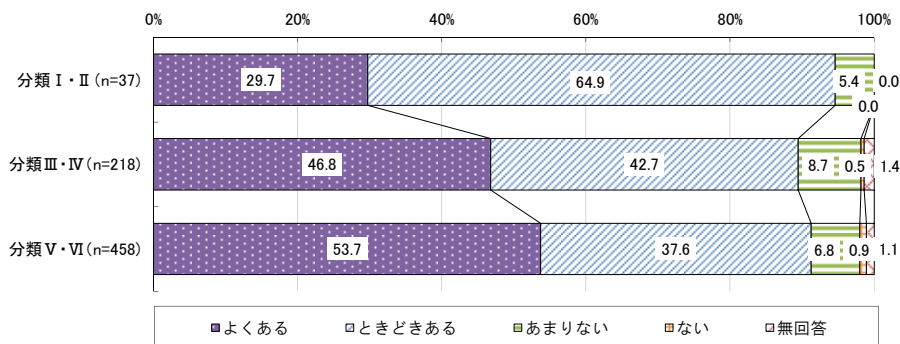
※宛名の方が 18 歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。

図表 8-2-2 世帯類型別、保護者の勉強への関与の度合い



※「6～11歳の子どもがいる世帯」についてのみ集計対象とした。

図表 8-2-3 可処分所得の分類別、保護者の勉強への関与の度合い



※「6～11歳の子どもがいる世帯」についてのみ集計対象とした。

### ③学習塾等習い事の状況

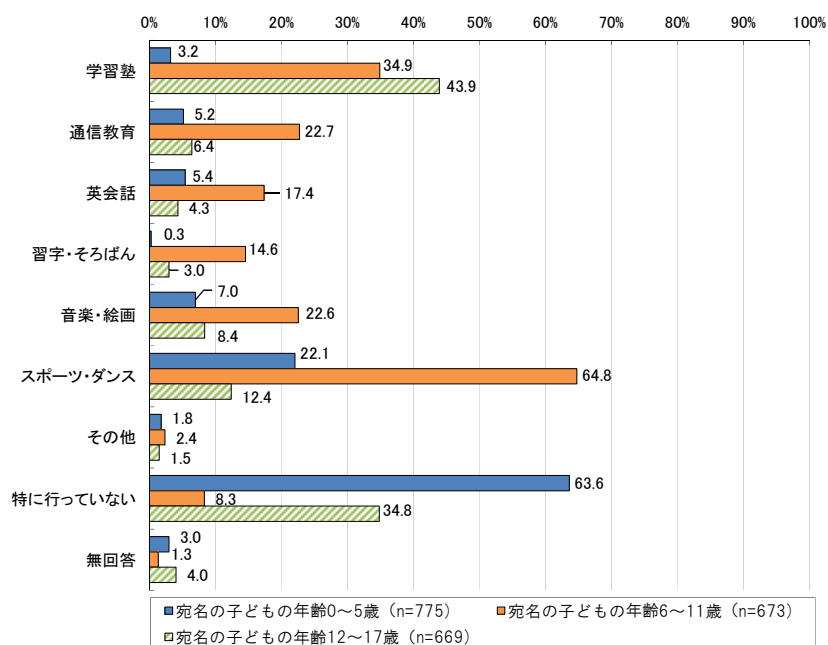
宛名の子どもの習い事の状況についてみると、宛名の子どもが「6～11歳」の場合、64.8%が「スポーツ・ダンス」を行っており、34.9%が「学習塾」に行っている。同様に、宛名の子どもが「12～17歳」の場合には、43.9%が「学習塾」に行っている（図表 8-3-1）。

宛名の子どもが「6～11歳」「12～17歳」のそれぞれの場合について、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、それぞれ「特に行っていない」の回答割合が比較的高くなっている（図表 8-3-2、図表 8-3-3）。

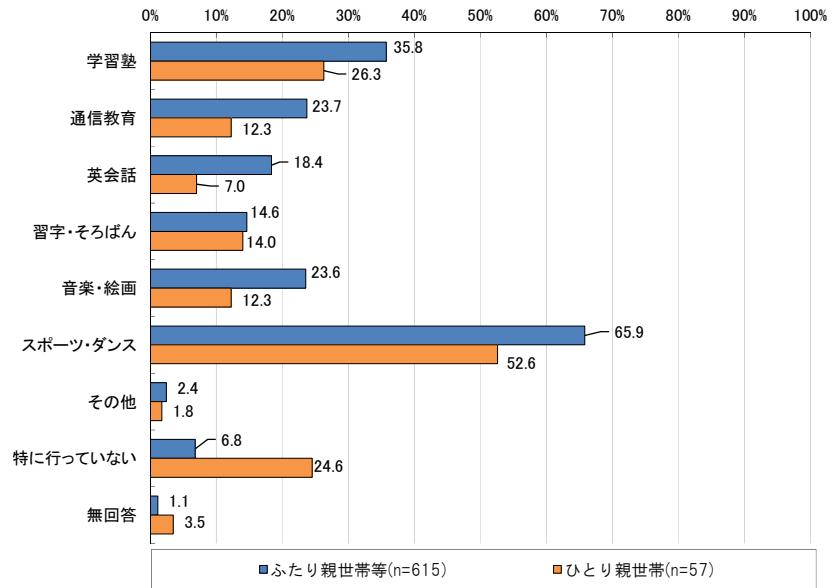
また、可処分所得の分類別にみると、宛名の子どもが「6～11歳」の場合には「学習塾」に行っている割合について、必ずしも所得が低い場合に低くなっているというわけではないが、宛名の子どもが「12～17歳」の場合には明確な違いがあり、「学習塾」に行っているのは「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合には25.0%、「分類Ⅴ・Ⅵ」の場合には47.7%となっている（図表 8-3-4、図表 8-3-5）。

**設問** 宛名の子どもは、現在習い事等をしていますか（問 21・複数回答）

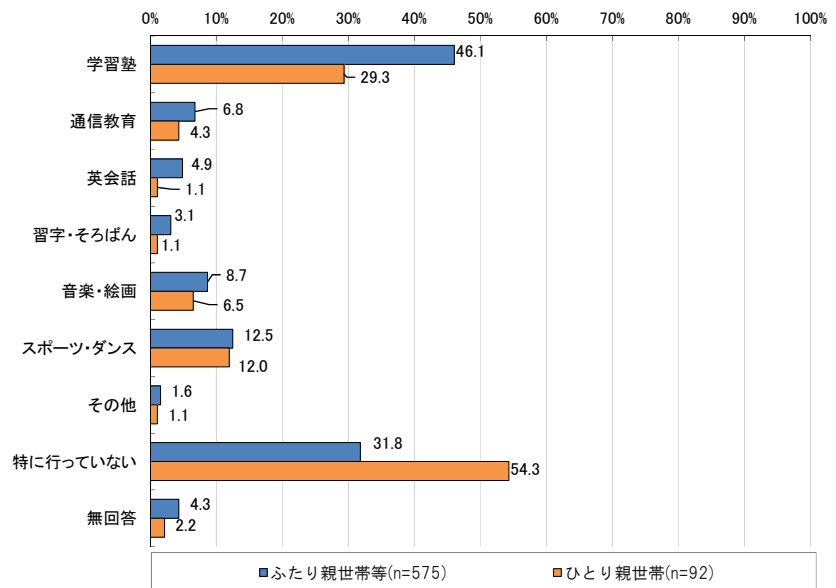
図表 8-3-1 宛名の子どもの年齢段階別、子どもの習い事の状況



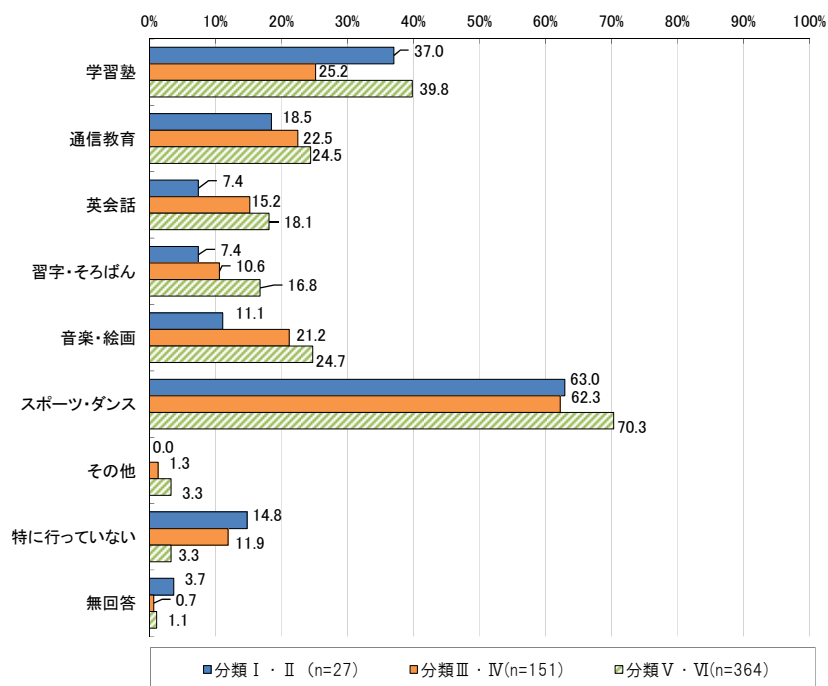
図表 8-3-2 世帯類型別、子どもの習い事の状況（宛名の子ども：6～11 歳）



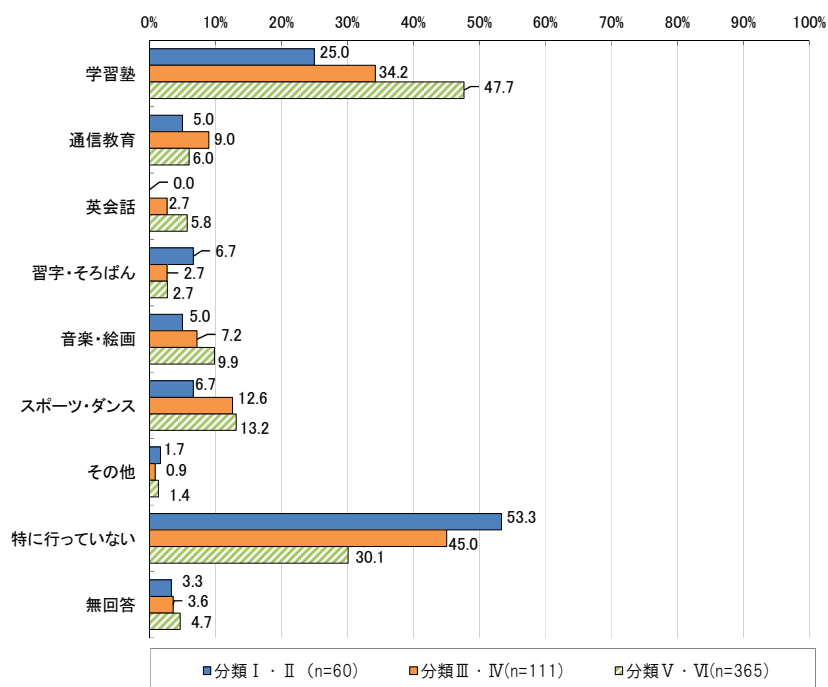
図表 8-3-3 世帯類型別、子どもの習い事の状況（宛名の子ども：12～17 歳）



図表 8-3-4 可処分所得の分類別、子どもの習い事の状況（宛名の子ども：6～11歳）



図表 8-3-5 可処分所得の分類別、子どもの習い事の状況（宛名の子ども：12～17歳）



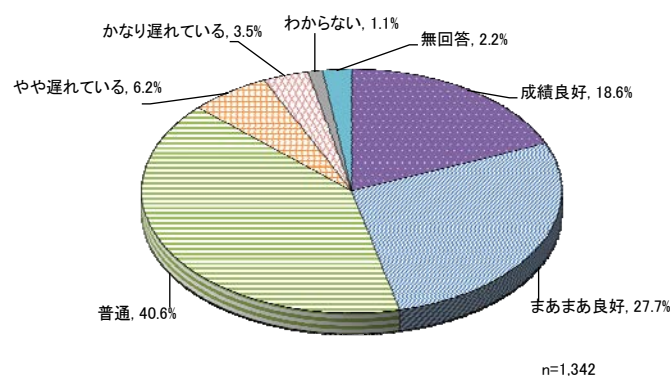
#### ④子どもの学校等での成績の状況

宛名の子どもが6～17歳の場合に、学校等での成績の状況についてみると、「普通」が40.6%と最も多くなっており、「やや遅れている」は6.2%、「かなり遅れている」は3.5%となっている(図表8-4-1)。

この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「やや遅れている」「かなり遅れている」の回答割合が比較的高くなっている(図表8-4-2)。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合に、「やや遅れている」「かなり遅れている」の回答割合が比較的高くなっている(図表8-4-3)。

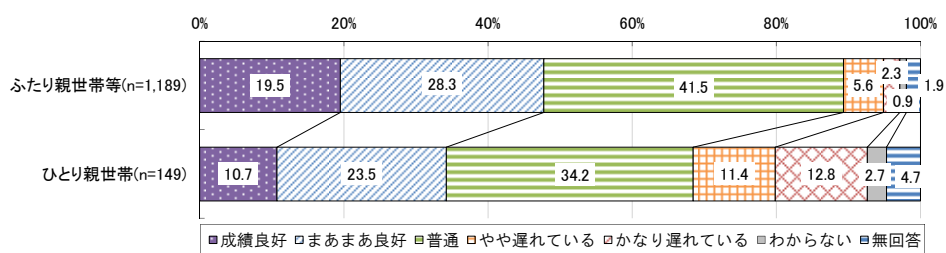
**設問** 宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方のことに、また、その兄弟姉妹のことに、それぞれ以下の①～⑨の点について教えてください(問9⑥学校等での勉強全般)

図表 8-4-1 宛名の子どもの学校等での成績の状況



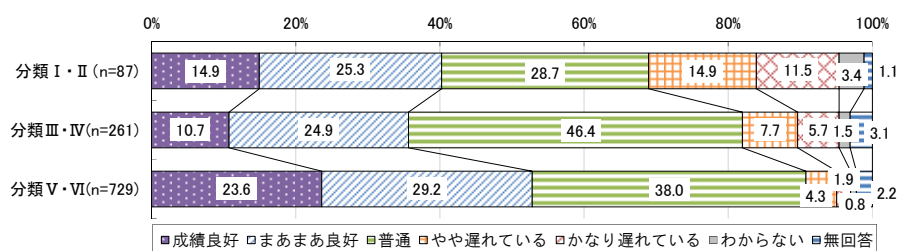
※宛名の子どもが6～17歳の場合についてのみ集計。

図 8-4-2 世帯類型別、宛名の子どもの学校等での成績の状況



※宛名の子どもが6～17歳の場合についてのみ集計。また、保護者が回答した場合についてのみ集計。

図表 8-4-3 可処分所得の分類別、宛名の子どもの学校等での成績の状況



※宛名の子どもが6～17歳の場合についてのみ集計。また、保護者が回答した場合についてのみ集計。

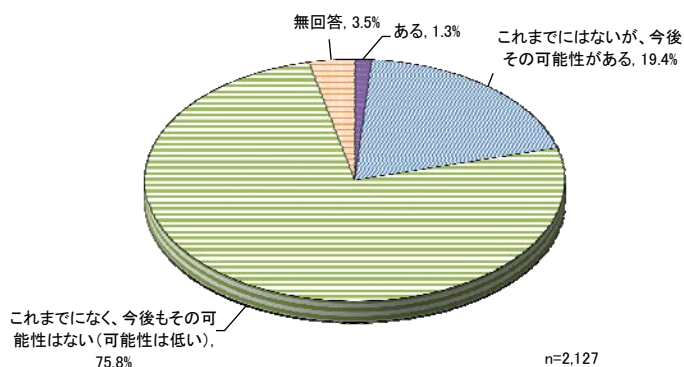
### ⑤経済的な理由による進学断念経験

経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させたりしたことがあるかについてたずねたところ、「ある」が 1.3%、「これまでにはないが、今後その可能性がある」が 19.4%となっている（図表 8-5-1）。

この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「ある」が 6.2%、「これまでにはないが、今後その可能性がある」が 50.3%と、合わせて 6 割近くとなっている（図表 8-5-2）。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅴ・Ⅵ」では「ある」「これまでにはないが、今後その可能性がある」との回答が合わせて 1 割未満であるのに対して、「分類Ⅰ・Ⅱ」では約 5 割となっており、回答状況の違いが明確にみられることがわかる（図表 8-5-3）。

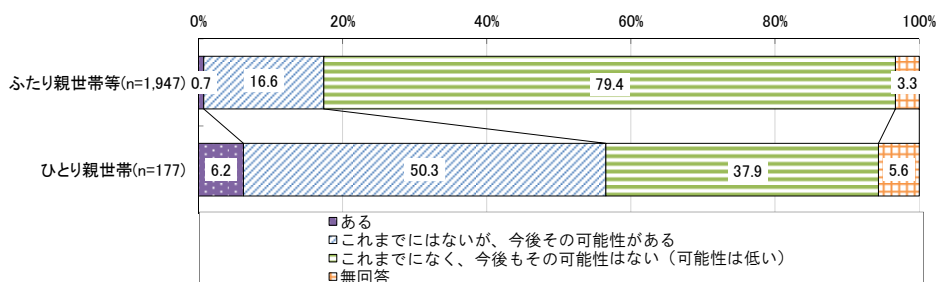
**設問** あなたの世帯では、経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させたりしたことはありますか（問 18）

図表 8-5-1 経済的な理由による進学断念・中退の有無

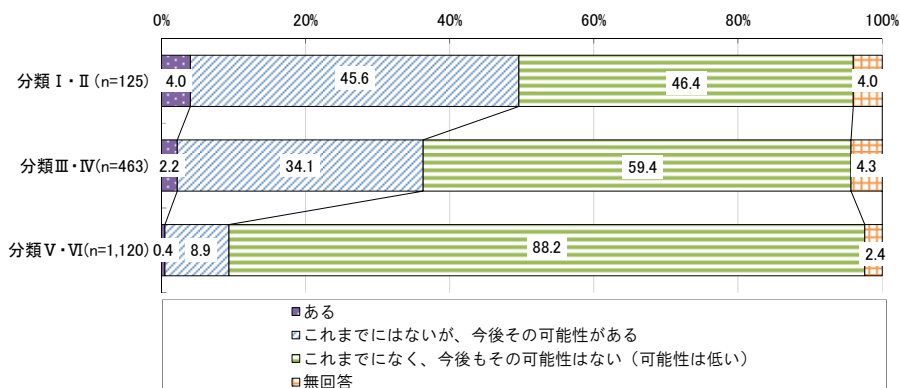


※宛名の方が 18 歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。

図表 8-5-2 世帯類型別、経済的な理由による進学断念・中退の有無



図表 8-5-3 可処分所得の分類別、経済的な理由による進学断念・中退の有無



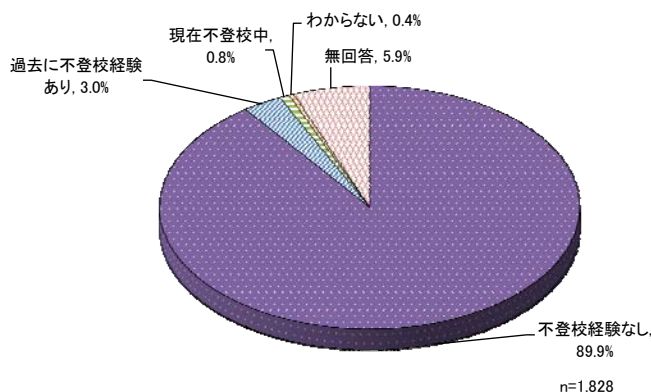
## ⑥不登校経験

宛名の子ども・若者が小学生以上の場合に、不登校経験の有無についてたずねたところ、「過去に不登校経験あり」が3.0%、「現在不登校中」が0.8%となっている（図表 8-6-1）。

この点について、回答者属性・世帯類型別にみると、ひとり親世帯の場合には、宛名の本人については9.2%、兄弟姉妹を含めた場合には17.5%の世帯で不登校経験がある子ども・若者がいるという状況となっている（図表 8-6-2）。また、可処分所得の分類別にみると、所得の水準が低い場合ほど、不登校経験を有する子ども・若者がいる世帯の割合が高くなっている（図表 8-6-3）。

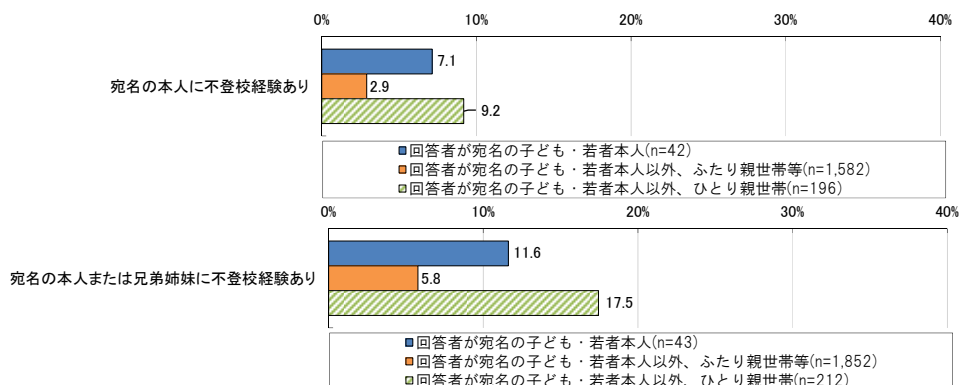
**設問** 宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方のことについて、また、その兄弟姉妹のことについて、それぞれ以下の①～⑨の点についてお教えてください（問9⑦不登校の有無）

図表 8-6-1 宛名の子ども・若者の不登校経験



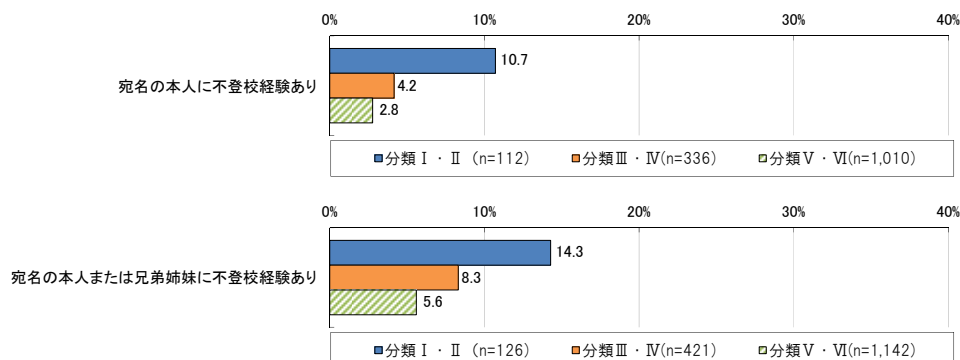
※宛名の子どもが小学生以上の場合のみ

図表 8-6-2 世帯類型別、子ども・若者の不登校経験



※「宛名の本人または兄弟姉妹に不登校経験あり」については、小学生以上の兄弟姉妹の状況についても合わせて集計

図表 8-6-3 可処分所得の分類別、子ども・若者の不登校経験



※「宛名の本人または兄弟姉妹に不登校経験あり」については、小学生以上の兄弟姉妹の状況についても合わせて集計

### ⑦子ども・若者の最終学歴

宛名の子ども・若者について、学校等を既に卒業している者の最終学歴についてみると、「大学卒業」が最も多く、37.7%となっている（図表 8-7-1）。

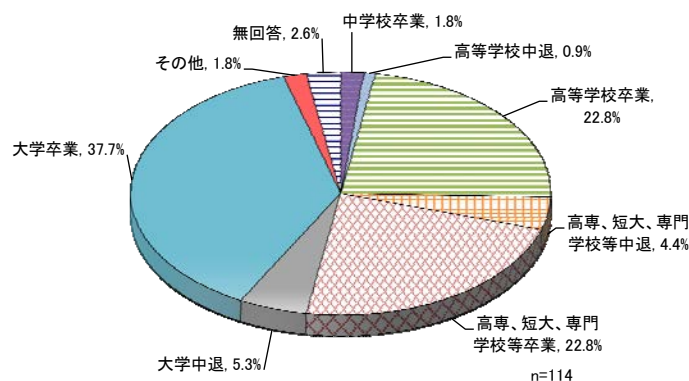
また、兄弟姉妹を含めて、学校等を既に卒業している者の最終学歴についてみると、「大学卒業」が 47.4%と最も多く、次いで「高専、短大、専門学校等卒業」が 18.2%となっている（図表 8-7-2）。なお、「高等学校中退」は 2.1%、「高専、短大、専門学校等中退」は 4.0%、「大学中退」は 3.3%となっており、進学した後に中退した者も一定程度の割合で見られる。

兄弟姉妹を含めた最終学歴の状況について回答者属性・世帯類型別にみると、保護者がひとり親世帯に該当する場合には、「高等学校卒業」が 33.3%となっており、「大学卒業」の割合（33.3%）と同水準となっている（図表 8-7-3）。また、「高等学校中退」「高専、短大、専門学校等中退」「大学中退」の割合について、それぞれふたり親世帯等と比較して高くなっている。

可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅴ・Ⅵ」の場合には「大学卒業」が 59.9%であるのに対して、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合には 20.0%となっており、状況に明確な違いがあることがわかる（図表 8-7-4）。

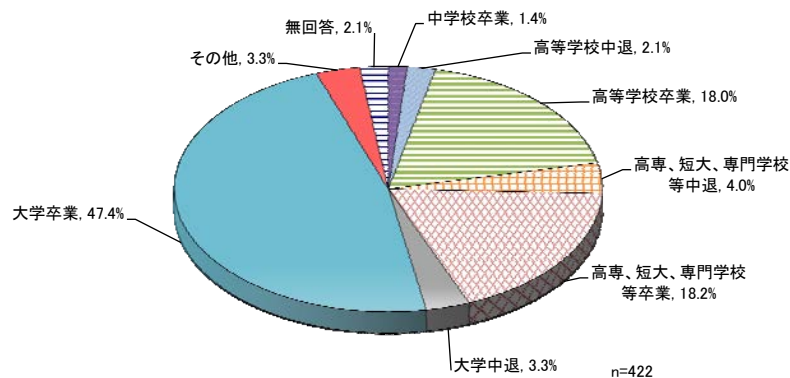
**設問** 宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方のことに、また、その兄弟姉妹のことに、それぞれ以下の①～⑨の点について教えてください（問 9⑧最終学歴）

図表 8-7-1 宛名の子ども・若者の最終学歴



※宛名の子ども・若者について「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

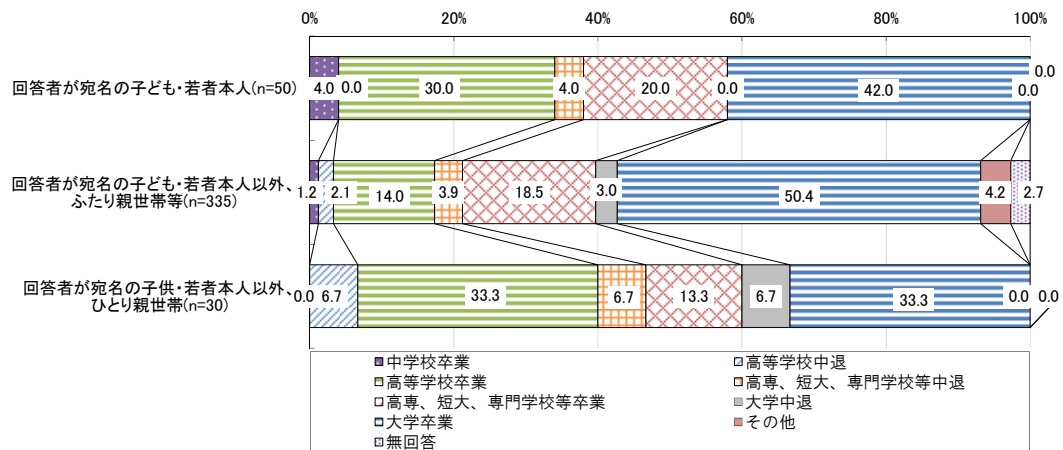
図表 8-7-2 子ども・若者の最終学歴（兄弟姉妹を含めた集計）



※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

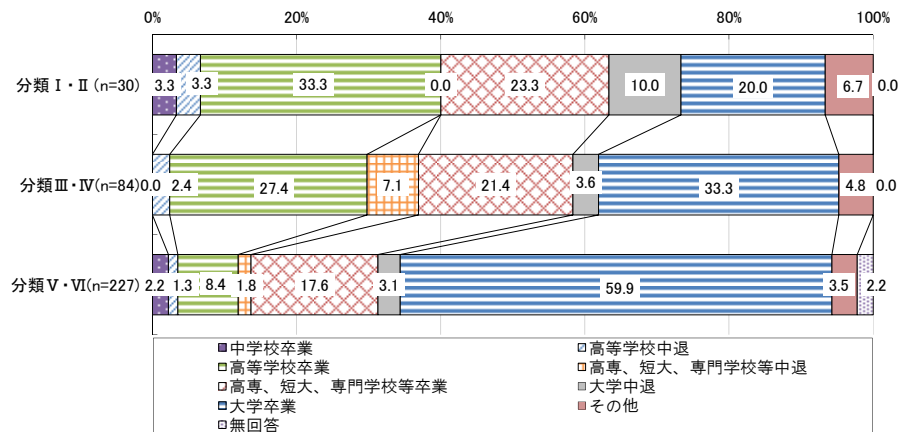


図表 8-7-3 回答者属性・世帯類型別、若者の最終学歴（兄弟姉妹を含めた集計）



※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

図表 8-7-4 可処分所得の分類別、若者の最終学歴（兄弟姉妹を含めた集計）



※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

### ⑧学校等卒業後の就業等の状況

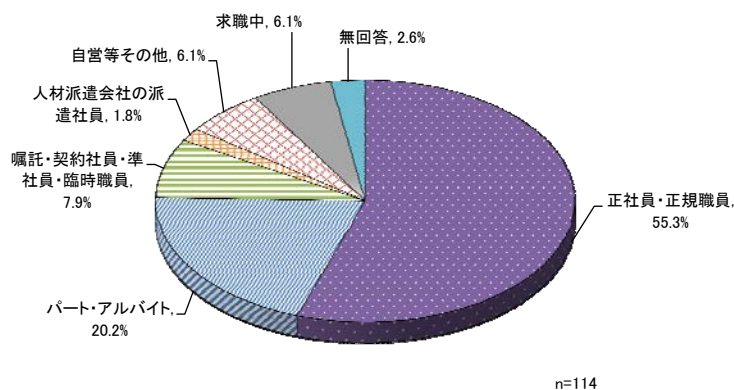
宛名の子ども・若者について、学校等を既に卒業している者の就業等の状況についてみると、「正社員・正規社員」が55.3%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」が20.2%となっている（図表8-8-1）。また、兄弟姉妹を含めて、学校等を既に卒業している者の就業等の状況についてみると、「正社員・正規社員」が59.5%と最も多く、「パート・アルバイト」は15.9%となっている（図表8-8-2）。

兄弟姉妹を含めた学校等卒業後の就業等の状況について回答者属性・世帯類型別にみると、保護者がひとり親世帯に該当する場合には、「パート・アルバイト」が40.0%となっており、「正社員・正規職員」の割合（36.7%）よりも若干高くなっている（図表8-8-3）。

可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅴ・Ⅵ」の場合には「正社員・正規職員」が62.1%であるのに対して、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合には53.3%となっており、状況に若干の違いがみられる（図表8-8-4）。

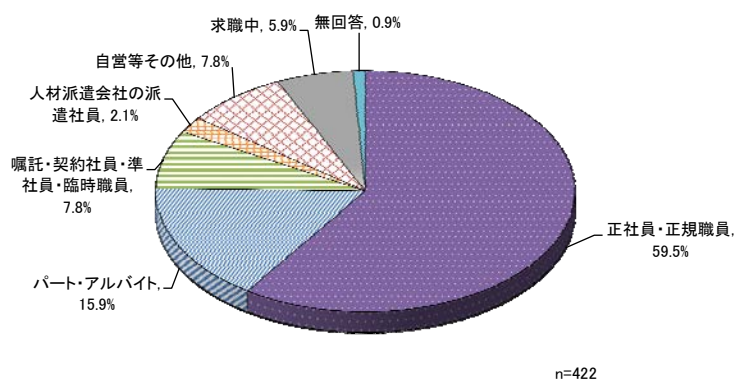
**設問** 宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方のこについて、また、その兄弟姉妹のこについて、それぞれ以下の①～⑨の点についてお教えてください（問9⑨就業等の状況）

図表8-8-1 宛名の子ども・若者の就業等の状況



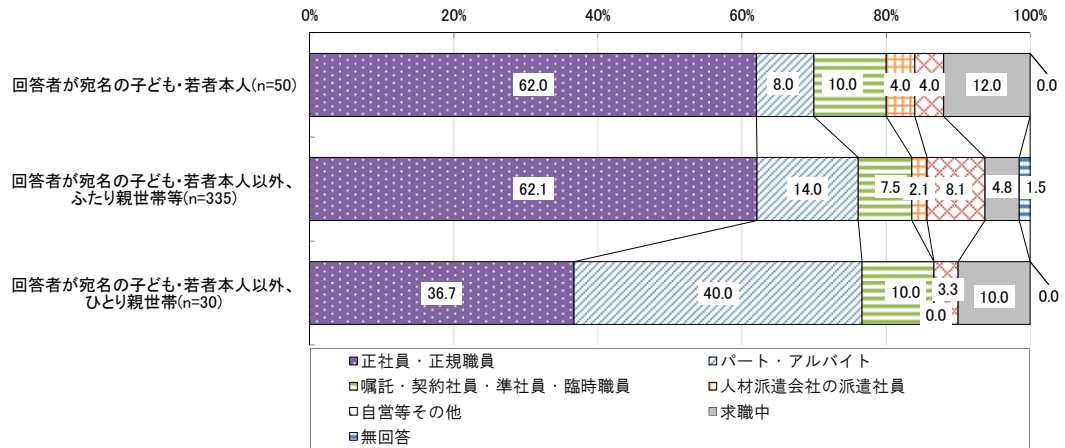
※宛名の子ども・若者について「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「自営等その他」は、「自営業主（商店主・農業など）」「自家営業の手伝い」「主夫・主婦」「その他」を合わせた値である。

図表8-8-2 子ども・若者の就業等の状況（兄弟姉妹を含めた集計）



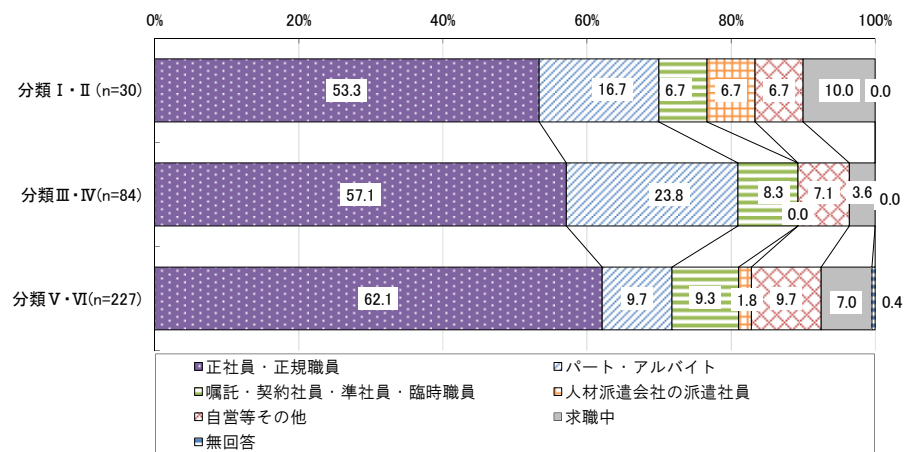
※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「自営等その他」は、「自営業主（商店主・農業など）」「自家営業の手伝い」「主夫・主婦」「その他」を合わせた値である。

図表 8-8-3 世帯類型別、子ども・若者の卒業後の進路（兄弟姉妹を含めた集計）



※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「自営等その他」は、「自営業主（商店主・農業など）」「自家営業の手伝い」「主夫・主婦」「その他」を合わせた値である。

図表 8-8-4 可処分所得の分類別、若者の卒業後の状況（兄弟姉妹を含めた集計）



※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「自営等その他」は、「自営業主（商店主・農業など）」「自家営業の手伝い」「主夫・主婦」「その他」を合わせた値である。

## (9) 貧困の背景、貧困の連鎖

### ①保護者自身の親との関係性

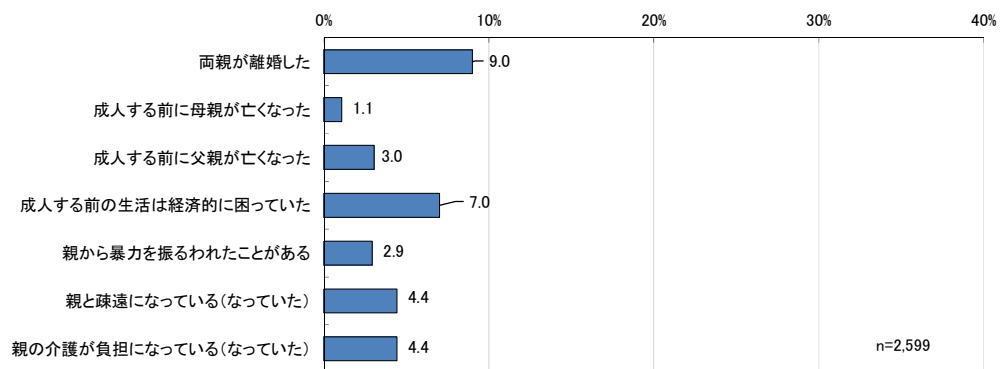
貧困の背景にある要因や連鎖の状況に関し、アンケートに回答した保護者の親との関係性についてみると、「両親が離婚した」が9.0%、「成人する前の生活は経済的に困っていた」は7.0%となっている（図表9-1-1）。

この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「両親が離婚した」との回答割合が2割以上となっており、ふたり親世帯等と比較して高くなっている（図表9-1-2）。なお、ひとり親世帯では、「成人する前の生活は経済的に困っていた」や、「親から暴力を振るわれたことがある」「親と疎遠になっている(なっていた)」「親の介護が負担になっている(なっていた)」についても、回答割合が比較的高くなっている。

可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合に、「両親が離婚した」は15.2%、「成人する前の生活は経済的に困っていた」は15.9%となっており、「分類Ⅴ・Ⅵ」と比べて高くなっている（図表9-1-3）。

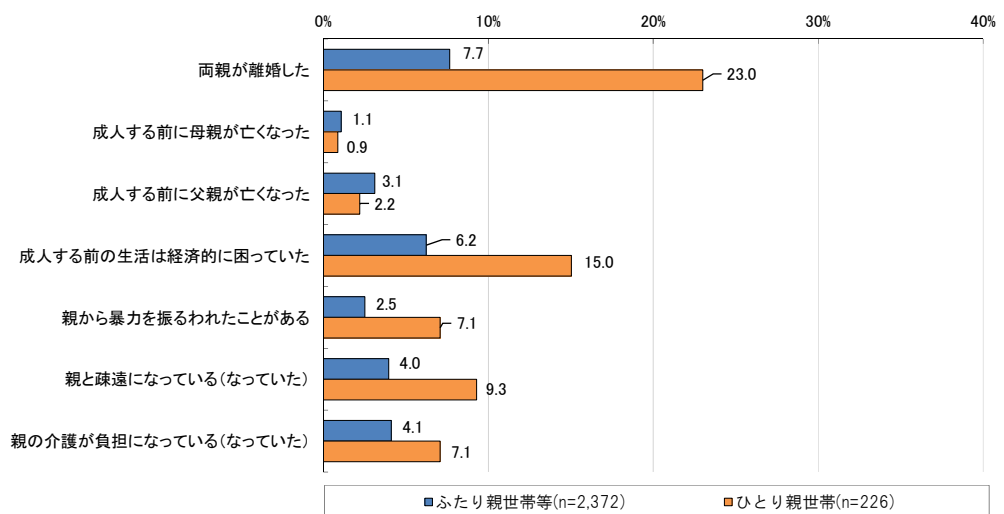
**設問** あなたは、以下のような経験をしたことがありますか（問28・複数回答）

図表9-1-1 保護者の親との関係性



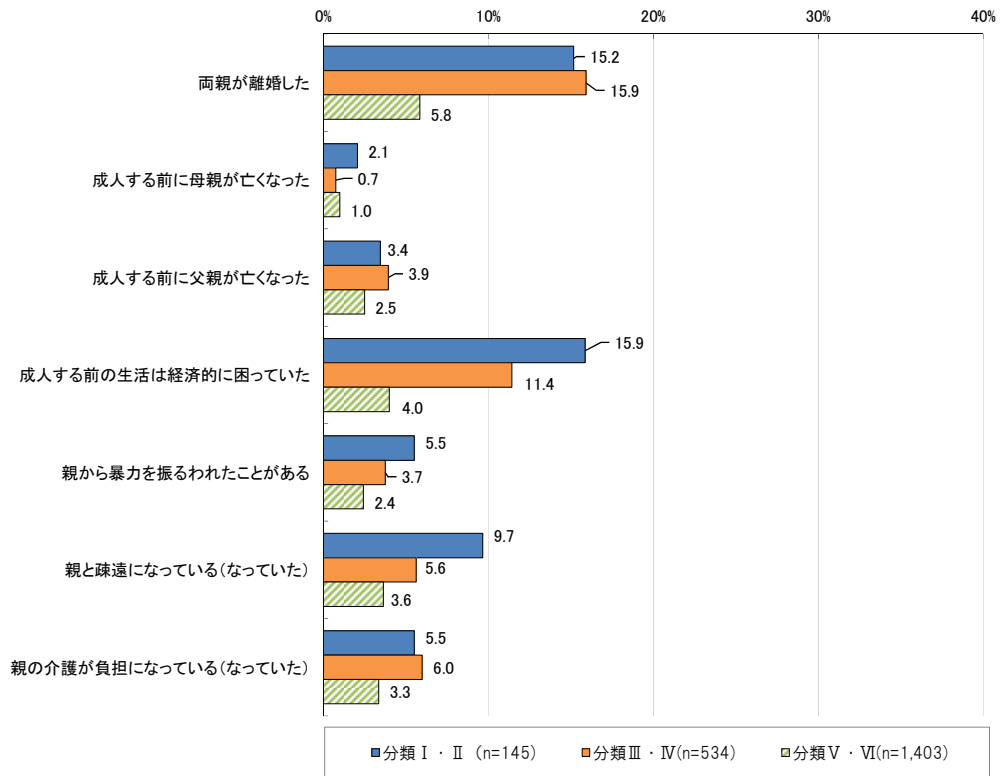
※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のもはここでは集計の対象外とした。  
 ※集計には無回答であったものも分母に含む。

図表9-1-2 世帯類型別、保護者の親との関係性



※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のもはここでは集計の対象外とした。  
 ※集計には無回答であったものも分母に含む。

図表 9-1-3 可処分所得の分類別、保護者の親との関係性



※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。  
 ※集計には無回答であったものも分母に含む。

## ②配偶者間の関係性

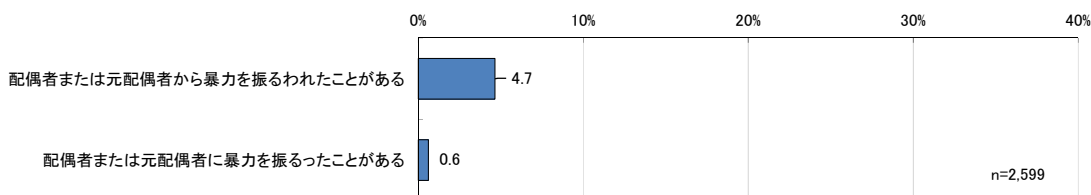
配偶者との関係、特に暴力の有無についてみると、「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」は4.7%、「暴力を振るったことがある」は0.6%となっている（図表 9-2-1）。

この点について世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」との回答割合が2割以上となっている（図表 9-2-2）。

また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合に、「暴力を振るわれたことがある」の回答割合が1割以上となっている（図表 9-2-3）。

**設問** あなたは、以下のような経験をしたことがありますか（問 28・複数回答）

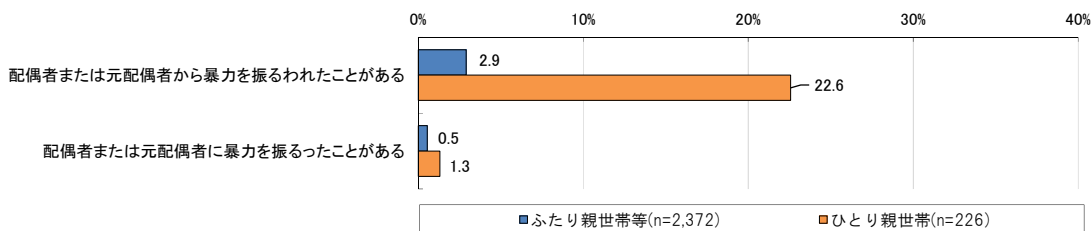
図表 9-2-1 配偶者との関係性



※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

※集計には無回答であったものも分母に含む。

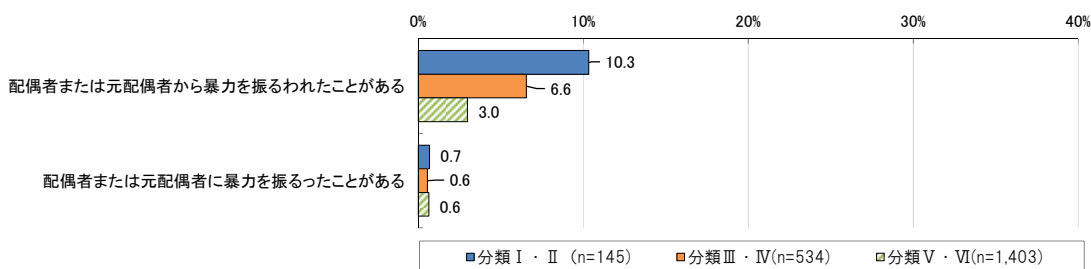
図表 9-2-2 世帯類型別、配偶者との関係性



※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

※集計には無回答であったものも分母に含む。

図表 9-2-3 可処分所得の分類別、配偶者との関係性



※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

※集計には無回答であったものも分母に含む。

### ③学歴の再生産

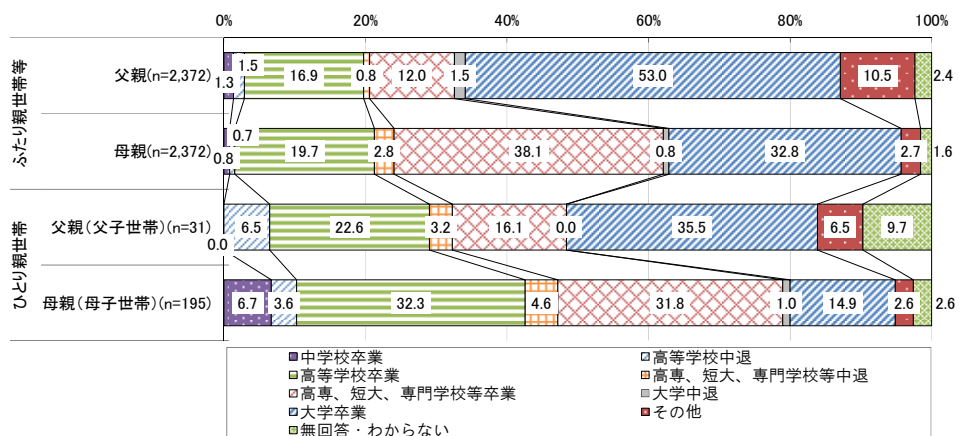
貧困の背景にある要因として、保護者の学歴についてみると、父親の最終学歴について「大学卒業」と回答した割合は、ふたり親世帯等では 53.0%であるのに対して、父子世帯では 35.5%となっている（図表 9-3-1）。「中学校卒業」あるいは「高等学校中退」と回答した割合に着目すると、ふたり親世帯等では 2.8%であるのに対して、父子世帯では 6.5%となっている。

また、母親の学歴について「大学卒業」と回答した割合は、ふたり親世帯等では 32.8%、母子世帯では 14.9%となっている。「中学校卒業」あるいは「高等学校中退」と回答した割合は、ふたり親世帯等では 1.5%であるのに対して、母子世帯では 10.3%となっている。

また、保護者の学歴と子ども・若者の学歴との関係について把握した。集計対象数との関係から、ここでは、ふたり親世帯等に限定し、父親・母親の学歴の組み合わせとして、「ともに非大学卒業」「いずれかが大学卒業」「ともに大学卒業」の 3 つに分類し、兄弟姉妹も含めて学校等を既に卒業した子ども・若者の最終学歴との関係性についてみると、「ともに大学卒業」の場合は「大学卒業」が 72.4%であるのに対し、「ともに非大学卒業」の場合にはその割合は 28.1%となっており、明確な違いがあることがわかる（図表 9-3-2）。

**設問** あなたの最終学歴は以下のうちどれですか（問 29・複数回答）

図表 9-3-1 保護者の学歴



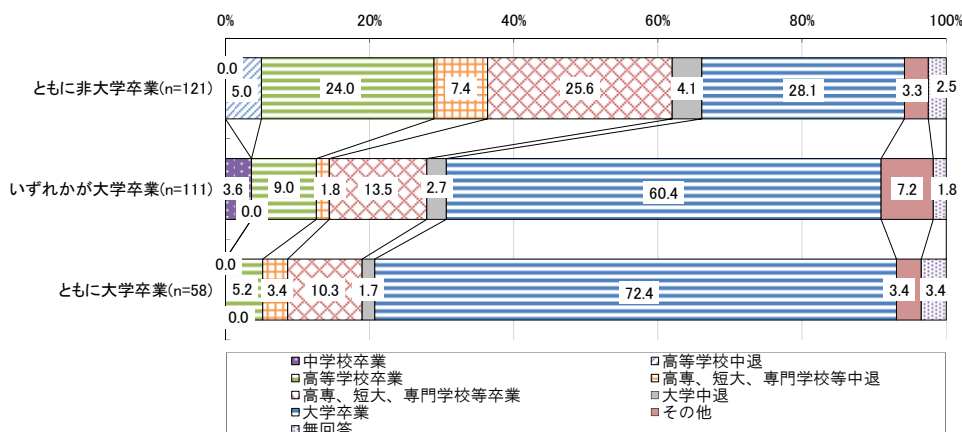
※回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものであればここでは集計の対象外とした。

※「父親」の回答は、回答者が「父親」の場合の本人の最終学歴と、回答者が「母親」の場合の配偶者の最終学歴を合計して算出している。「母親」の回答は、回答者が「母親」の場合の本人の最終学歴と、回答者が「父親」の場合の配偶者の最終学歴を合計して算出している。

※学歴について「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

**設問** 宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方のことで、また、その兄弟姉妹のことで、それぞれ以下の①～⑨の点について教えてください（問9⑧最終学歴）

図表 9-3-2 保護者の学歴と子ども・若者の学歴との関係性



※ふたり親世帯等についてのみ集計した。

※保護者の学歴について「大学卒業」には「大学院中退」「大学院修了」の場合を含む。なお、学歴について無回答のものも集計の対象外とした。

※子ども・若者の学歴については、兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。



## (10) 必要としている支援

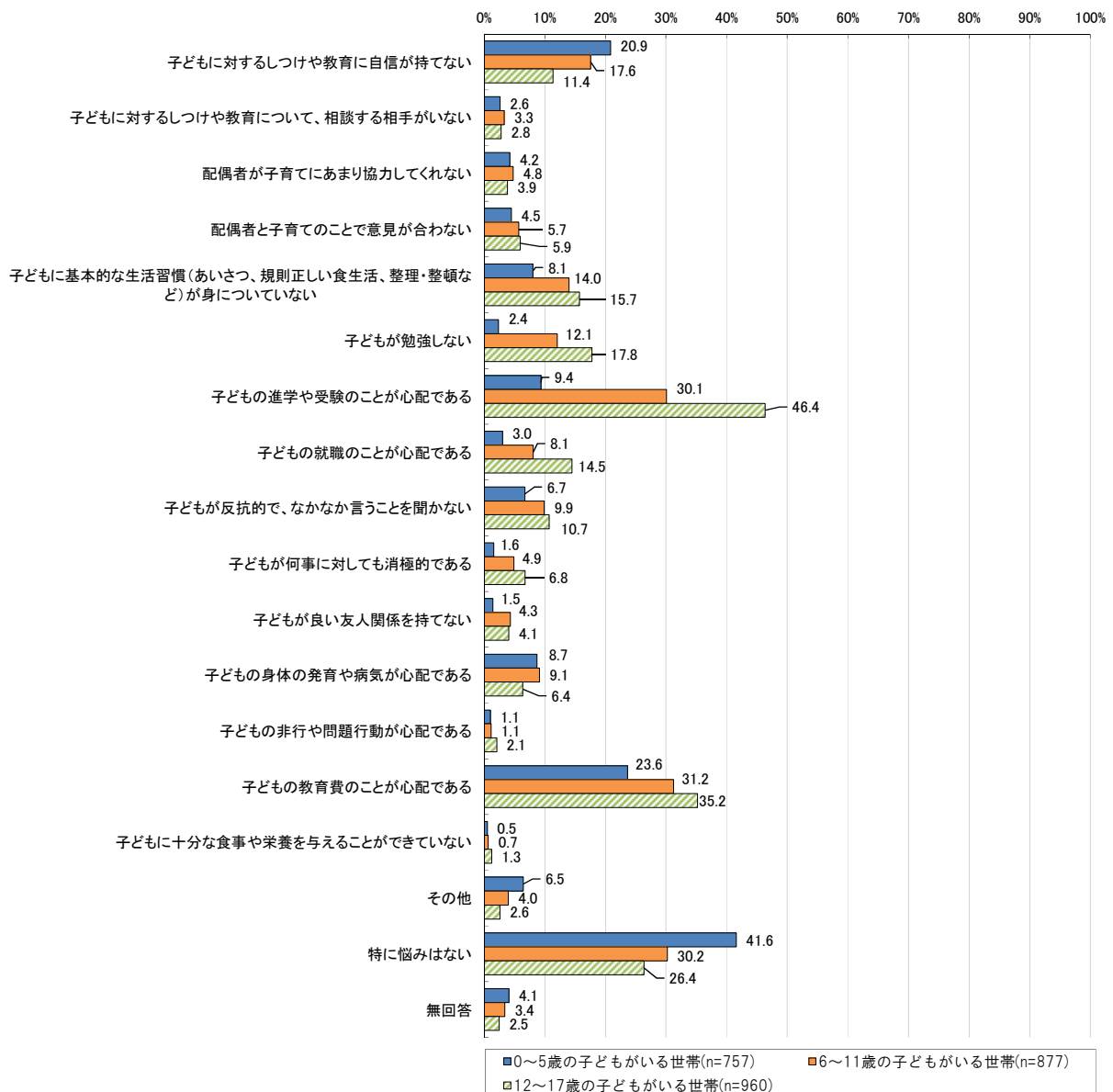
### ①子どものことについての悩み

子どものことで現在悩んでいることについて、世帯に含まれる子どもの年齢段階別にみると、子どもの年齢が高くなるにつれ、「子どもの進学や受験のことが心配である」の回答割合が高くなっていることがわかる（図表 10-1-1）。

「0～5歳」「6～11歳」「12～17歳」の子どもが含まれる世帯について、それぞれ世帯類型別に悩んでいることの回答についてみると、ひとり親世帯に該当する場合には、いずれの場合についても「子どもの教育費のことが心配である」の回答割合が比較的高くなっている（図表 10-1-2、図表 10-1-3、図表 10-1-4）。また、可処分所得の分類別にみると、やはり「子どもの教育費のことが心配である」の回答割合について、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合に高くなっていることがわかる（図表 10-1-5、図表 10-1-6、図表 10-1-7）。

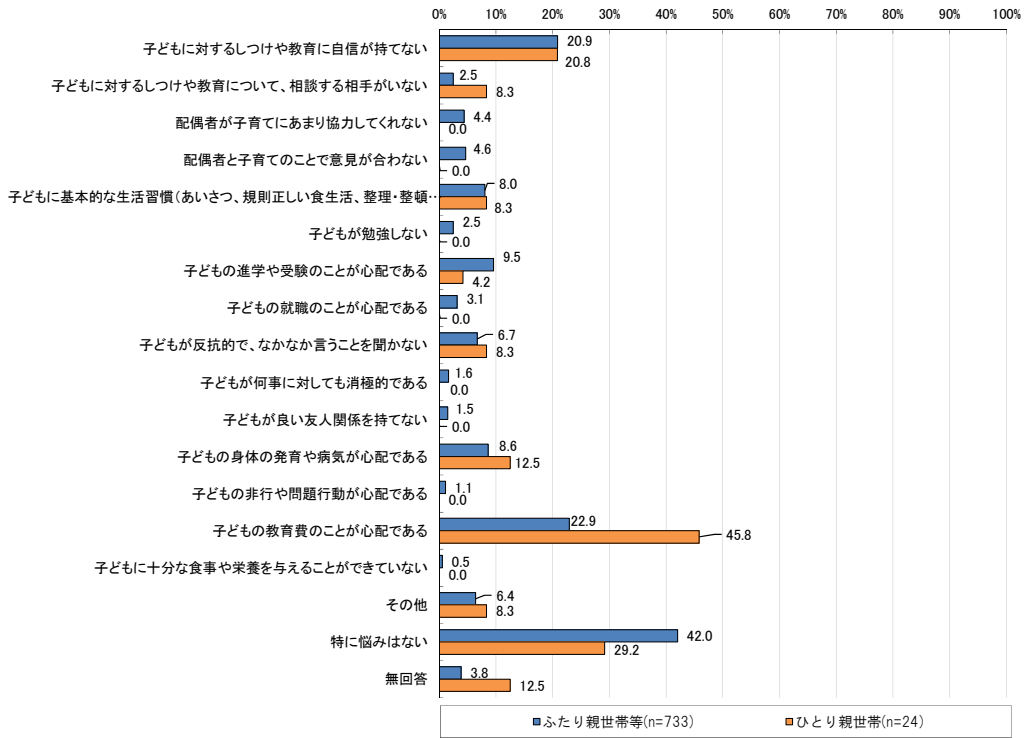
**設問** 子どものことについて、現在悩んでいることはありますか（問 14・複数回答）

図表 10-1-1 世帯に含まれる子どもの年齢段階別、現在悩んでいること

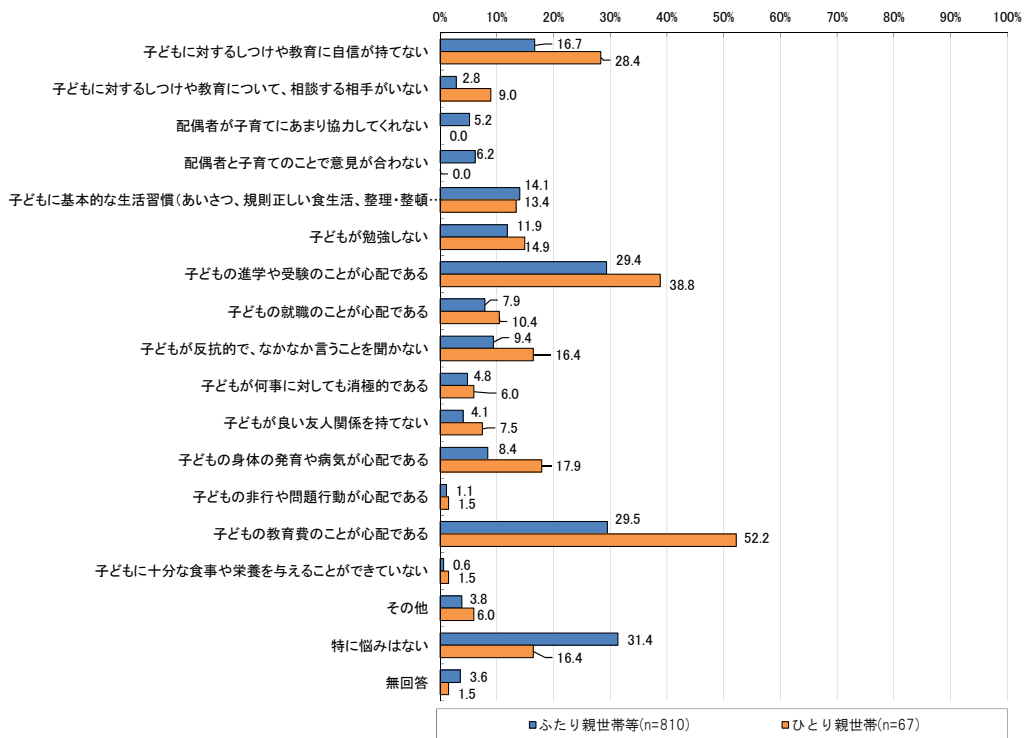


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。

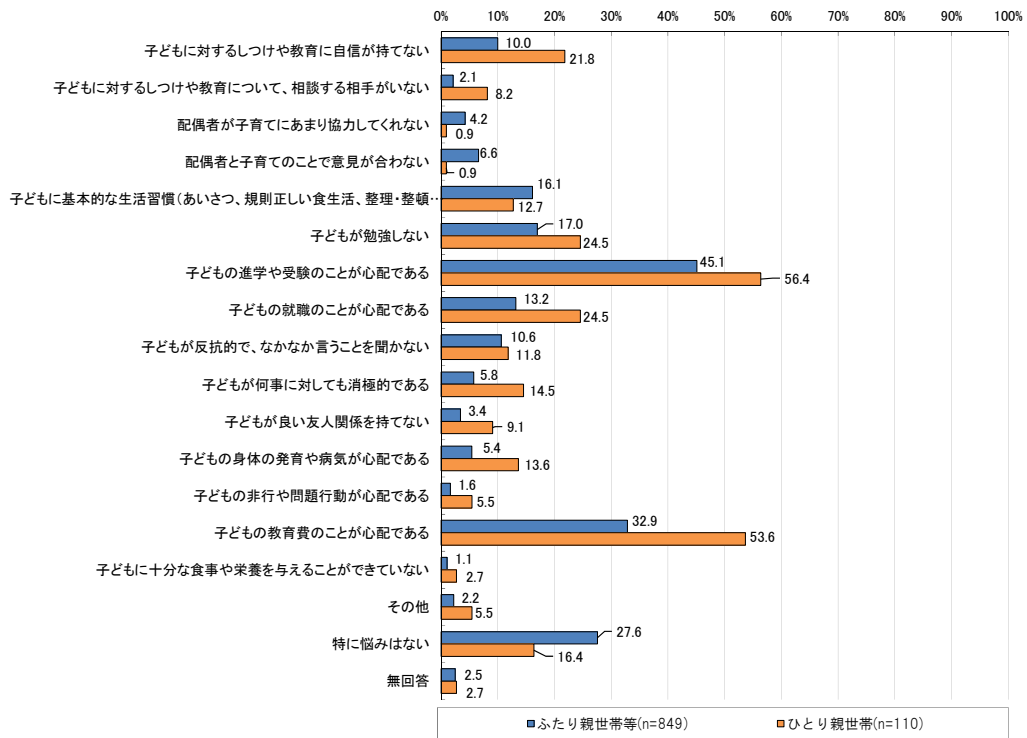
図表 10-1-2 世帯類型別、現在悩んでいること（0～5歳の子どもがいる世帯）



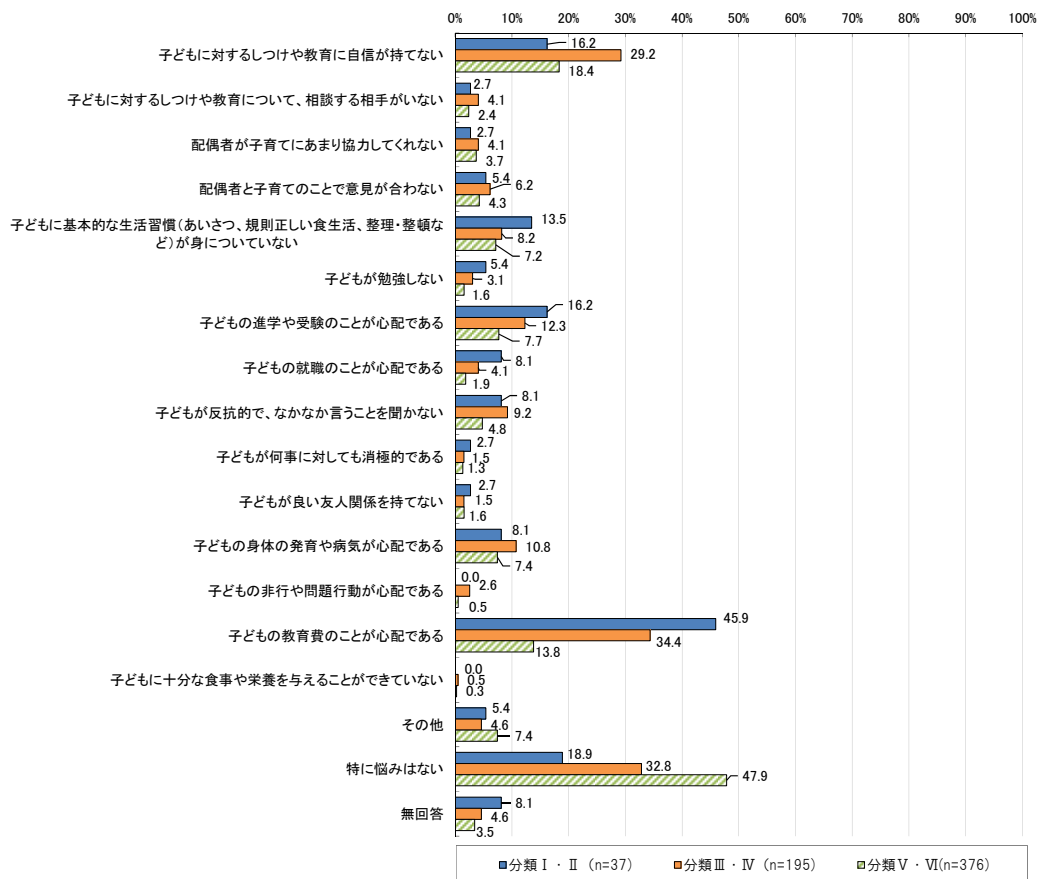
図表 10-1-3 世帯類型別、現在悩んでいること（6～11歳の子どもがいる世帯）



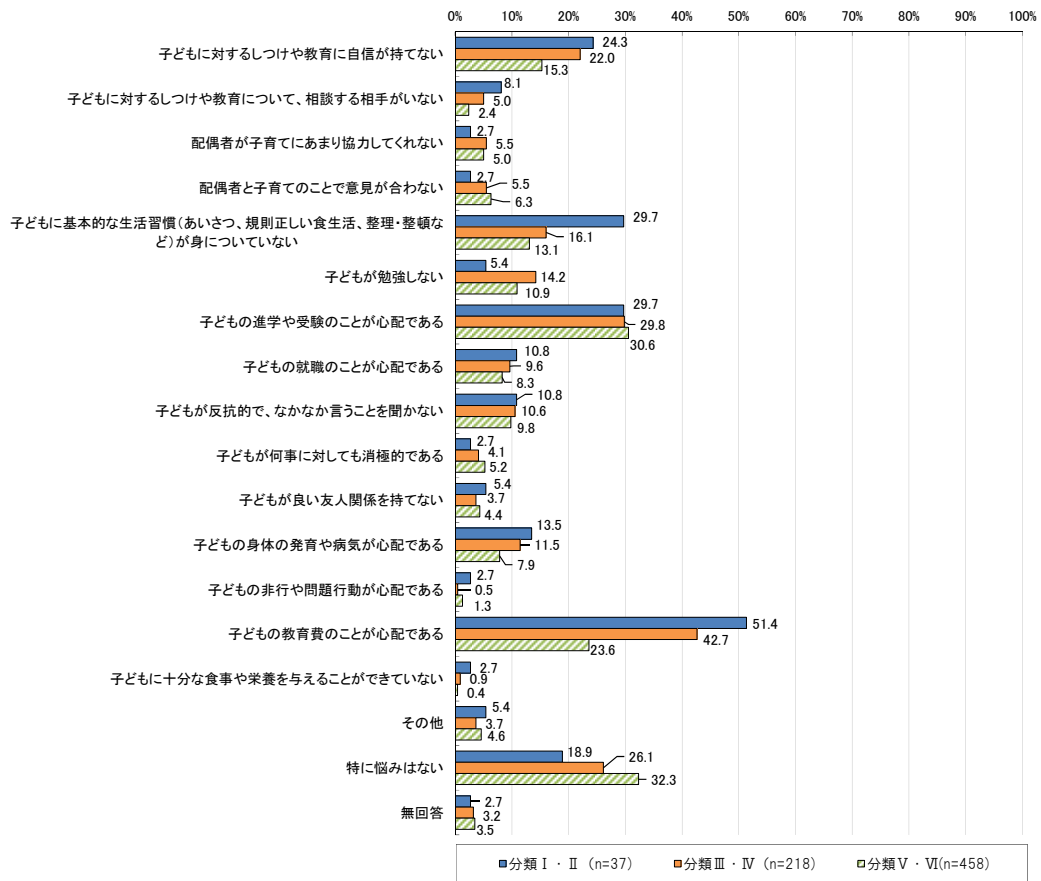
図表 10-1-4 世帯類型別、現在悩んでいること（12～17歳の子どもがいる世帯）



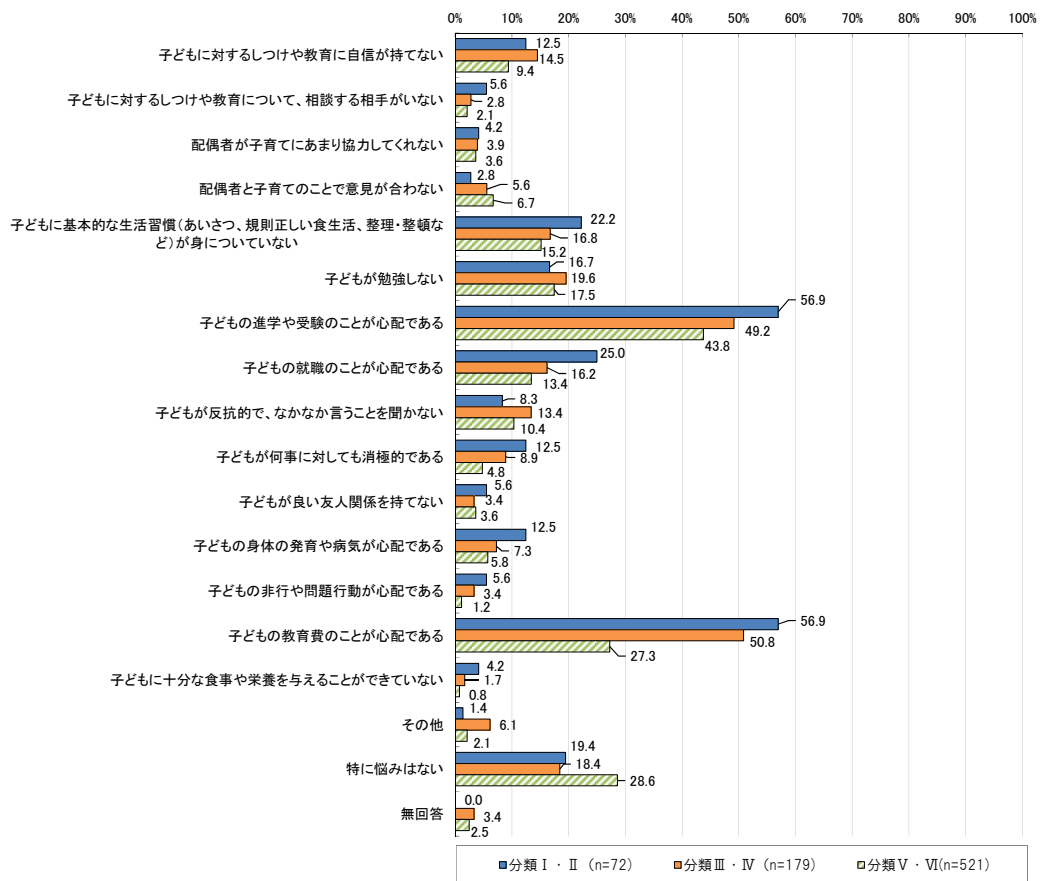
図表 10-1-5 可処分所得の分類別、現在悩んでいること（0～5歳の子どもがいる世帯）



図表 10-1-6 可処分所得の分類別、現在悩んでいること（6～11歳の子どもがいる世帯）



図表 10-1-7 可処分所得の分類別、現在悩んでいること（12～17歳の子どもがいる世帯）



## ②子どもにとってあるとよいと思う支援

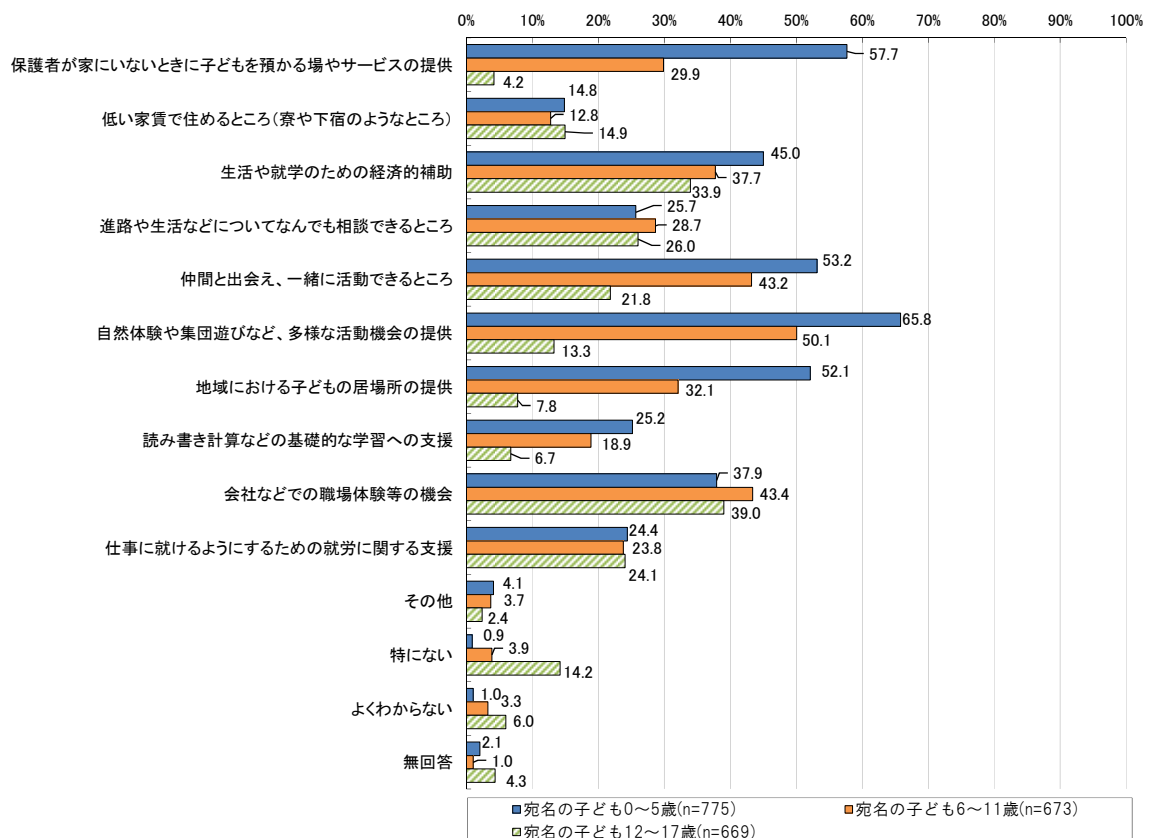
子どもにとって、現在、または将来的に、あるとよいと思う支援について宛名の子どもの年齢段階別にみると、宛名の子どもが0～5歳の場合について、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」「仲間と出会え、一緒に活動できる場所」「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」「地域における子どもの居場所の提供」などについて、それぞれ回答割合が比較的高くなっている（図表 10-2-1）。なお、宛名の子どもが6～11歳の場合については、「進路や生活などについてなんでも相談できる場所」や「会社などでの職場体験等の機会」の割合が比較的高くなっている。

宛名の子どもの年齢が「0～5歳」「6～11歳」「12～17歳」のそれぞれについて、世帯類型別にみるとよいと思う支援の内容についてみると、ひとり親世帯に該当する場合には、いずれの場合についても「低い家賃で住める場所（寮や下宿のような場所）」や「生活や就学のための経済的補助」について、回答割合が比較的高くなっている（図表 10-2-2、図表 10-2-3、図表 10-2-4）。

また、可処分所得の分類別にみると、やはり「低い家賃で住める場所（寮や下宿のような場所）」や「生活や就学のための経済的補助」について、「分類Ⅰ・Ⅱ」の場合など、所得の水準が低い場合に回答割合が高くなっている（図表 10-2-5、図表 10-2-6、図表 10-2-7）。

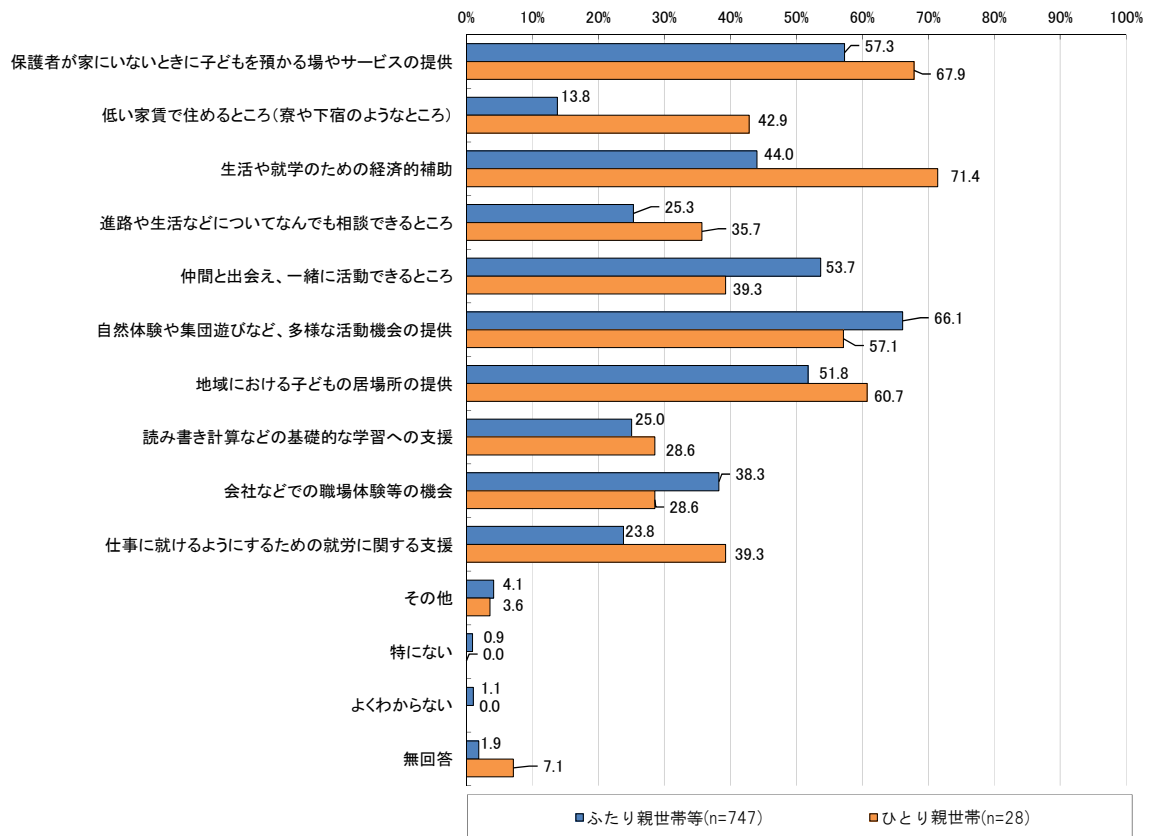
**設問** 宛名の子どもにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか  
（問 23・複数回答）

図表 10-2-1 宛名の子どもの年齢段階別、あるとよいと思う支援策

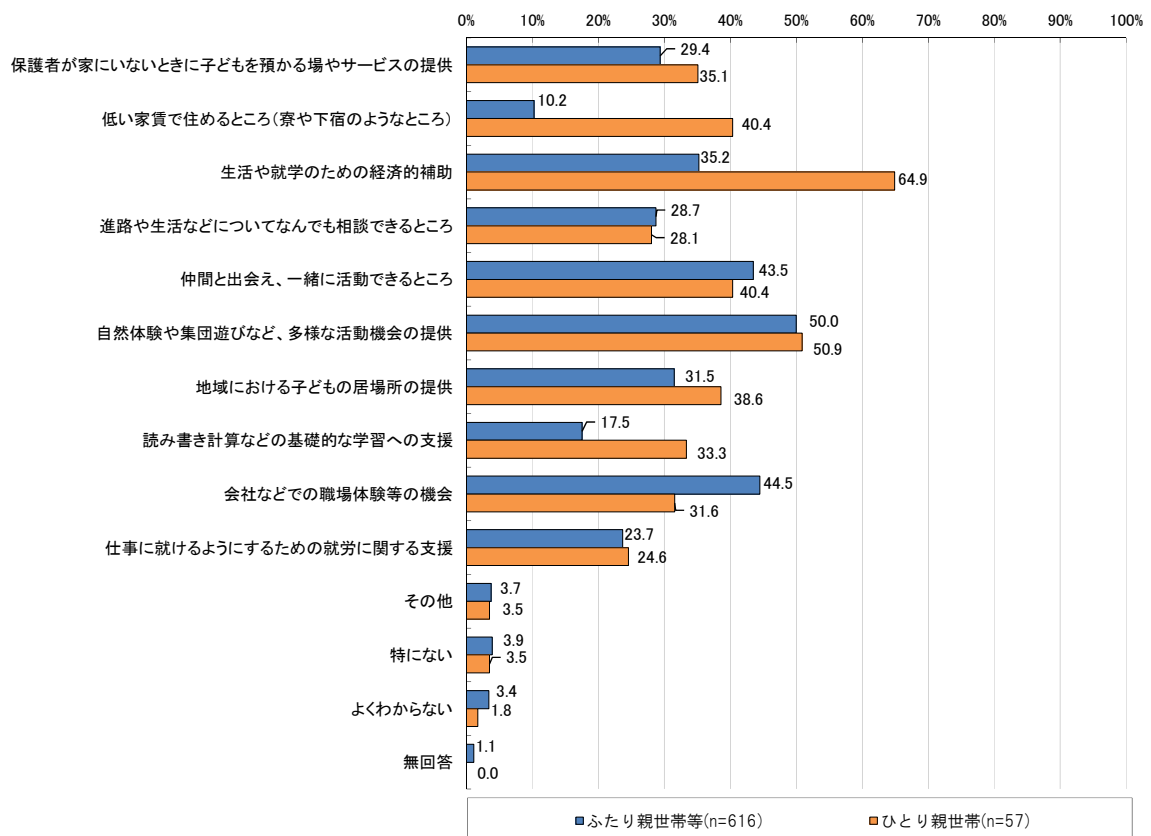


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。

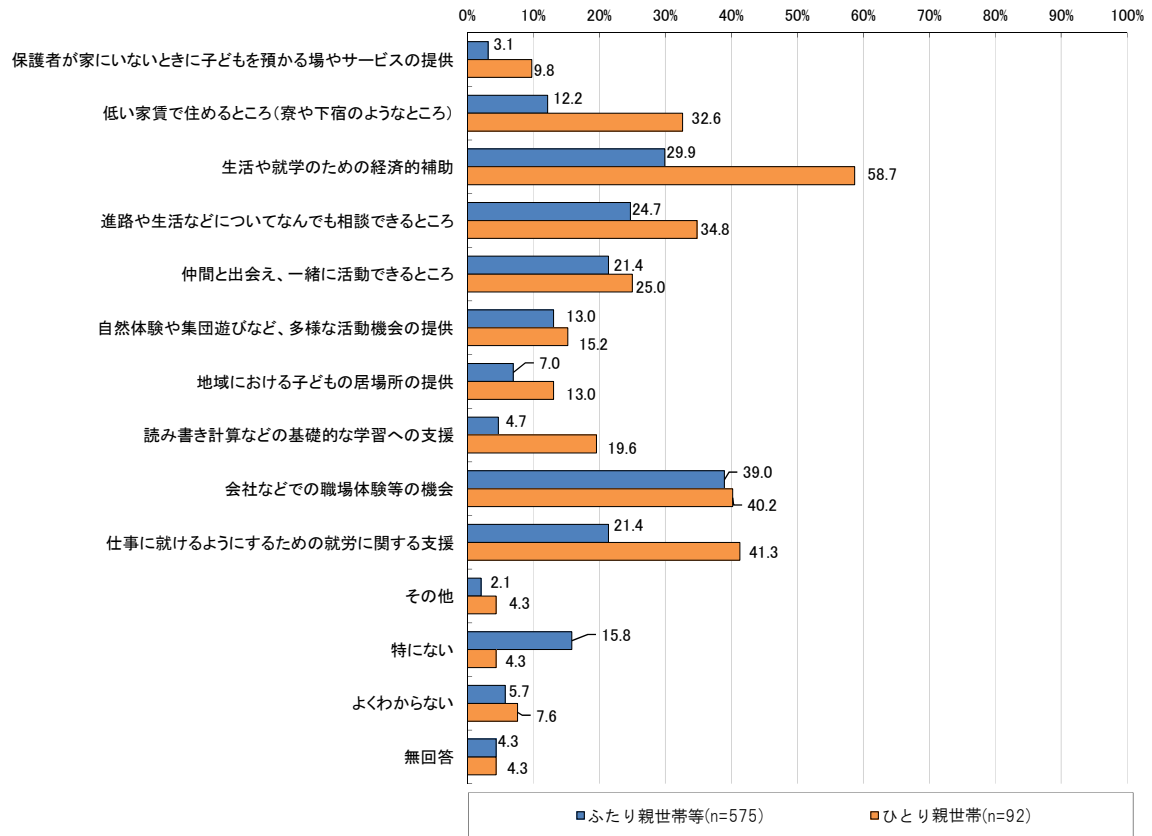
図表 10-2-2 世帯類型別、あるとよいと思う支援策（宛名の子どもの年齢 0～5 歳）



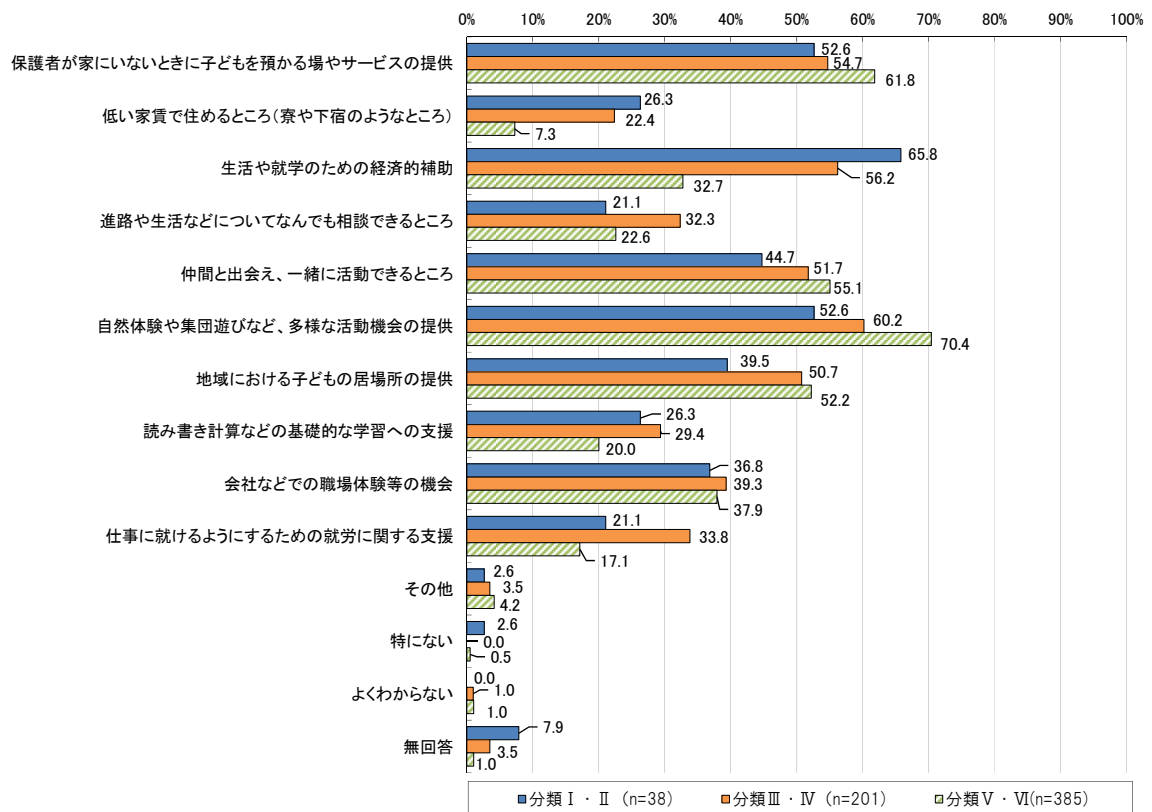
図表 10-2-3 世帯類型別、あるとよいと思う支援策（宛名の子どもの年齢 6～11 歳）



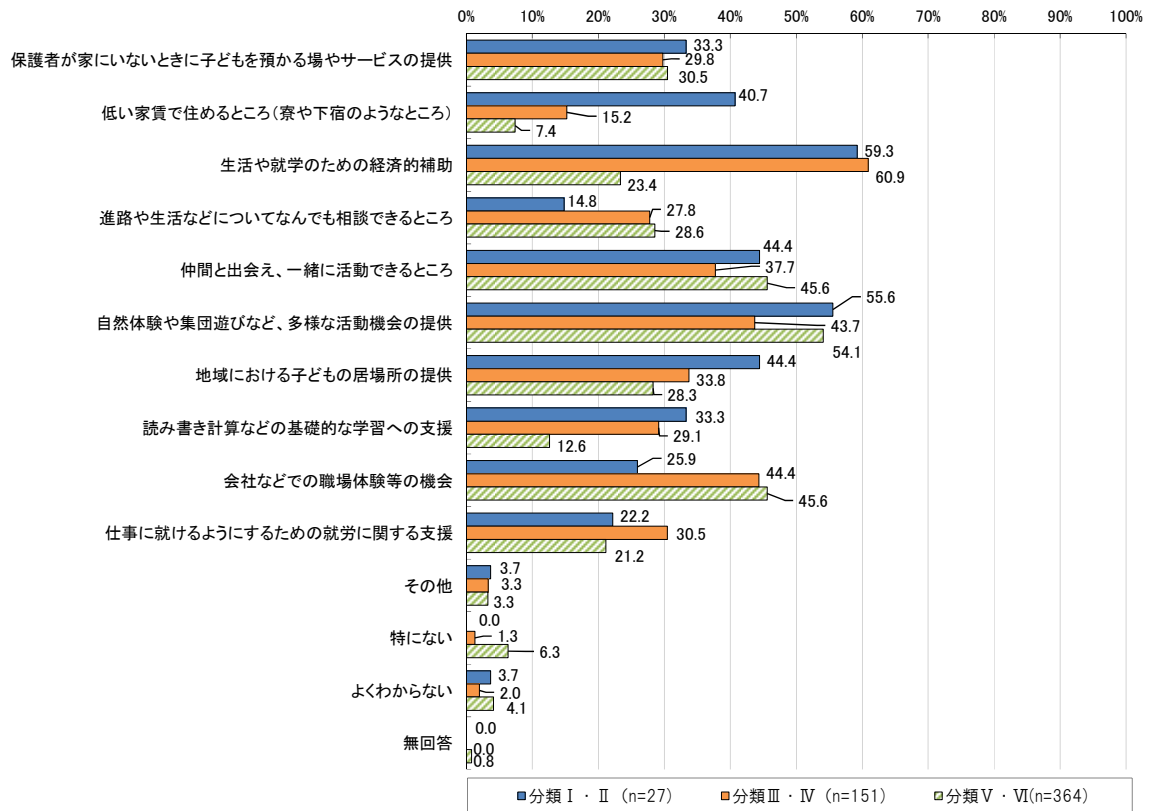
図表 10-2-4 世帯類型別、あるとよいと思う支援策（宛名の子どもの年齢 12～17 歳）



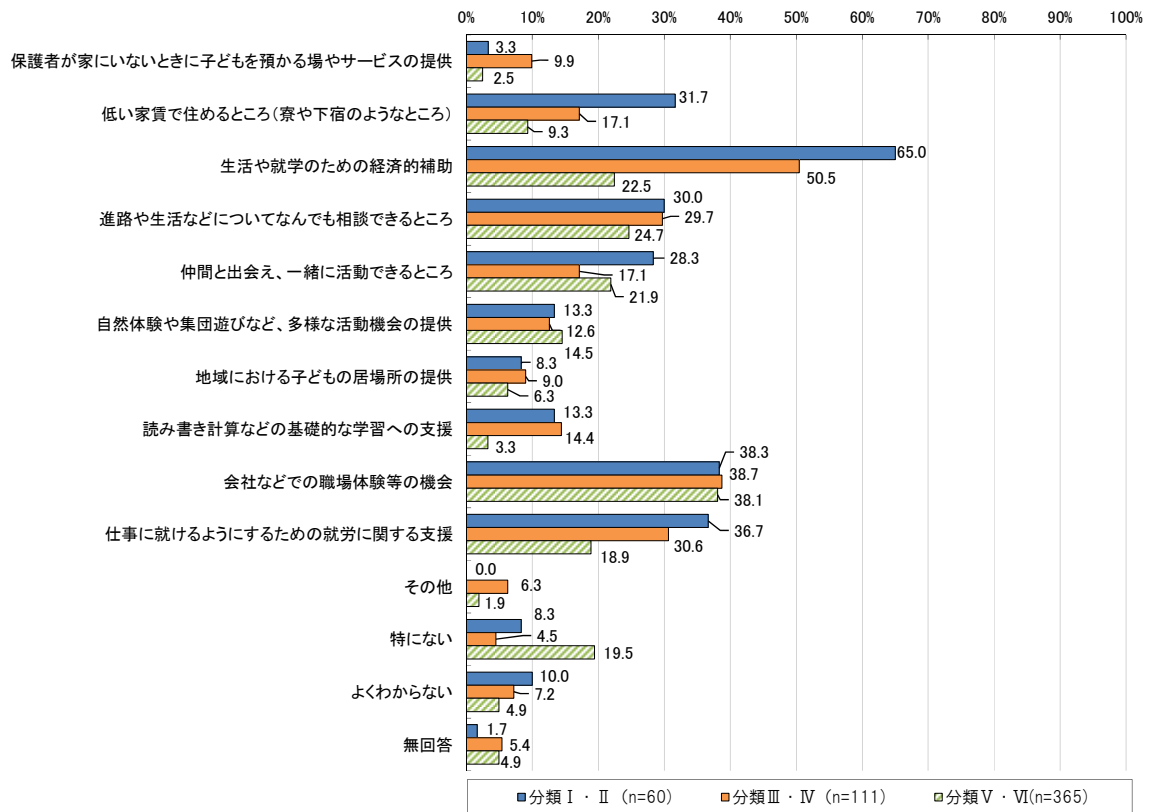
図表 10-2-5 可処分所得の分類別、あるとよいと思う支援策（宛名の子どもの年齢 0～5 歳）



図表 10-2-6 可処分所得の分類別、あるとよいと思う支援策（宛名の子どもの年齢 6～11 歳）



図表 10-2-7 可処分所得の分類別、あるとよいと思う支援策（宛名の子どもの年齢 12～17 歳）





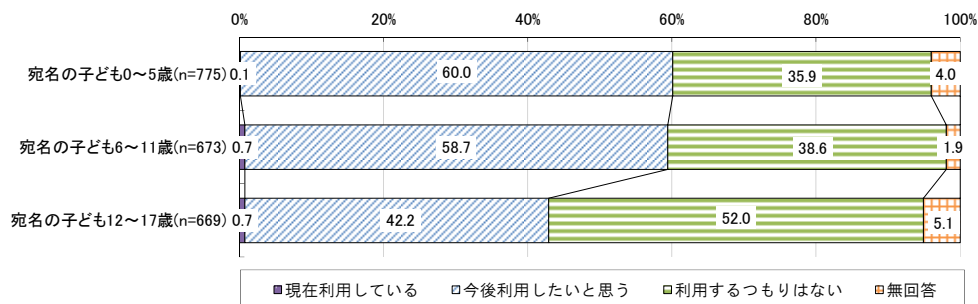
### ③学習支援制度の利用意向

学生ボランティア等による無料の学習支援制度に関し、宛名の子どもの年齢段階別に利用意向についてみると、宛名の子どもが「0～5歳」または「6～11歳」の場合について、「今後利用したいと思う」の割合が約6割となっている（図表 10-3-1）。

宛名の子どもの年齢が「0～5歳」「6～11歳」「12～17歳」のそれぞれについて、世帯類型別に利用意向についてみると、ひとり親世帯に該当する場合には、いずれの場合についても「今後利用したいと思う」の回答割合が比較的高くなっている（図表 10-3-2）。また、可処分所得の分類別にみると、「分類Ⅴ・Ⅵ」に比べ「分類Ⅰ・Ⅱ」または「分類Ⅲ・Ⅳ」の場合に、「今後利用したいと思う」の回答割合が比較的高くなっている（図表 10-3-3）。

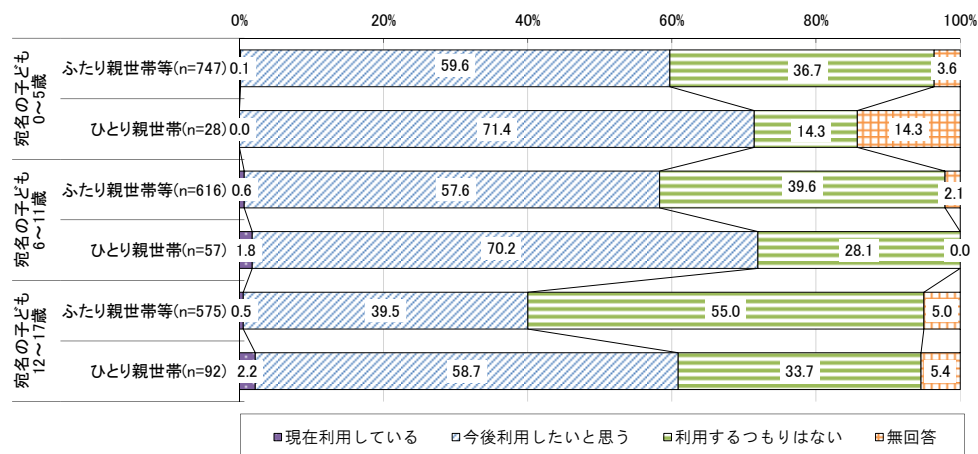
**設問** 宛名の子どもについて、学生ボランティア等による、無料の学習支援制度（学習の手助けなど）があった場合、利用したいと思いますか（問 22）

図表 10-3-1 宛名の子どもの年齢段階別、学習支援制度の利用意向

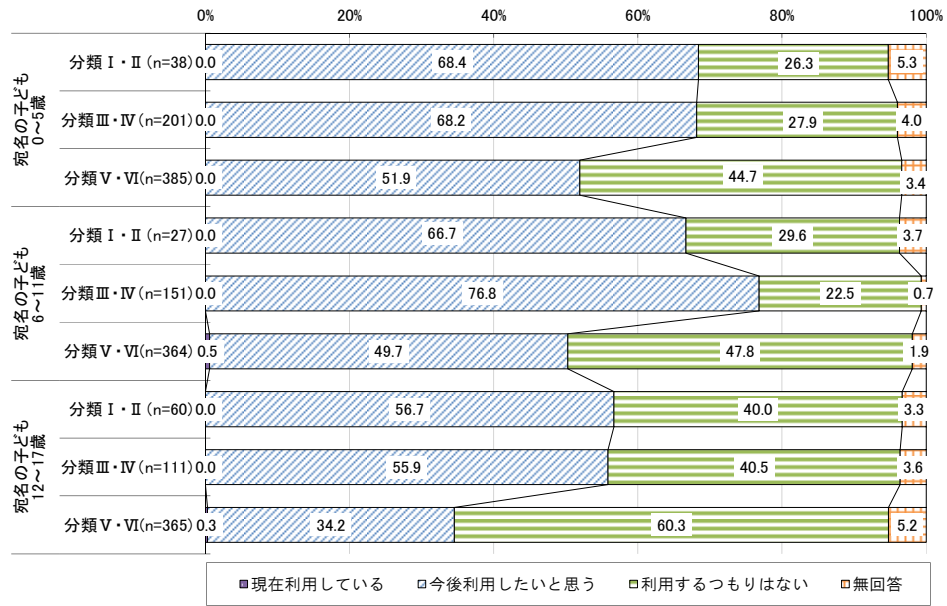


※宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答。

図表 10-3-2 宛名の子どもの年齢段階別、世帯類型別、学習支援制度の利用意向



図表 10-3-3 宛名の子どもの年齢段階別、可処分所得の分類別、学習支援制度の利用意向



※「分類Ⅴ・Ⅵ」の場合で「現在利用している」との回答が見られるが、「学生ボランティア等による無料の学習支援制度」に関して、どのようなものを利用しているのか等、詳細を把握することは難しい。

#### ④相談相手の有無

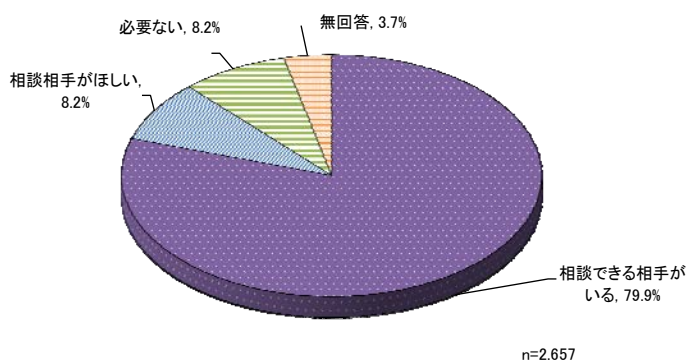
心おきなく相談できる相手がいるかについてみると、全体としては、「相談できる相手がいる」が79.9%、「相談相手がほしい」が8.2%、「必要ない」が8.2%となっている（図表 10-4-1）。

この点について、回答者属性・世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する場合には、「相談相手がほしい」との回答割合が高くなっていることがわかる（図表 10-4-2）。また、可処分所得の分類別にみると、「相談相手がほしい」との回答は、「分類Ⅲ・Ⅳ」で最も高くなっている（図表 10-4-3）。

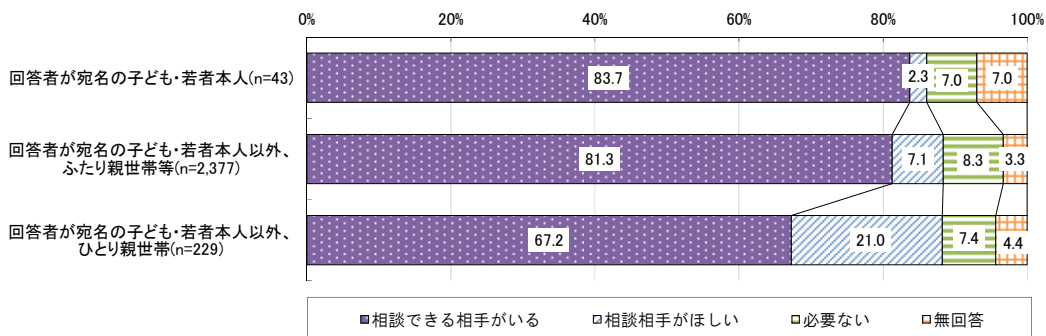
なお、「相談できる相手がいる」と回答した場合にはその相談相手について、「相談相手がほしい」と回答した場合には相談したい相手についてたずねたところ、相談したい相手について、「カウンセラーなどの専門家」が51.6%と最も高くなっている（図表 10-4-4）。

**設問** あなたには、現在心おきなく相談できる相手がありますか（問 30）

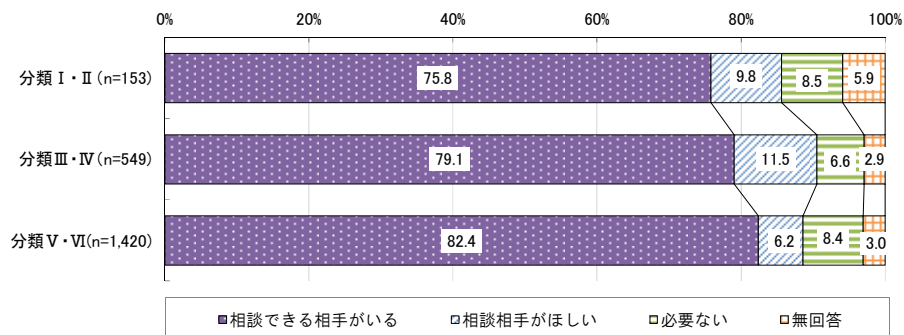
図表 10-4-1 相談相手の有無



図表 10-4-2 回答者属性・世帯類型別、相談相手の有無



図表 10-4-3 可処分所得の分類別、相談相手の有無



**設問** その相談相手は誰ですか、また相談相手がほしい方はどのような相手に相談したいと思いま  
すか（問 30-1、複数回答）

図表 10-4-4 相談できる相手、ならびに相談したいと思う相手

